

中央果実協会調査資料 No.671

令和5年度
果樹農業における担い手の育成及び
活躍表彰 報告書

令和6年3月

公益財団法人 中央果実協会

は し が き

我が国の果樹産業の状況を見ますと、その高品質な果実は、国内外から高く評価されていますが、全国の果樹産地では、生産者の減少や高齢化、後継者不足等により栽培面積や生産量が減少傾向にあり、国内外の果実需要に十分応えられず縮小均衡に陥り、その将来が危ぶまれる状況が続いています。

この流れに歯止めをかけ果樹農業振興指針で求められている生産基盤の強化に繋げていくためには担い手や労働力の確保とともに新しい需要を創造したり発想を変えた取組みが重要となっています。

我が国の果樹農業の維持強化の基盤である担い手の育成・確保のためには、未収益期間への対応や園地の確保、経営・技術の研修に加え、園地の継承、遊休園地の効果的な整備等が重要です。

一方、新しい取組みについては、既存の生産者や他分野からの新規参入者による省力技術等採用を通じた規模拡大、新しい需要の創出、6次産業化、輸出等に積極的に挑戦する事例も見られるようになってきました。中央果実協会では本年度から、農林水産省の後援を得て、このような我が国の果樹農業の基盤となる担い手の育成・確保のための優れた取組み、積極的に省力栽培技術を取り入れ、市場開拓を試みるなど新しい取組みをしている生産者、法人等を表彰し、その取組みを広く紹介することとしました。

今回、令和5年度の本表彰の受賞者の取組み内容を報告書に取りまとめ、全国の生産者の参考に資することとしました。この報告書が各産地におけるより効果的な担い手育成・確保や新しい産地の取組みにつながり、ひいては我が国果樹農業の発展に寄与することを期待します。

最後に審査を担当いただいた審査委員の皆様、本表彰事業の実施に多大の支援、ご協力をいただいた農林水産省をはじめ関係団体に心から感謝申し上げます。

公益財団法人 中央果実協会
理事長 村上 秀徳

全 体 目 次

第 I 章 令和5年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰 受賞者の取組み概要

1. 担い手の育成・確保の部

- ①農林水産省農産局長賞
JA紀の里 あら川の桃部会 i
- ②中央果実協会理事長賞
広島県果実農業協同組合連合会広島県果樹農業振興対策センター ii
豊田市農ライフ創生センター iii
三重南紀元気なみかんの里創生プロジェクト協議会 iv
長野県松川町 v
香川県農業協同組合高松・坂出地区果樹青壮年部 vi

2. 活躍する担い手の部

- ① 農林水産省農産局長賞
株式会社福士農園 代表取締役 福士 寛和 氏 vii
- ②中央果実協会理事長賞
米本 真之 氏 viii
岡本 和也 氏 ix

第 II 章 令和5年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰 受賞者の取組み紹介資料

1 担い手の育成・確保の部

- ①農林水産省農産局長賞
JA紀の里 あら川の桃部会 3
- ②中央果実協会理事長賞
広島県果実農業協同組合連合会広島県果樹農業振興対策センター 11
豊田市農ライフ創生センター 19
三重南紀元気なみかんの里創生プロジェクト協議会 25
長野県松川町 35
香川県農業協同組合高松・坂出地区果樹青壮年部 41

2 活躍する担い手の部

- ①農林水産省農産局長賞
株式会社福士農園 代表取締役 福士 寛和 氏 45
- ②中央果実協会理事長賞
米本 真之 氏 51
岡本 和也 氏 55

第 III 章 令和5年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰 審査の概要と審査会講評 58

第 IV 章 令和5年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰 意見交換会資料 65

付属資料

令和5年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰実施要領	111
令和5年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰審査会運営要領	114
ポスター及びリーフレット	118

第 I 章

令和 5 年度果樹農業における 担い手の育成及び活躍表彰 受賞者の取組み概要

1 担い手の育成・確保の部

①農林水産省農産局長賞

- ・ J A 紀の里 あら川の桃部会 i

②中央果実協会理事長賞

- ・ 広島県果実農業協同組合連合会広島県果樹農業振興対策センター ii
- ・ 豊田市農ライフ創生センター iii
- ・ 三重南紀元気なみかんの里創生プロジェクト協議会 iv
- ・ 長野県松川町 v
- ・ 香川県農業協同組合高松・坂出地区果樹青壮年部 vi

2 活躍する担い手の部

①農林水産省農産局長賞

- ・ 株式会社福士農園 代表取締役 福士 寛和 氏 vii

②中央果実協会理事長賞

- ・ 米本 真之 氏 viii
- ・ 岡本 和也 氏 ix

1. 担い手の育成・確保の部(農林水産省農産局長賞)

JA紀の里 あら川の桃部会

取組みの概要

- JA紀の里は、桃、柿、柑橘類等果樹栽培が盛んで、商標権やGIを取得したブランド「あら川の桃」の産地。河川敷の園地は「桃源郷」とも呼ばれる。
- 「あら川の桃」ブランド維持や優良園地の維持を目的に、研修サポーターによる新規就農者の育成として、平成27年にJA紀の里あら川桃部会が中心となり、生産者から研修サポーターを選任し、トレーニングファームサポーター会を設置。
- 新規就農希望者から部会として3名の研修者を受け入れ、研修者1名に対し複数名のサポーターをあて、桃生産の経営・栽培技術等の研修と地域への溶け込み等を支援。
- 新規就農者への園地継承については、あら川の桃部会が部会員に営農継続意向アンケートを行い、新規就農者受入れの意識醸成を図りつつ継承可能な園地を把握。行政とJAの連携のもと研修サポーターが中心となって、研修修了者が50a程度の園地を借りられるように支援。
- 平成27年からこれまで研修生8名を受入れ、うち5名が就農し、2名が研修中。
- 新規就農者への営農・定着の指導は、サポート会のメンバーやJAの営農部、県普及指導員、紀の川市等で連携協力して実施。



桃源郷の風景

- アンケート調査は部会員377人全員に配布し、239件を回収。
- 規模拡大を希望する農家が1割に満たなかったのに対し、縮小や離農を考えている農家は約2割も存在。

○地域の状況・後継者問題など将来見通しを可視化し、部会員が危機感を共有するに至った。

■今後の農地の見通しについて

	回答者	割合
ア. 規模拡大したい	13	3.45%
イ. 現状維持	175	46.4%
ウ. 規模縮小したい	35	9.3%
エ. 離農したい	15	4.0%
無回答	139	36.9%
合計	377	100%

■規模拡大・規模縮小・離農の内訳

	ア. 規模拡大	ウ. 規模縮小	エ. 離農
0~1年以下	5	1	0
2~3年以下	3	8	5
4~5年以下	1	11	4
6~10年以下	1	2	2
11~30年以下	1	0	9
時期不明	2	13	4
合計	13	35	15



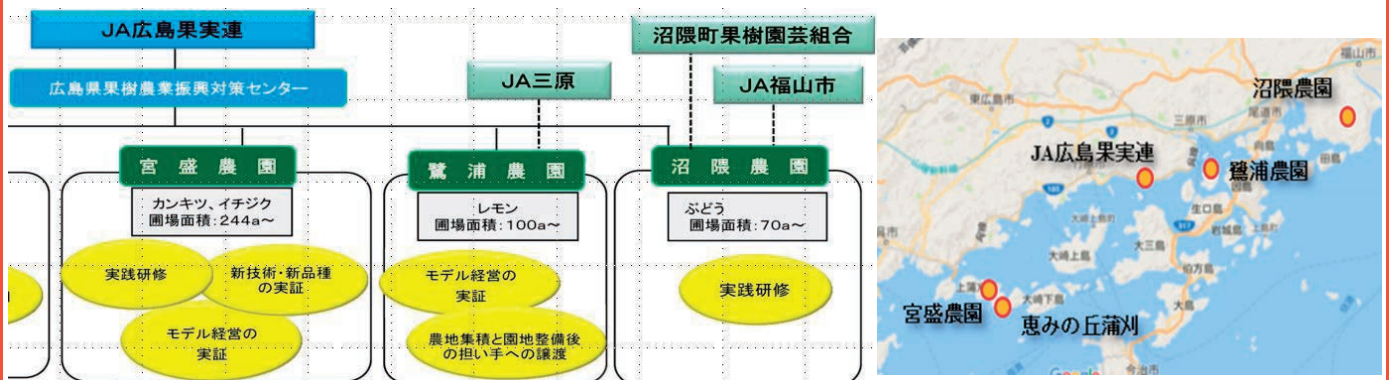
研修サポーターによる指導の様子
(左: サポーター、右: 研修生)

1. 担い手の育成・確保の部(中央果実協会理事長賞)

広島県果実農業協同組合連合会広島県果樹農業振興対策センター

取組みの概要

- 広島果実連は、平成24年に広島県果樹農業振興対策センターを設置し、果樹農業の研修制度を立ち上げ。呉市のカンキツ研修園で新規就農研修を開始。さらに平成27年に福山市沼隈のブドウ団地にブドウ研修園で新規就農研修を開始。
- 新規就農希望研修生の受入れに際しては、研修園地のある地域での就農を前提として、地元JAが研修修了後の園地斡旋を、研修修了後の制度資金等の確保を市町が担当。
- 令和3年度までの研修の実績は、カンキツ研修園で12名の研修を行い研修修了者の全員が就農済み。ブドウ研修園で15名の研修を行い研修修了者のうち1名を除いてすべて就農済み。
- 三原市離島(佐木島)に、広島果実連が荒廃園地を借り受け、平成30年度からレモンを新植して園地を整備中。これまでにレモン園3.2haを整備。
- 新規就農者のレモン苗新植による経営のリスクが高い期間を広島果実連が経営し、成木後に新規就農者に継承して新規就農者を確保する考え方にに基づき、将来的にレモン園の面積を10haまで広げ、新たな担い手育成に繋げる計画。



広島県果樹農業振興対策センター関係組織図と所在場所



沼隈ブドウ園における研修の状況



離島(佐木島)のレモン園(第1ほ場)

1. 担い手の育成・確保の部(中央果実協会理事長賞)

豊田市農ライフ創生センター

取組みの概要

- ・ 県内有数の桃・梨産地である豊田市が産地として発展し続けるため、平成31年にJAあいち豊田と共同して、独立自営の担い手育成を目的に豊田市農ライフ創生センター「桃・梨専門コース」を創設。
- ・ 本コースでは、桃と梨を栽培する農家を里親として、2年間、桃と梨の栽培技術や経営の実践的研修を実施。研修生は、里親農家ほ場での実践的研修に加え、豊田市が研修生のために農地を提供した農家から借り受けた園地(自己管理ほ場)において里親農家の指導を受けつつ栽培・経営管理を行い、独立営農に向け準備。
- ・ 本コースの受講費はかかるが、研修期間中の資材(農薬、マルチ、支柱等)や自己管理ほ場の費用は豊田市が支援。
- ・ 園地継承は、自己管理ほ場の利用権の切り替え等により、平均約80aの園地を継承。これまでに5名が桃・梨農家として市内に就農し、現在3名が研修中。
- ・ 独立就農後には、国の資金(経営開始資金、経営発展支援事業等)のほか、市の新規就農支援補助や農ライフ創生センターによる農機具(スピードスプレーヤー等)の貸し出し、農業経営アドバイザーによる伴走支援等を実施。



里親の果樹園での研修風景
(桃・梨専門コース)



<継承予定候補地>

1期生(継承済)	5,924
2期生(継承済)	11,084
3期生(継承済)	11,752
3期生(継承済)	11,683
4期生(継承予定)	7,076
5期生(管理)	9,477
5期生(管理)	9,589
5期生(管理)	3,206
計	69,791

豊田市舞木町地内の
園地継承状況

1. 担い手の育成・確保の部(中央果実協会理事長賞)

三重南紀元気なみかんの里創生プロジェクト協議会

取組みの概要

- 三重県南部3市町(熊野市・御浜町・紀宝町)の柑橘栽培は、国営パイロット事業などにより地域の基幹産業として発展し産地を形成。
- 産地を持続可能なものとするため、「三重南紀元気なみかんの里創生プロジェクト協議会」では、新規就農者の確保対策を令和3年度から本格的に取り組み始めた。
- 取組みの柱に「理念の共有」「的確な情報の発信」「人材の育成」の3つを据えて、新規就農希望者等に向けて、「みかん、やったらええやん」のメッセージとともに、地域の魅力、柑橘栽培農家の姿や一人のできる経営モデルなどを発信。
- 令和4年度の就農相談数27件、研修者数9名と急増し、今年度もその勢いを加速している。
- 新規就農希望者の長期研修は、JA出資法人のトレーニングファームと柑橘栽培生産者の園地を活用して1年間以上実施。
- 研修修了者への園地の斡旋は、法人園地の一部の利用権の切り替えや、研修指導生産者による紹介などで対応し、認定新規就農計画を達成できる面積を継承。
- 生産量の8割を占める御浜町では、研修人数の増加に伴い、町独自の農地バンク制度を創設し、賃貸借できる農地を見える化し、それを有効に活用してJAの営農指導員や町(農地担当・農業委員会)において新規就農者にマッチング。
- また、75歳以上の農家に対して園地をどうするかの意向を調査するアンケートを町とJAの連名により実施し、継承可能な優良園地を把握。

御浜町とは



国営パイロット事業で整備した園地

紀伊半島、本州ほぼ最南端の太平洋沿いの町、三重県御浜町。海岸沿いには、約25kmに渡る七里御浜や、祈りの路、世界遺産「熊野古道伊勢路」。海の巡礼道・浜街道、山の巡礼道・風伝峠、横垣峠の三つの熊野古道など、人々の祈りの歴史の足跡があります。温暖多雨な気候と、みかん栽培に適した水はけの良い土壌が、一年を通して、様々な種類のおいしいみかんを育み、「年中みかんのとれるまち」として親しまれています。その気候と丸いみかんのおかげか、人も穏やかで暖かい町です。

御浜町タウンプロモーションサイト

熊野の海の「青」と山の「青」が出会う町



<https://www.mihama-mie-townpromotion.jp/>

御浜町プロモーションサイト「青を編む」

御浜町 YouTubeチャンネル「三重県御浜町 - Mihama Town」

みかん農家のインタビュー動画を始め、御浜町の魅力が詰まった映像を紹介しています。



https://www.youtube.com/channel/UCx3iIn_bYwma-k0URUI_7M0



新規就農者研修

1. 担い手の育成・確保の部(中央果実協会理事長賞)

長野県松川町

取組みの概要

- 松川町は、地域おこし協力隊制度を活用して果樹農業研修制度を立ち上げ、令和2年1月から果樹に特化した研修を開始。同研修により研修生は、3年間、果樹の栽培技術・知識の習得に加え、農家の生活や地域に馴染むための体験をする。
- 研修生のサポートは、充実した報酬、就農準備金の積み立て、研修住宅等の提供に加え、地域の方々、相談できる同世代の仲間、研修先の法人や農家の方たち、そして、農業委員会、県、JA、町が一緒になって支援できるよう繋がりをもって対応できる体制を組んでいる。
- 研修生への園地の斡旋は、町の営農支援センターに農地相談員2名を中心に、研修農家、JA、農業委員からの情報をもとに継承する園地をマッチング。研修生1人当たり園地80a程度の借入れを目安として紹介。
- 1期生2名は研修修了後独立就農をし、桃、梨、りんごで園地(各就農者約80a)を継承。2期生1名はりんご、梨で約80aの園地を事業継承。

【2年目】

- 希望品目による専門研修・・・指定農家マッチング
- 自圃場確保の場合、指定農家指導のもと実践研修
- JA等の指導会参加

【3年目】

- 自圃場での実践研修
(管理作業～販売、経営計画策定)



研修住宅
(3名の研修生が入居)

研修交流棟



1. 担い手の育成・確保の部(中央果実協会理事長賞)

香川県農業協同組合高松・坂出地区果樹青壮年部

取組みの概要

- 高齢化や担い手不足が進行する中、若手生産者の技術研鑽や担い手育成等を図るため、平成26年5月に高松・坂出地区の果樹産地の若手生産者17名が「香川県農業協同組合高松・坂出地区果樹青壮年部」を設立。
- JA香川県等の新規就農研修生を会員が積極的に受入れ指導したことにより、新規就農者が定着し会員数が14名増加。
- 耕作放棄される見込みの園地を借り受け、温州みかんのモデル園(12a)を整備し、先輩会員がトレーナーとなって新規就農希望者や経験の浅い会員への栽培技術講習や、ドローン防除の実演会等に活用。
- モデル園が結果樹園となったため令和5年11月には若手会員に当該園地を継承。
- 新たなモデル園約10aを令和5年度に設置する予定で、植付けから結果樹園になるまでの研修ほ場として活用し、成園後は若手会員に継承する予定。



平成28年度に活動拠点として整備したモデル園



モデル園の研修で説明する先輩会員(中央)



定植後、結果樹園となったモデル園は若手会員に園地継承



モデル園での収穫作業の実地研修

2. 活躍する担い手の部(農林水産省農産局長賞)

株式会社福士農園 代表取締役社長 福士 寛和 氏

(青森県青森市)

取組みの概要

- (株)福士農園は、りんご超高密植栽培の省力樹形やドローン等のスマート農業の導入により、経営面積を約10haまで拡大させ、環境にやさしい農業などのSDGs経営を実践。
- また、自ら販路を開拓し、大手百貨店や高級フルーツ店、著名人などへ生果や自社加工品を直接販売しているほか、ふるさと納税返礼品にも取組み、販路の多様化により収益安定を実現。
- 地域の保育園の収穫体験受入や警察へのりんご寄付など地域活動をしており、経営状況と併せて、ホームページ等で情報を発信。
- また、全国のりんご農家を集めた情報交換会などの開催に貢献し、地域外の小学生へ食育授業を行うほか、取引先の援農ボランティアの受入も行い、地域の果樹農業の活性化や認知度の向上に貢献。



りんご園地(わい化、超高密植栽培等)の状況



ドローンによる授粉作業の状況



小学校での食育授業の状況

2. 活躍する担い手の部(中央果実協会理事長賞)

米本 真之 氏

(長野県伊那市)

取組みの概要

- 長野県の里親制度を利用しIターンで就農して8年目の若手りんご生産者である。就農当時から栽培困難園を借り受け栽培を開始し、同時に園地の集積を行いながらりんごの省力栽培である「高密植栽培」を取り入れ、面積拡大。
- 令和5年現在で、耕作面積は196aで、計画的に果樹経営支援対策事業や先導的取組支援事業などを利用し新植を行い、最終的には300aまで園地を拡大予定。
- 令和4年までに、就農時から借り受けていた園地を他生産者へ引き継ぎ、集約した園地での栽培となり、全園地で高密植栽培のみの経営を開始。単収は異常気象の影響はあるものの順調に伸びており、令和4年度は平均で約8トン/10aを実現。
- 若い消費者が購入しやすい価格も必要と考え、高く販売して経営を成り立たせるのではなく、収量を増やしコストを減らし経営を成り立たせる理念の下、集約した園地での高密植栽培を導入し、省力化・人件費削減のための栽培・管理技術を実践。
- 新規就農研修経験者の多くが参加する「上伊那果樹の未来を創る会」のメンバーとして、M9台木確保のプロジェクトに参加し、苗木不足に対応できるよう高密植に必要な台木を生産し、産地の発展に貢献。



米本氏の園地(高密植栽培)



10トン/10aの収穫ができたりんご園
(シナノゴールド)

2. 活躍する担い手の部(中央果実協会理事長賞)

岡本 和也 氏

(大分県杵築市)

取組みの概要

- 平成30年11月より「杵築市ファーマーズスクール(2期生)」に入校し、ハウスみかん栽培を2年間学び、経営継承により令和2年11月にハウス(3棟32.5a)を取得し、新規営農を開始。
- その後、家族(弟、弟の妻、母)との共同栽培により、面積を拡大(令和3年9月に2棟、令和4年3月に1棟を継承し、およそ60aのハウスみかん栽培(中晩柑19a含む)を経営)し、順調に収益を伸ばしている。
- 新就農開始時より経営状況は好調で、ハウスみかんの単収は4.4~5.3トン、粗収益では約2,000万円と、若手生産者の模範となる経営を実施。
- 現在、幼木を46a、露地みかん(未成園)60aも経営しており、更なる経営拡大と法人化を目指している。
- 「ハウスみかん担い手発掘プロジェクト(KAN-KID'S)」活動の中心メンバーで、市内子ども食堂の児童に試食会や収穫体験の計画、PR用オリジナル包装資材の制作にも取り組む。



杵築市ハウスみかんの若き担い手 岡本兄弟(右:和也氏)



経営移譲を受けたハウス



「ハウスみかん担い手発掘プロジェクト(KAN-KID'S)」メンバーと段ボールイラスト(案)ファーマーズスクール1,2期生(右から2人目:和也氏)

第Ⅱ章

令和5年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰 受賞者の取組み紹介資料

〔目次〕

1 担い手の育成・確保の部

①農林水産省農産局長賞

JA紀の里 あら川の桃部会 3

②中央果実協会理事長賞

広島県果実農業協同組合連合会広島県果樹農業振興対策センター 11

豊田市農ライフ創生センター 19

三重南紀元気なみかんの里創生プロジェクト協議会 25

長野県松川町 35

香川県農業協同組合高松・坂出地区果樹青壮年部 41

2 活躍する担い手の部

①農林水産省農産局長賞

株式会社福士農園 代表取締役 福士 寛和 氏 45

②中央果実協会理事長賞

米本 真之 氏 51

岡本 和也 氏 55

JA 紀の里 あら川の桃部会

住所: わかやまけん き の かわしもやまちょうもと和歌山県紀の川市桃山町元

組織名: きのさと あらかわのももぶかいJA紀の里 あら川の桃部会

連絡先: JA 紀の里営農部

1. 取組の要旨

- ・「あら川の桃」のブランド維持や優良園地の維持を目的に、研修サポーターによる新規就農者の育成として、平成27年に JA 紀の里 あら川桃部会が中心となり、生産者から研修サポーターを選任し、サポーター会として、新規就農希望者1名に複数サポーターをあて、桃生産の経営・栽培技術等の研修と地域への溶け込み等を支援している。
- ・新規就農者への園地継承は、あら川の桃部会が部会員に営農継続意向アンケートを行い、新規就農者受入れの意識醸成をはかりつつ継承可能な園地を把握し、行政・JAと連携して研修サポーターが新規就農者の園地継承を支援している。
- ・平成27年から研修生8名を受入れ、うち5名が就農し2名が研修中である。

2. 取組開始の経緯

- ・JA紀の里管内でも農家の減少・高齢化により農家の世代交代が課題となる中、平成21年度から定年帰農者や女性を対象に「農業塾」や「担い手専門コース」などに取り組んだが補いきれないため、平成25年度頃から外部からの新規参入者の受入れ策として、県のトレーニングファーム制度をもとに新規就農者研修の仕組みを検討した。
- ・JAの管内には複数の主力品目がある中、まずは商標権をとっている「あら川のもも」のブランド産地(図1)であるあら川の桃部会でモデル事業として立ち上げることとなった(図2)。
- ・桃部会全体での取組みとするため、平成27年1月にあら川の桃部会員377名に対し意向調査のアンケートを実施し、239名分回収した結果、部会員の平均年齢68歳、平均経営規模50a、後継者なし8割、規模拡大意向の農家が1割未満、縮小や離農を考えている農家が約2割であった(図3)。
- ・この結果を生産報告会で全部会員にフィードバックしたことで、部会員として新規就農者の育成が産地維持に必要なとの機運づくりにつながった。
- ・また、107名の部会員が新規就農者の指導可能との回答を受けて、新規就農者の指導者としての研修サポーターの条件を示し、意向確認したところ、有志5名がサポーターとして手を挙げた。そこに部会の執行部役員4名も加え、平成27年6月に9名のトレーニングファームサポート会を発足した(図4)。

※研修サポーターの条件

- ①部会員である
 - ②新規就農確保の理解と意識が高い
 - ③地域で先導的役割を担う
 - ④指導力に優れ研修生への教育ができる者
 - ⑤地域の人望が厚く地域の交流や人間関係づくりや住居等の助言・指導ができること
- ・部会員の新規就農者研修への共通理解と支持が得られたことから、あら川の桃部会と紀の川市・農業委員会・県振興局・JA営農部が一体となり、「あら川の桃部会トレーニングファーム

ム」(受入れ農家ででの担い手育成研修)の取組みを開始し、平成27年10月から第1期研修生を受入れた。

※アンケートを実施し、地域の状況や後継者問題等が共有できた。このことで部会員の危機感の共有につながり、ブランド(あら川の桃)を守らなくてはならないとの思いがトレーニングファームの導入をスムーズにした。

3. 募集方法等

- ・ 応募は随時問い合わせがあり、県外(四国や九州)からも飛び込みで相談ある。また、県の就農相談会等を通じて紹介される場合もあるが、臨時アルバイトにきた者が雇用主の農家からの紹介で応募・受入れとなる者が半分程度しめている。
- ・ 応募から研修開始までの大まかな流れは次のとおり(図5)。
 - ①4月～5月に応募を受け付け
 - ・ 運営委員会による書類審査
 - ・ 面接審査により選考
 - ・ 選考の過程で短期の体験作業でないことを確認
 - ・ 面接時の評価では、年齢、就農の動機・将来の営農プラン、就農意欲、家族の理解、協調性(地域・部会に溶け込めるか)
 - ②部会への加入などを確認し、研修受入れの可否を判断
 - ③選考後には、サポート会メンバーとの懇談、研修計画の策定、農業次世代人材投資資金(準備型)(現在は「就農準備資金」という名称で農林水産省予算)の申請等により、原則、8～9月に研修受け入れを決定し、10月から研修を開始。

4. 研修期間、研修の運営方法

- ・ 研修生の定員は3名で、研修生1名につき研修サポーター3名(主たる指導を2名が行う場合も)が指導を行っている。研修期間は原則2年間、研修サポーターの園地において概ね年間1200時間以上の研修を実施。

研修開始は原則10月からとし、剪定作業からスタートしているが、2期生・3期生は早く研修を開始したいとの要望を受けて6月開始とした。その後、研修修了時の6月では農地の確保が難しく、自分で営農を始めるまでの期間が空くことから、現在は10月開始に戻している。
- ・ 研修サポーター会では、サポーター全員が月に1回集まり、各研修者の研修計画、作業時間の確認やサポーター間での研修作業項目の分担などを話し合っている。
- ・ また、園地や倉庫などの継承に関する情報交換やサポーター会2回に1回は参加する研修生の悩みを聞いたり、住居や倉庫の確保などについての相談にもものっている。
 - ※県からトレーニングファームの仕組みとして、研修サポーターに対して研修者1人当たり1万円/月の報酬あり
 - ※JAの営農部が事務局として支援しており、研修サポーターの園地での研修と同時にJAの営農による桃の勉強会に研修生は必ず参加するようにしている。

5. 研修生等の生活安定の方法

- ・ 研修期間中は農業次世代人材投資資金(準備型)の給付(150万円/年×3年間)を受けている。
- ・ 県外からの研修者の住宅は、民間のアパートを賃貸している。
- ・ 研修サポーターの紹介で家族連れの研修生がリフォーム後の家を購入した事例もある。

6. 研修修了者への園地、施設、農業機械、住宅等の斡旋の状況

(1) 園地の斡旋

- ・ 研修サポーターが研修生への園地の借入を支援している。
- ・ 目安として、研修修了時に50a程度の園地が借りられるように農地情報を収集し、研修生に紹介。
- ・ 園地の貸し手も研修サポーターの後ろ盾があることから信用して新規就農者に園地を貸し出しができる。

(2) 農業機械・施設の斡旋等

- ・ 研修サポーターが離農する農家などの情報を基に農業機械や作業倉庫などを斡旋。
- ・ 簡易な遮光ハウスで選別や軽トラ・農機の保管施設として使用している場合もある。
- ・ 研修卒業生が共同で倉庫を借りて作業場や農機の保管庫として利用している例もある。

(3) 住宅の斡旋

- ・ 空き家はあるものの市役所の空き家バンクに空き家の情報が十分に登録できていないこともあり、すぐ住めるような家や作業倉庫付きの農家古民家の情報が少ない状況。

7. 園地の集積・集約、整備の状況

- ・ この地域の桃園の園地面積は、10a以下の園地が多く、1haの経営面積でも園地が6～7カ所に分かれている。また、昭和40年代から桃園であり基盤整備ができていないことで、軽トラも型の古い車輛でないと通れないような狭い園内道もある。
- ・ 河川敷に近いところには、平坦で周辺に住宅がなくまとまった園地（「桃源郷」）があり、スピードスプレーヤーで防除が可能（写真1、2）。
- ・ 他方、国道から南側の園地には、住宅が隣接しており、農薬散布の時間も限られ、隣接住民に連絡してから散布するなど制約があり、空き園地がでて、借り手が見つかりにくい。

8. 研修と就農の実績、就農時の園地継承の実績

- ・ 研修と就農の実績は以下のとおり（写真3）。なお、1期生と2期生の間の研修開始時期があいているのは、平成30年の台風21号により産地全体が甚大な被害を受け、その被害回復の期間は研修生の受入れを休止したためである。
 - ① 第1期生は、平成27年11月～平成29年10月、研修者3名が研修修了し就農 → 就農後に1名が台風21号で就農園地に甚大な被害を受け営農継続を断念し離農。残りの2名は営農継続しており、1名は収益が上がり農業次世代人材投資資金（経営開始型）の給付を終了。
 - ② 第2期生は、令和2年6月～令和4年5月、研修者2名 → 研修修了後、就農。
 - ③ 第3期生は、令和3年6月～令和5年5月、研修生1名 → 研修修了後、就農。
 - ④ 第4期生は、令和4年10月～令和6年9月、研修生2名 → 研修中。
 - ⑤ 第5期生は、令和5年12月～令和7年11月、研修生1名 → 今後、研修予定。
 - ⑥ 第6期生は、令和6年10月研修開始予定、2名枠に対し、既に応募がきている。
- ・ 就農に向け、園地の継承は概ね1人当たり50aの借入を支援している。

9. 就農後の経営・栽培技術・販路確保等の支援体制と内容

- ・ 研修開始から営農・定着の指導は、サポート会のメンバーやJAの営農部、県普及指導員、紀の川市等で連携協力して実施している（図6）。
- ・ 「あら川の桃」は昔からのブランドであり、平成6年に商標登録も取得済みである。また、令和5年度にはGIも取得したことから、桃の共同出荷のメリットを研修中に理解してもらうとともに、

産地としての団結がブランド維持につながるという意識を有し共販に取り組んでいる。

- ・ この仕組みを継続することで、今後は研修を修了して就農した研修生が研修サポーターの役を担ってくれるものと期待している。
- ・ また、紀の川市では、JAと協力して、別途、紀の川アグリカレッジとしてイチゴの研修園をもって技術指導しているなかで、地域への溶け込みの問題があるが、サポーター会がその点をカバーする仕組みとして機能している。



写真1 河川敷にあるももの園地(8月下旬)の状況



写真2 桃源郷の風景



写真3 研修サポーターによる指導の様子
(左:サポーター、右:研修生)

あら川の桃について

○ ブランド桃「あら川の桃」で知られるあら川の桃部会は1966年（昭和41年）に発足。現在は363人が所属し、年間約898トンを生産している。

○ 1991年（平成3年）には、「あら川の桃」の市場販売力向上のため、当時としては全国的に類例の少ない桃の商標登録を特許庁に申請。3年の審査と公告を経て1994年（平成6年）に「あら川の桃」と「あらかわの桃」の2つの商標権を取得。

○ 2002年（平成14年）には、桃山町やJA紀の里桃山支所・桃山町内の出荷団体、出荷先卸売市場等、関係組織や桃生産者が協力して「あら川の桃振興協議会」を設立。「あら川の桃」の品質向上、販売促進等をはじめ、一層のブランド化を図っている。

○ 2023年8月（令和5年）地理的表示（GI）保護制度に登録される。



図1 「あら川の桃」のブランドについて

- **部会組織を中心とした**後継者育成を実現できないか？
- 桃栽培が盛んな「あら川の桃部会」はどうか？
- サポートメンバーを募り、年間を通して研修を行う
- 農業経営に必要な知識や技術を習得
- **地域ぐるみ（県・市・農業委員会・JA）で就農・定着をサポート！**
後継者の育成と地域の活性化を目指す

図2 JAのあら川の桃部会におけるサポート体制の検討

- アンケート調査は部会員377人全員に配布し、239件を回収。
- 規模拡大を希望する農家が1割に満たなかったのに対し、縮小や離農を考えている農家は約2割も存在。

○ **地域の状況・後継者問題など将来見通しを可視化し、部会員が危機感を共有するに至った。**

■ 今後の農地の見通しについて

	回答者	割合
ア. 規模拡大したい	13	3.45%
イ. 現状維持	175	46.4%
ウ. 規模縮小したい	35	9.3%
エ. 離農したい	15	4.0%
無回答	139	36.9%
合計	377	100%

■ 規模拡大・規模縮小・離農の内訳

	ア. 規模拡大	ウ. 規模縮小	エ. 離農
0～1年以下	5	1	0
2～3年以下	3	8	5
4～5年以下	1	11	4
6～10年以下	1	2	2
11～30年以下	1	0	9
時期不明	2	13	4
合計	13	35	15

図3 あら川のもも部会員への将来の経営に関する意向確認アンケート結果

- 加えてアンケートでは、新規就農希望者への技術指導が可能かどうかを調査。
- 新規就農希望者の「先生」となる「サポーター」を募った。

■ 新規就農者（他町からのターン）への技術指導について

	回答数	割合
ア. 教えても良い	70	18.6%
イ. 条件によっては教えても良い	37	9.8%
ウ. 教えたくない	7	1.9%
エ. その他	47	12.5%
無回答	216	57.3%
合計	377	100%

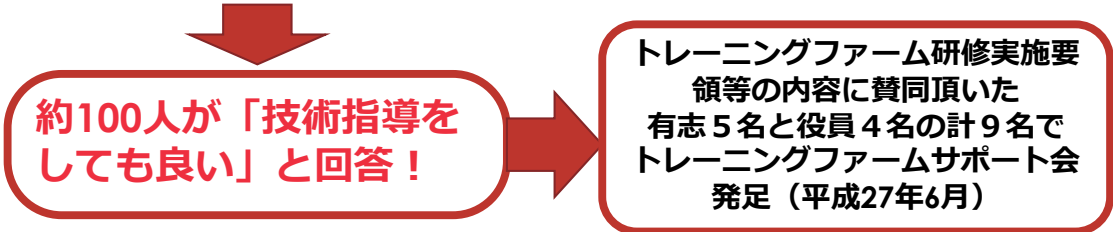


図4 研修サポーターに関する意向確認アンケート結果

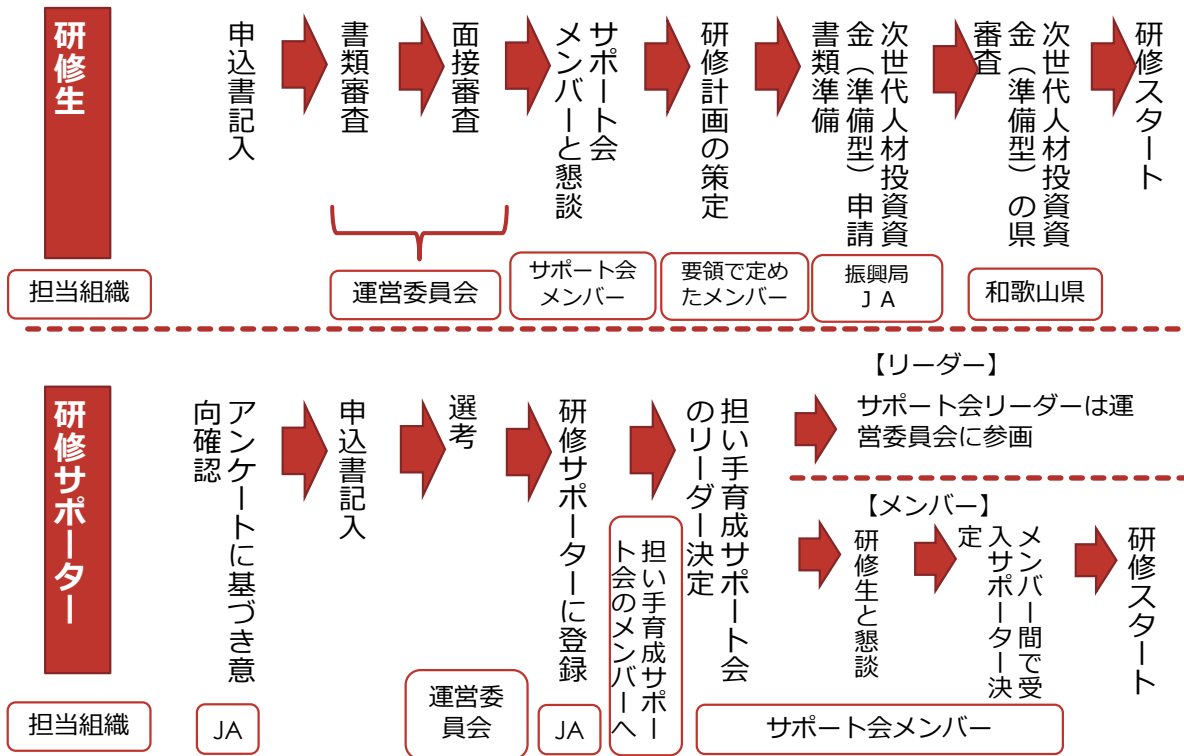
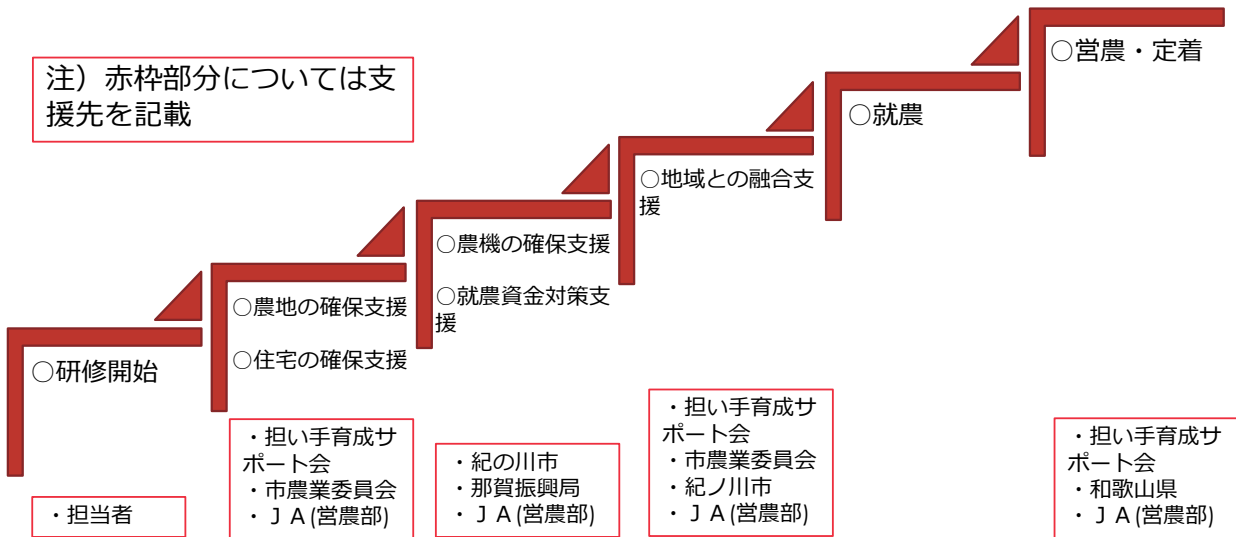


図5 あら川の桃部会トレーニングファームの研修生受入までの流れ



○ 関係機関との役割分担については研修の進め方とともに和歌山県や那賀振興局、紀の川市とJA・部会で協議を重ね決定。

図6 研修開始以降の支援体制と関係機関の役割分担

広島県果実農業協同組合連合会広島県果樹農業振興対策センター

住所：ひろしまけんひがしひろしましこうちちよういりの広島県東広島市河内町入野

組織名：ひろしまけんかじつのうぎょうきょうどうくみあいれんごうかいひろしまけんかじゆのうぎょうしんこうたいさく広島県果実農業協同組合連合会広島県果樹農業振興対策センター

連絡先：広島県果樹農業振興対策センター

1. 取組の要旨

- ・ 広島県果実農業協同組合連合会（以下JA広島果実連）は、平成24年に果樹農業の担い手育成を目的とした広島県果樹農業振興対策センター（以下センター）を設置し、同年に呉市蒲刈へ宮盛農園、平成27年に福山市沼隈のブドウ団地に沼隈農園を開設した。
- ・ センターで研修を受ける研修生は、研修を行った地域での就農を基本とし、その地域のJAの組合長が研修生の推薦を行ったのち、面談の上で受け入れを決定している。就農時の園地の斡旋については地元JAが行う。
- ・ 令和5年度までの就農実績は、カンキツで研修生12名全員が就農し、ブドウで研修生16名のうち15名が就農している。
- ・ 平成30年から三原市佐木島において、市・JA・地元・JA広島果実連で佐木島果樹活性化協議会を組織し、これまでに3.2haを整備しており、最終的には10haのレモン団地の造成を目標として取り組みを進めている。

2. 取組み（新規就農者の研修等）開始の経緯

- ・ 本県の果樹産地において生産農家の高齢化や担い手不足により、園地の荒廃化が進み生産量が減少している状況を打開するため、平成24年にJA広島果実連が担い手の育成を目的として担い手候補の研修を担当することとなった。初年度は呉市蒲刈町に宮盛農園を開設し、カンキツの研修生3名を受け入れた（図1、図2）。
- ・ 平成27年、福山市沼隈町のブドウ団地において、沼隈町果樹園芸組合（以下園芸組合）の組合員だけでは高齢化などによって耕作を中止せざるを得なくなった園地を引き継ぐことが難しい状況となったため、産地組合及び福山市農業協同組合（以下JA福山市）、JA広島果実連が共同で沼隈ブドウ団地における新たな担い手育成に取り組むこととなった。そのため、沼隈ブドウ団地に沼隈農園を設置し、初年度は4名の研修生を受け入れた（図1、図3）。

3. 新規就農希望者の募集方法等

- ・ 県が主催する就農フェアやJA広島果実連の広報誌、産地JAの農協だよりなどにより、就農希望者を募集し、新規就農希望者が研修を希望する場合には産地JAの組合長がJA広島果実連に対して新規就農希望者を推薦したのち、各組織の代表者による審査を行い適正であると認めたものを研修生として決定する。基本的に研修生となって就農する者は、推薦を受けた産地JA管内で就農する。
- ・ 沼隈農園の場合は、JA福山市が窓口として全国に向けて新規就農希望者の募集を行っている。しかし、研修時の住宅の手当の問題もあるため、地元の人を優先的に先行している。研修の手続きとしては、JA福山市の推薦審査手続きを経て、JA広島果実連が研修受け入れを決定している。
- ・ 他に、研修希望者には適性をみるため、研修に入る前に現地で1週間程度の体験研修を行っている。研修を受け入れる場合は、園芸組合に所属して生産することを前提として研修生を受け入れている。

4. 研修期間及び研修の運営方法

- ・ 研修期間は原則2年間であり、カンキツの場合は4月開始、ブドウの場合は12月開始となっている。
- ・ 宮盛農園(カンキツ)の研修園地の面積は359aで、樹種はいしじ(温州みかん)、レモン、しらぬひ等である。沼隈農園(ブドウ)の研修園地の面積は87aで、樹種はマスカット・ベリーA、ピオーネ、シャインマスカット等である。それぞれの研修園地にはJA広島果実連の職員が指導者として常駐(カンキツ2名、ブドウ1名)している。
- ・ 研修内容は、講義(座学)と作業実習からなり、講義では農業資材等の基礎知識、農作業安全、栽培基礎、農業経営や果実流通の知識等を学び、作業実習では果樹の栽培技術・管理のみでなく、記帳、簿記、生産・販売目標等の経営管理や就農計画作成、継承予定園地における管理・改植作業等の就農準備などを実践する。また沼隈農園の研修園地は団地内にあるため、組合員として共同防除に参加しスピードスプレーヤーのオペレーターや農薬調整作業を行っている。
- ・ 宮盛及び沼隈の直営農場に常駐しているJA広島果実連の職員の人件費も含めて研修園地の管理に係る経費については、両農園からの収穫による売り上げもあるため、農場運営による持ち出しは無い。
- ・ 研修園地はモデルとなる農園であり、新規就農者の研修場所としての役割を果たしている。また、研修が進むにつれて研修生の技術が向上するため必要な園地管理も行き届くようになる。

5. 研修期間中の新規就農希望者の収入や住宅の確保の方法

- ・ 研修生は基本的に新規就農者育成総合対策(就農準備資金)を受けている。過去に就農準備資金の要件外となる40歳以上の研修生を受け入れた際にはJA広島果実連が就農準備資金分を負担したこともある。
- ・ 研修期間中の住居の斡旋は行っていないため、沼隈農園の研修生のほとんどが福山市内に在住している。

6. 研修修了者への園地、施設、農機等の斡旋や継承の状況

【宮盛農園(カンキツ)の場合】

(1) 園地継承

- ・ 就農希望者の研修が終了するまでに、就農を希望する産地のJAが産地内で借り入れ可能な園地を探し、関係する市町が園地の利用権設定の支援を行っている。新規就農者への園地はできるだけ成園が借り入れられるように地元農家と研修生の調整を行っている。
- ・ 借り入れた園地において品種の転換が必要な場合は、就農後素早く事業導入が行えるように関係機関で支援している。

(2) 農業機械・施設の斡旋

- ・ 就農後必要な動噴等については、市町や産地JAの支援事業を活用して整備している。
- ・ カンキツ収穫後に必要な集荷・選果施設は、産地JAが就農時までに既存の農家から借り受け可能な施設の情報を集め、研修者に提供することで就農後に使用できるように対応している。また、産地以外からの就農者の住宅の確保についても、農園長や産地JAが中心となって情報収集を行い、その情報を基に就農希望者が決定している。

【沼隈農園(ブドウ)の場合】

(1) 園地継承

- ・ 園芸組合が就農時に成園(最低20a)を継承できるよう用意することとなっており、研修期間内に営農を止める農家からの園地を優先的に継承するように調整している。
- ・ 新規就農者が継承するブドウ園は棚付き成園で栽培されている品種(マスカット・ベリーAが多い)を栽培し、収入を得ていくことになる。
- ・ 就農後徐々に規模を拡大し(40~50a程度)、所得の増大と経営安定に努めている。

(2) 農業機械・施設の斡旋

- ・ 病虫害防除は共同作業を行っており、スピードスプレーヤ7台を使い42haを一斉に防除している。そのため、就農時に必要な農機具は軽トラック・動噴程度となっている。
- ・ しかし、収穫した後に選果・箱詰めを行うための集荷施設が必要となるため、自らコンテナハウスを建てた者や、近所の農家から貸してもらった者がいる。
- ・ 新規就農研修の受け入れの段階で地元の希望者が大半を占めるため、新規就農者への住宅の斡旋は行っていない。

7. 研修実施者と就農者(定着者)の実績

- ・ 宮盛農園においては、令和3年までの実績として、12名の研修を行い研修修了者は全員就農している。
- ・ 沼隈農園においては、令和3年度までに15名の研修を行い、研修修了者は1名を除き全員が就農している。

8. 就農後の経営・栽培技術・販路確保等の支援体制と内容

【宮盛農園】

- ・ 研修を修了し就農した時点では、経営面積に占める育成園(新植・改植)が多く、所得の確保が難しいため、希望する研修修了生(以下修了生)には宮盛農園でのカンキツ栽培管理の助手として雇用するようにしている。基本的には修了生の経営が安定するまでの期間とし、週1日~2日程度の出勤を依頼している。そのため、修了生はそれぞれの経営が安定するまでカンキツの栽培管理を行うことで更なる技術修得と所得確保が可能となっている。

【沼隈農園】

- ・ 園芸組合は組合員に認知してもらい、コミュニケーションが図られるよう新規就農者に共同防除の作業員として積極的な参加を求めている。また、栽培技術についても園芸組合の多数の生産者が助言し、果実の品質向上に努めている。
- ・ 新規就農者が就農開始時に継承する園地は20aで、ブドウ専業農家としては十分な広さでは無く(果樹園10a当たりの販売金額の平均は136万円)、本来であれば栽培面積の拡大が必要であるものの、規模拡大をしたい若手生産者もいることから、就農後の新規就農者に優先的に園地を斡旋することができていない。このため、新規に就農する者へは周囲の生産者との日常的な会話や交流などを図り、信頼感を高めることで園地を借り入れて規模拡大を図ることが可能となるため、作業労働力の確保も含めて経営を発展させていくよう求めている。
- ・ 園芸組合では選果場に持ち込まれたブドウごとに、品質規格の格付けや取引価格の情報を組合員に還元しており、新規就農者にはその情報を今後の栽培管理に役立て、ブドウの秀品率を上げることにより経営安定が図られるよう指導している。

9. 園地の集積・集約や園地整備の状況はどのようになっているか

【沼隈農園】

- 急傾斜での重労働の解消、低コスト生産、品種構成の改善等を目的として、平成元年から基盤整備を開始し、ブロック別に順次造成・新植を行い、平成11年に42ha、平均斜度4度のブドウ団地の造成を完了した。平成12年から団地の全区画でぶどう栽培がおこなわれ、現在では販売金額6億円を上回るブドウ産地となった。

【鷺浦農園】

- 構想では、園地の荒廃化が進んでいる三原市の離島(佐木島)に、新たな担い手育成につながるレモン団地を育成するもので(目標面積・10ha、生産量:300トン、販売金額:1億円)、これを推進するため佐木島果樹産地活性化協議会を立ち上げた(図4)。
- 農地整備に際しては、市の協力も得て多くの地主からまとまった園地をJA広島果実連が借り受けており、これまでの整備の進捗状況は、①平成30年に第1圃場として1haの圃場を簡易に整備し、レモンを新植した(図5)。その後令和4年6月に第1圃場のかん水施設を整備した。②令和2年に第2圃場として、0.6haにレモンを新植した(図6)。③令和3年に第1圃場Cとして、0.6haにレモンを新植した。④令和5年に第3圃場として、1haにレモンを新植した(図7)。
- 園地設置に係る経費として農園開園の直接経費(人件費含まず)が5年間で1,690万円程度のみこみで、国の果樹農業継営支援対策除業の新植・改植・かん水施設整備などの補助金が大きな支援となっている。
- 新規就農者が新たに柑橘を植え付けた場合、植え付け初年から5年目までは果実の売り上げが少なく経営のリスクが高いことから、その期間をJA広島果実連が経営し、その後に新規就農者へ渡す(継承させる)ことが、新規就農者の確保につながる(図8)。
- 継承の方法として、直接譲渡(農地中間管理機構を通じた利用権の付け替え)、作業受託などがあるが、新規就農者の負担を考えると、最初は作業受委託等により初期投資の負担を抑えることを検討している(図9)。

組織図



図1 広島県果樹農業振興対策センターの組織図



レモン園(平成24年植栽)



主幹形いしじ園(平成25年植栽)



収穫指導

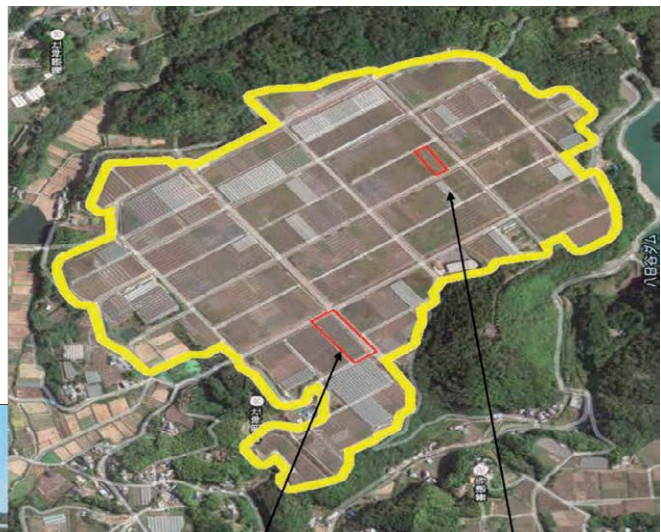
図2 宮盛農園(カンキツ農園)



ビオーネ房づくり実践研修



沼隈ぶどう団地

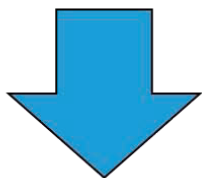


第1圃場

第2圃場

図3 沼隈農園(ブドウ農園)

佐木島果樹産地活性化協議会 (農地の情報)



JA広島果実連

小規模園地整備
改植新植
灌水施設整備
排水対策

【果樹経営支援対策事業の活用】

図4 佐木島果樹産地活性化協議会

佐木島果樹産地活性化協議会

会長：鷺浦町内会長

会員：町内3区長

JA柑橘生販委員

農業委員

農地中間管理機構

三原市

県尾道農林事務所

県東部農業技術指導所

JAひろしま三原地域本部

JA広島果実連



第1ほ場 1ha (平成30年植栽)



植栽間隔(5m × 3m)

①既存園や放任園等を集積し整備

②コンパクト樹形による省力化を
目指して「ヒリュウ台」を用いた
レモンの植付

③令和4年に灌水施設を整備



乗用モーターによる除草

図5 鷺浦農園第1ほ場

第2ほ場 60a (令和2年植栽)



植栽間隔(6m×4m)

○果樹経営支援対策事業を活用

- ・簡易な基盤整備
- ・新植
- ・排水溝の整備、灌水施設の整備

- ①元水田の耕作放棄地を整地しレモンの高畝栽培を開始
- ②植栽後に灌水施設を設置し自動灌水を行う
- ③小学校に隣接しており小学生への食農教育として活用



図6 鷺浦農園第2ほ場

第3ほ場 約1ha (令和5年2月植栽)



植栽間隔(6m×4m)

- ①1.2haで傾斜の緩和と土壌土層改良を行い、整備が終わったほ場
(果樹先導的取組支援事業を活用)
- ②整備し植付面積1haのほ場に約300本のレモンの植え付け。



小学生を招いて植栽

図7 鷺浦農園第3ほ場

新規就農希望者の就農への課題

〈かんきつの場合〉

- ① 経営移譲が少なく成園確保が難しい
- ② 園地規模が小さく、混植・密植園が多い
- ③ 急傾斜地が多い
- ④ まとまった園地の確保が難しい
- ⑤ 改植、新植の必要な園地が多い

改植、新植は、
未収益期間の
経営安定が課題

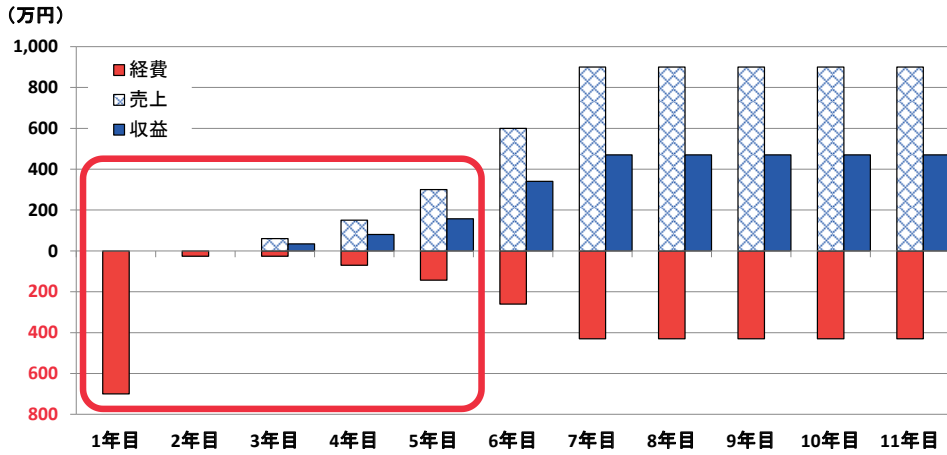


図8 カンキツを新植した際の経費・収益の関係(新規就農者のリスク)

10haのレモン園を核とした産地の活性化案

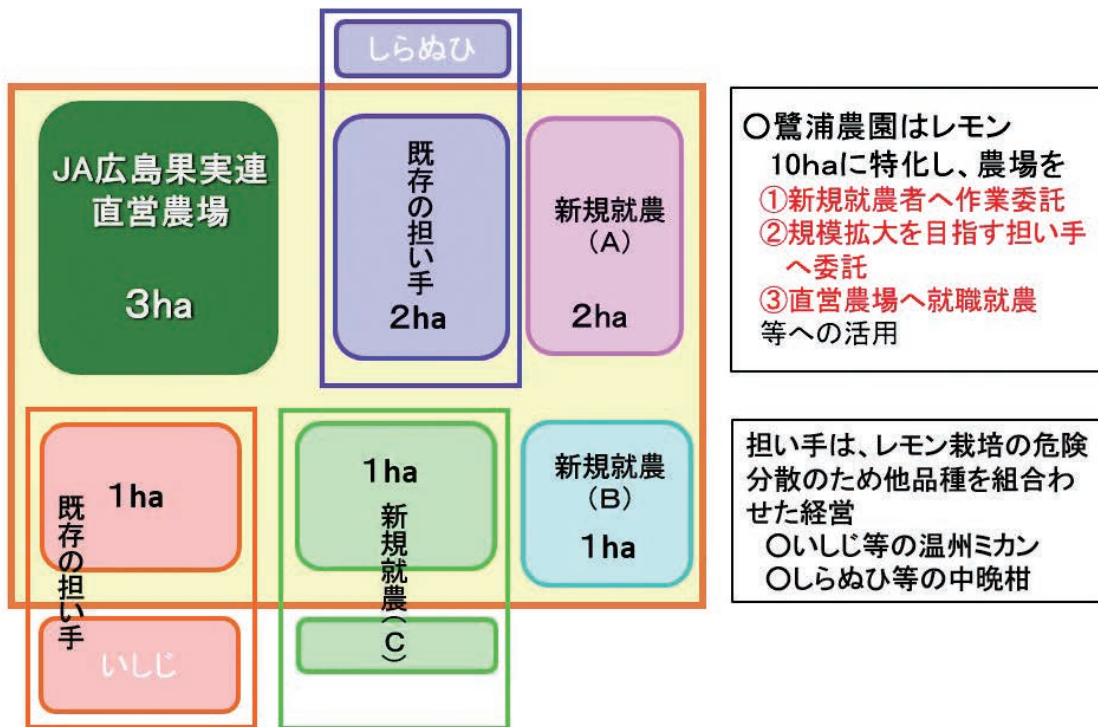


図9 新規就農者への継承方法の検討(レモン園を核とした産地の活性化)

豊田市農ライフ創生センター

住所: 豊田市四郷町松本

組織名: 豊田市農ライフ創生センター

連絡先: 豊田市農ライフ創生センター(愛知県豊田市役所 産業部 農業振興課所属)

1. 取組の要旨

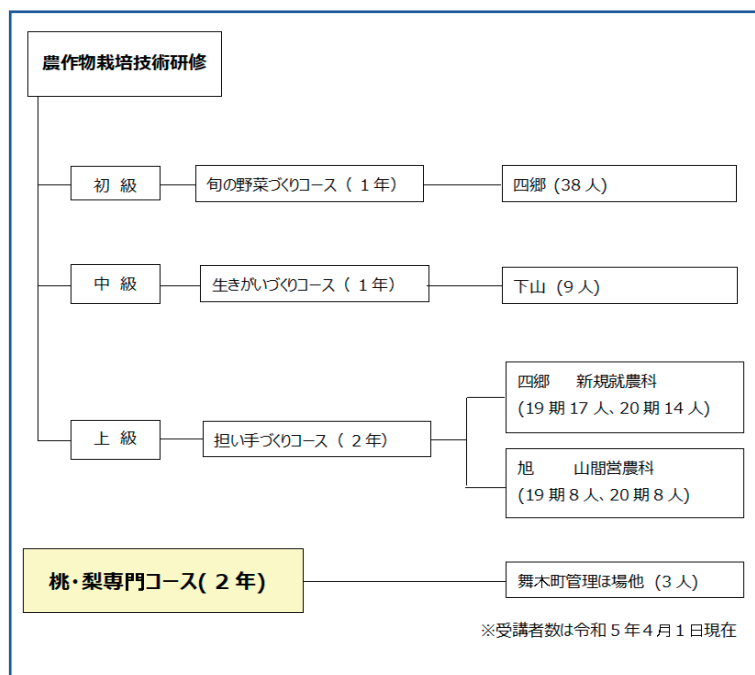
○ 取組の特徴と効果

・豊田市農ライフ創生センターは、多様な農業の担い手育成により遊休農地の活用を進めるとともに、「生きがい型農業」の実践を支援し、市民と「農」の新たな関係を構築するために設置された、豊田市とあいち豊田農業協同組合(以下「JA あいち豊田」)の共同運営施設である。

・当センターでは目的に応じた各種農作物栽培技術研修を実施しており、そのなかの一つとして、果樹の担い手を育成する「桃・梨専門コース」を設けている。

・「桃・梨専門コース」は、県内有数の桃・梨産地である豊田市が、この先も桃・梨の産地として発展し続けるために、独立自営できる新たな担い手を育成することを目的に平成31年(2019年)に創設されたコースで、今年で5年目を迎えている。

・本コースは、里親制による2年間の専門コースとなっており、1年目は愛知県立農業大学校での講義と里親農家のほ場での実践研修、2年目は里親農家のほ場での実践研修に加え、自己管理ほ場での年間を通じた栽培研修で構成されている。これまでに5名が本コースを修了し市内で独立自営を行っているほか、3名が現在研修中である。



【募集内容】(令和4年度募集要項より抜粋) 「桃・梨農家になるなら豊田市で!!」

■期 間 令和5年4月から2年間

■場 所 農ライフ創生センター管理ほ場、里親農家ほ場

■対 象 昭和50年4月3日以降に生まれた人

桃・梨を慣行農法で栽培する意欲のある人

桃・梨専門コース修了後、豊田市内で就農する人

将来にわたって豊田市内で農業経営を行う意志のある人

原則、これまでに農業次世代人材投資事業の交付を受けていない人

2年間の桃・梨専門コースを受講でき、その間の生活を確立できる人

里親農家や地域の人々と協調し、地域からの信頼を得ることができる人

■定員 1人～2人

■選考後から桃・梨専門コース修了までの費用

(1) 桃・梨専門コース受講費用 2万円／年

(2) 農業大学校 ニューファーマーズ研修
教材費 約1万8,000円



里親の果樹園での研修風景(舞木町)
(桃・梨専門コース)

<これまでの成果>

令和元年(1期生) 1人(令和3年就農)
令和2年(2期生) 2人(令和4年就農)
令和3年(3期生) 2人(令和5年就農)
令和4年(4期生) 1人(令和6年3月修了予定)
令和5年(5期生) 2人(令和7年3月修了予定)

計 8人

2. 取組開始の経緯

- 豊田市は、南部の高岡、上郷地域や北部の猿投地域などで農業が盛んであり、米、桃、梨等は県内有数の産地となっている。しかし、農業者の高齢化と後継者不足から農業従事者は年々減少している。一方で、定年退職を機に健康づくりや趣味としての「農ある暮らし」を求める人も増加している。毎年、I・Uターン者を含む市内での新規就農者はいるが、作物別にみると露地野菜が多く、桃、梨に関しては、新規就農者はいない状況となっていた。

【年度別新規就農者数】 (人)

年度	25	26	27	28	29
認定新規就農者数※	4	10	6	6	5
離農者数	0	1	3	3	1

※H25 は青年就農給付金受給者数

【あいち豊田農協部会員数】 (人)

年度	25	26	27	28	29	30
桃	56	54	51	51	50	50
梨	59	57	55	55	54	52

桃梨の産地維持のために、果樹の担い手を確保することは喫緊の課題であり、JAあいち豊田、桃梨栽培農家及び豊田市が共働で取り組んでいかなければならないとして、担い手の確保に取り組むこととなった。

3者の役割は次のとおりである。

(1) JAあいち豊田

- ・桃部会、梨部会会員の意識改革

(産地維持)

- ・里親制度新設支援
- ・募集周知(JA広報誌等への掲載)
- ・果樹の栽培ほ場の斡旋

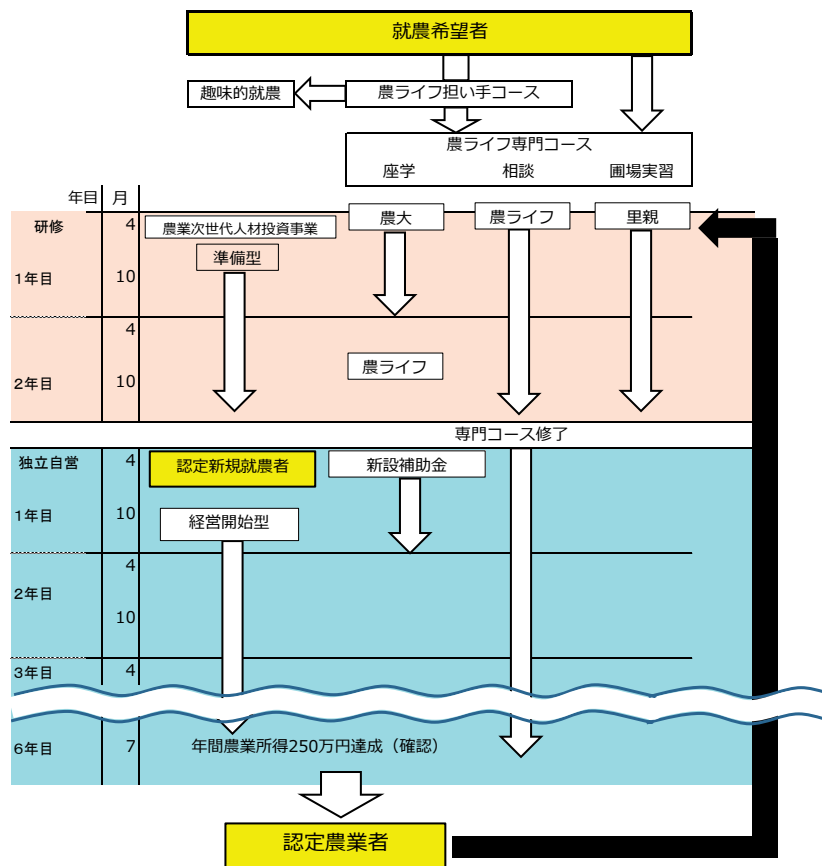
(2) 桃梨栽培農家(里親)・7名

- ・新規の担い手の実践指導
- ・産地維持へ向けた意識の醸成
- ・里親農家への参画

(3) 豊田市(農業振興課、農ライフ)

- ・3者全体調整
- ・補助金申請支援
- ・継承手続き支援
- ・新規ほ場の確保・(4に記載)

募集は平成31年から開始



3. 募集方法等

- ・開設当初の募集方法として、市広報誌(広報とよた)、市ホームページ、マイナビ農業への掲載等を実施した。

(1) 広報とよた 平成30年11月1日号

(2) 報道機関情報提供、市ホームページ、マイナビ農業 平成30年11月9日

■ 研修生の状況等

令和5年7月現在

研修生	応募者	体験実習	実習後辞退	面接受験	合格者
1期生(前期募集)	2名	2名	2名	0名	0名
1期生(後期募集)	1名	1名	—	1名	1名
2期生(前期募集)	1名	1名	—	1名	1名(辞退)
2期生(後期募集)	2名	2名	—	2名	2名
3期生(前期募集)	6名	6名	1名	5名	2名
3期生(後期募集)	3名	3名	—	3名	0名
4期生(通年募集)	10名	10名	3名	7名	2名(1名辞退)
5期生(後期募集)	2名	2名	—	2名	2名
合計	27名	27名	6名	21名	8名

- ・体験実習は、応募者が里親農家の管理ほ場に2日間現場体験を行っている。その後の面接受験では全里親農家、愛知県、豊田市、JA あいち豊田、農ライフが受講動機、協調性、態度、健康・研修専念、協力体制等を判定し、協議により合格者を抽出している。
- ・マイナビ農業において、1期生の研修生が確保できた後には、研修生の声を取り上げてもらい、2期生以降の研修生の確保に努めた。
- ・数多くの応募者のなかから、面接受験等を経て次の担い手候補生の確保ができた。

桃の修了生及び研修生名簿

研修生	住所	農作物の販売経験
1期生（継承済）	市外	なし
2期生（継承済）	地域外（県外から転入）	なし
3期生（継承済）	市外	なし
3期生（継承済）	市外	一部の野菜で実施
4期生	市外	なし
5期生	地域外（県外から転入）	なし
5期生	地域外（県外から転入）	なし

※ 担い手となった修了生は、元々すべて市外に住所地があり、農作物の販売経験のない者がほとんどであったが、2年間の研修と里親農家の支援を受け、現在では5名が園地の継承を受け、市内で桃・梨農家として活躍している。さらに、令和6年3月末には1名、令和7年3月末には2名が継承予定となっている。

4. 研修期間、研修の運営方法

- ・研修期間は2年、地域の里親農家の支援によって進めている。

■内 容

- 1年目 講義：愛知県立農業大学校 ニューファーマーズ研修(週1程度)
実習：市内果樹農家(里親)のほ場等で1,020時間以上実践研修
- 2年目 実習：里親農家のほ場等で1,200時間以上実践研修
実践：自己管理ほ場での年間通じて栽培管理
相談：独立自営に向けた専門家等によるアドバイス

- ※ 研修に使用する新規ほ場の確保は、里親農家代表者から使用可能なほ場の情報を受け、現地確認後、土地所有者と土地使用貸借契約及び農地法または利用権設定の手続きを行っている。実績では、33箇所中14箇所が成木のあるほ場を新規ほ場とすることができた。
- ※ 2年目には、新規ほ場を自己管理ほ場とし、1年目に桃苗木の定植を里親農家を中心にJAあいち豊田桃部会、梨部会農家、桃・梨専門コース研修生、JAあいち豊田、豊田市産業部農業振興課、農ライフ創生センターの関係機関で行い、研修生の支援を実施している。
- ※ 2年目後半には、農ライフ創生センターで手続きをしていた新規ほ場を研修生に承継するため、農ライフ創生センターも土地所有者と研修生との面会に立会を行い、豊田市の土地使用貸借契約の解除、農地法または利用権設定の解除を行うと同時に研修生の利用権設定の書類を作成し、承継手続きの支援をしている。

5. 研修生等の生活安定の方法(研修期間中の支援)

- ・研修生が桃・梨専門コースで必要とする苗木、農薬、マルチ等資材等購入費も必要があれば、農ライフ創生センターの予算で購入し、支援している。
- ・就農準備資金による最大年間 150 万円の交付(2年間)(国補助金)

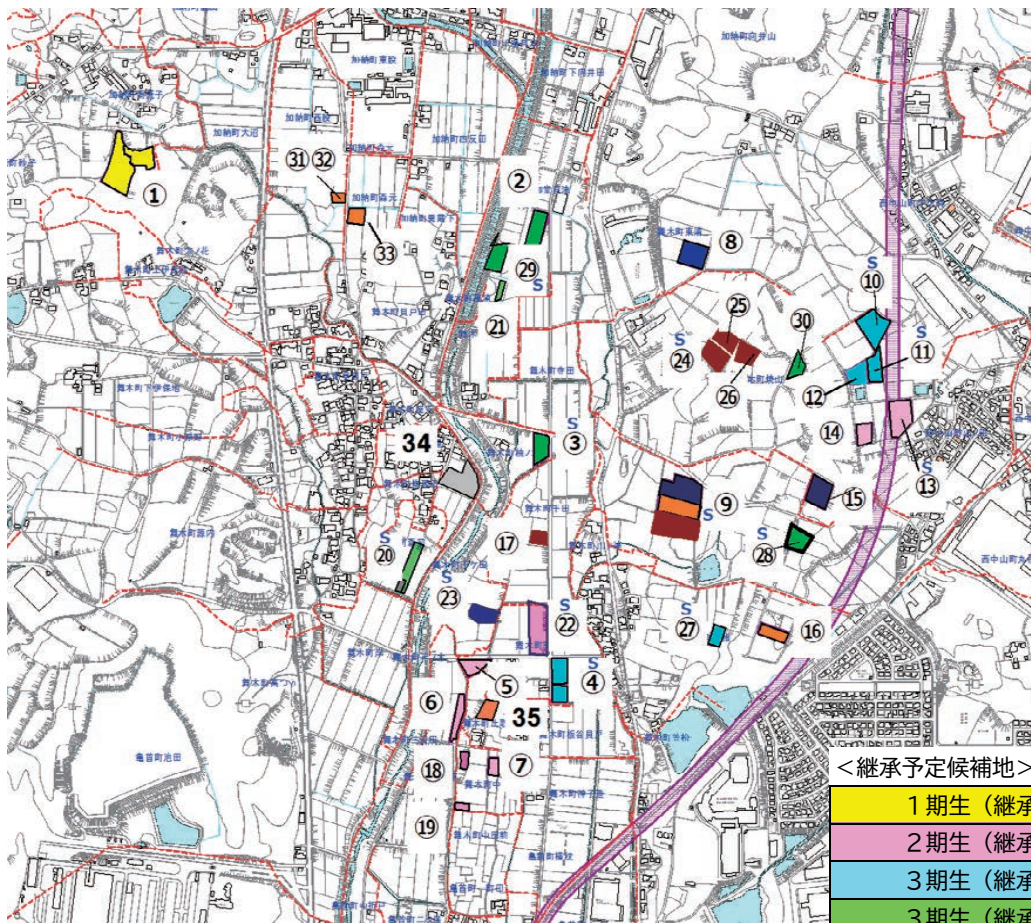
6. 研修修了者への園地、施設、農業機械、住宅等の斡旋の状況

・桃・梨のほ場の確保は、里親農家の代表者が地域の桃・梨のほ場の地権者の状況を常に情報収集されており、ほ場の土地所有者から研修生に農地を使って欲しいと要望された場合には、豊田市産業部農業振興課あるいは農ライフ創生センターに報告していただけるよう、日頃から連携に努めている。

・その都度、迅速に現地調査し必要なほ場と判断した場合には、桃・梨のほ場とする手続きを行いながら、ほ場の斡旋に努めている。

7. 研修と就農の実績、就農時の園地継承の実績

【継承地を含んだ位置図】・・・令和5年11月22日現在（69,791㎡）



（愛知県豊田市舞木町地内）

※ 1名の修了生に対し、平均約80aのほ場の継承を実施している。（1期生から3期生）

<継承予定候補地>	
1期生（継承済）	5,924
2期生（継承済）	11,084
3期生（継承済）	11,752
3期生（継承済）	11,683
4期生（継承予定）	7,076
5期生（管理）	9,477
5期生（管理）	9,589
5期生（管理）	3,206
計	69,791

8. 就農後の経営・栽培技術・販路確保等の支援体制と内容

・修了後の支援・・・費用面、ハード面

- ① 経営開始資金（年間150万円）の交付（最長3年間）（国補助金）
- ② 経営発展支援事業による最大750万円の補助（国・県補助金）
- ③ 新規就農者就農支援事業による上限30万円の補助（市補助金、JAあいち豊田）
- ④ 相談窓口の設置として、農業経営アドバイザーの専門家による伴走支援

⑤ ほ場の紹介(6 に掲載)

⑥ 農ライフ創生センター農機具貸付制度による農機具貸出

・その他として、研修生との意見交換会の実施・・・ソフト面

・里親農家を中心に、豊田市、JA あいち豊田、里親農家、研修生において年1回、意見交換会を実施しており、修了生及び研修生とのコミュニケーションを図っている。

【農ライフ創生センター農機具貸付制度】(参考)

(内容)

農作物栽培技術研修担い手づくりコース、桃・梨専門コース及び農地活用帰農コースの修了者の豊田市での就農を促進し、継続的な営農活動を支援するため、農機具の貸出しを行っている。(有料)

■ 貸付する農機具の種類

1 センター職員が運搬及び操作指導を行うもの

農機具種類
トラクター（ロータリー、暗渠掘削機）、コンバイン
乗用田植機



2 利用者が運搬及び操作を行うもの

農機具種類
歩行用田植機、耕運機、管理機、セット動力噴霧器、 小型動力噴霧器、小型クローラ運搬機
草刈機、背負い動力噴霧器
手動噴霧器、溝切機、自走式草刈機、播種機



3 桃・梨専門コース修了者に限り利用可能な農業機械

農機具種類
バックホー
スピードスプレーヤー(高性能防除機)
乗用草刈り機



※ 利用料には、農機具の運搬費及び燃料代を含む。

桃・梨専門コースのみ

三重南紀元気なみかんの里創生プロジェクト協議会

住所: 三重県南牟婁郡御浜町

組織名: み え なん きげん き さと そうせい ぶろ じえくと きょうぎかい 三重南紀元気なみかんの里創生プロジェクト協議会

連絡先: 御浜町役場農林水産課

1. 取組の要旨

- ・三重県の南部に位置する熊野市・御浜町・紀宝町で構成する当地域は、古くから農林水産業を中心とした経済活動を営んできた。
- ・なかでも柑橘栽培は、国営パイロット事業など(写真1)により、地域の基幹産業として発展し、産地を形成してきた。その産地を今後も持続可能なものとするため、「三重南紀元気なみかんの里創生プロジェクト協議会」では、新規就農者の確保対策を、令和3年度から本格的に取り組み始めた。
- ・取り組みの柱に、「理念の共有」「的確な情報の発信」「人材の育成」の3つを据えている。これは、目指すものを明確にし、柑橘栽培で生計が成り立つことを発信するとともに、受け入れる側の質の向上を図る目的がある。(図1)
- ・昨年度の就農相談数27件、研修者数9名と急増し、今年度もその勢いを加速している。

2. 取組開始の経緯

- ・基幹作物である柑橘について、長年産地をあげて、三重南紀みかんのブランド力の向上につとめてきた。その結果、安定した農家経営が見込めるようになってきたが、近年、農家の高齢化による担い手不足の進行に伴い生産量も減少し、このままでは市場からの要請に対応できなくなることも懸念されはじめていた。
- ・そのようななか、JA伊勢・三重県熊野農林事務所・3市町が構成メンバーとなり、「三重南紀元気なみかんの里創生プロジェクト協議会」を平成20年に設立し、新規就農者の確保育成に取り組んでいる。
- ・特に生産量の8割を占める御浜町では、基幹産業であるみかん産地の再生に向け、新規就農促進プロジェクトに力を入れており、令和4年3月に就農促進のプロモーションサイト「青を編む」を立ち上げた。(図2)
- ・同サイトでは、Iターン新規就農希望者等に向けて、産地を守るための理念と「みかん、やったらええやん」のメッセージとともに、同町の魅力スポットや暮らしぶりなどを発信し、YouTube動画を駆使して目標となる農家の姿を見せることで、求める人物像を明らかにしている。また、一人でもできる経営モデルをみせることで就農希望者から好評を得ている。

3. 募集方法等

- ・御浜町作成のプロモーションサイト「青を編む」で新規就農者募集を紹介している。また、就農フェアへの参加やYouTube動画の配信により随時募集を行っている。
- ・応募対象者については、原則50歳までに就農が可能で、一定の準備資金を確保できており、産地の維持に尽力いただける方としている。御浜町のプロモーション等による新規就農者確保対策は、希望者急増の大きな要因となっている。
- ・御浜町では、就農相談などの機会において、初期投資や経営開始時点の収入面から農業次世代人材投資資金や経営開始支援などの要件(概ね就農時点で50歳)を応募者に紹介している。また、50歳超え向けに町独自の支援策についても説明している。

- ・研修受入までの流れに関して、短期研修については、研修受入農家とのマッチングの意味合いが強い。1日程度の農業体験ではわからないので、この地域で農業に取り組む意思と適性があるかを長期研修に入る前にチェックする。短期研修期間は1週間程度が目安であり、応募者の都合により短い期間を何回かで短期研修をする場合もある。
- ・就農と移住が同時並行の作業になるので、短期研修の機会にこの地域の風土や気候など移住先としての情報・雰囲気を知ってもらうことや、農家から話を聞いたりしてこの地域での就農がなじむのかといったことを体感してもらう機会と捉えている。

4. 研修期間、研修の運営方法

- ・長期研修はみかん栽培に特化して、基本的に1年間の長期研修を実施(写真2)。理想は2年間であるが、少しでも早く就農して収益をあげたいとの就農希望者もいるので、1年間で研修修了としている。(今後は、確実な技術取得などのため2年間の研修日程を推奨する。)
- ・研修の受入れ先は、管内就農サポートリーダー(研修生に対し、栽培技術等の指導を行う生産者及び法人^{*})で、三重県の就農サポートリーダー制度において県のホームページに農家及び法人のリストを掲載(<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001027233.pdf>)。
 - *JAが出資して平成27年10月に設立した法人で、株式会社オレンジアグリ(図3)。地域農業の担い手として、産地の維持・発展を目指し、新規就農者の育成などの役割を担う。
- ・研修カリキュラムについては作成していない(就農相談の際に希望者に提示できるようにカリキュラムの作成を今後検討)。長期研修に入る前に就農サポートリーダーと研修者が実際の研修計画(月別作業)を作成するが、県、市町及びJAの担当も中に入って協力する。
- ・年間の研修中の作業は、柑橘類営農技術として、病虫害防除、施肥、土壌改良、除草、剪定、摘果、かん水管理、大苗育苗・苗移植、収穫等がある。座学は、「御浜町みかん講座」と銘打って、御浜町役場庁舎内で年間20回程度実施(御浜町に移住して就農する者がほとんどであるため)。

5. 研修生等の生活安定の方法

- ・原則、自己資金での研修。
- ・条件が合えば「新規就農者育成総合対策(就農準備資金)」を受給。
- ・住居は市町から紹介。移住者向けに空き家バンクの情報を提供。
- ・御浜町は、長期研修の研修生の収入確保を目的に、研修期間中の1年間に限り、毎月3万円の補助を実施。また、研修生住宅を6棟完備し、Iターンでの就農希望者に提供(有料)。

6. 研修修了者への園地、施設、農業機械、住宅等の斡旋の状況

A) 園地継承

- ・JA出資法人(株式会社オレンジアグリ)が一旦借り受けて、研修生が独立就農時に園地の利用権の切り替えを実施。また、個人農家の就農サポートリーダーの下で研修をしたケースでは、そのサポートリーダーの紹介等により園地継承を実施。
- ・御浜町では、「町独自の農地バンク制度」(図4)を創設し、賃貸借できる農地を見える化、それを有効に活用し、JAの営農指導員や町(農地担当・農業委員会)において、新規就農者にマッチングしている。
- ・国営パイロット事業で整備した条件のよい園地が多いにもかかわらず、高齢化による耕作放棄が増えており、そういった園地の円滑な継承を進めるため、75歳以上の農家に対して園地をどうするかを意向を調査するアンケートを町とJAの連名により実施した(人・農地プラン/地域計画のマッピングとは別な取り組み)。
- ・園地継承のマッチングについては、現状ケースバイケースである。研修先での研修生の仕事ぶりが評価されて園地を紹介されることも多い。

- ・令和5年度に入って、御浜町内の就農サポートリーダー(法人及び農家)が計9名の研修生を受け入れたが、地域の農家における研修者への信頼感の醸成が課題となっている。
- ・基本的には、JAの生産部会への積極的な参加や毎月開催する営農指導の講習会への参加を促している。JA出資法人の研修生に対しては、温州部会のマルチ被覆作業やハウスマカんの施設のビニール張替え作業に参加してもらい、地域に溶け込むようにしている。また、就農サポートリーダーには、温州部会等に出席する場合に研修生を同行するよう求めている。
- ・園地継承に係る課題として、新規就農者に貸しても良いという園地の出し手は一部に限られるので、継承園地が限定される点がある。
- ・他方、高齢化の進行・遊休園地の増加から今後園地を出し手は増えてくると期待できる。
- ・ほ場条件は良いものの収益をあげられていない農家の園地は管理も滞っているが、園地を貸すというよりも売りたいという人もいる。他方、売買については、若手生産者などは一括支払いが困難であり、また、新規就農者が契約を結ぶのは困難である。

B) 農業機械、施設等の斡旋

- ・軽トラは原則自己負担で用意してもらおう(先輩就農者からの譲渡も一部あり)。また、「農業機械バンク」により、離農農家等の中古品の受入れ・譲渡を実施している。
- ・現状では、新規就農者への倉庫の斡旋はしていない(JAなどの倉庫の未利用部分の新規就農者への貸し出しを検討中)。

7. 園地の集積・集約、整備の状況

- ・JA出資法人が経営する生産圃場を研修農場(トレーニングファーム)として活用している。当該施設の園地面積は約7ha、品種は「味一号」など産地振興品種を中心に9品種を栽培、トレーナー3名を配置している。
- ・また、看板商品である「味一号」の園地については、既存農家からの引き合いが強く、新規就農者に行きわたらないことから、国の集落支援員制度を使って、JA温州部会員が新規就農者向けに園地整備を、依頼者からの要望を踏まえつつ、部会が培ったノウハウを活かしながらオーダーメイド方式で実施している(未収益期間が課題であり、中間管理の実施を検討中)。

8. 研修と就農の実績、就農時の園地継承の実績

- ・これまでは、協議会を通じて、毎年1~2名の方が就農されており、平成20年から現在までに18名の方が新規に就農を開始している。
健康上の理由や家庭の事情等により、離農された方も数名いるが、約7割の方が現在も継続して農業に取り組んでいる。
- ・IターンとUターンの就農者の割合は半々程度(昨年度は2:1)。
- ・御浜町での新たな新規就農の取組みにより、研修者が大幅に増えている(研修生受入れ人数の変化は、令和4年度;法人1名→令和5年度;法人6名、農家3名)。
- ・園地継承の実績については、研修生が認定新規就農計画を達成できる面積(概ね1から1.5haで品種構成による。)を調達できている。今後は、第三者継承などによる園地の確保も視野に入れて取り組んでいく。

9. 就農後の経営・栽培技術・販路確保等の支援体制と内容

- ・就農時の助成等については、経営開始資金(農業次世代人材投資資金・経営開始型)、経営発展支援事業の助成等を紹介。
- ・御浜町独自の支援として、新規就農者基盤強化事業補助金(50歳~54歳で就農する者で、農業機械や資材の資金として経費の2分の1以内で上限100万円を2年間助成)等によりサポート(図5)。

- ・販路については、研修期間中に JA による共販態勢の意義も説明し、生産者が果樹栽培に集中してもらうように、新規就農後には JA が果実の販路の確保を行っている。
- ・また、就農後の経営・栽培技術については、適時、JA 営農指導員による講習会が開催される他、県の普及指導員による相談対応、各品種別生産部会への参画、「みかん講座」の開催など、産地全体でのサポートに努めている。
- ・農繁期における収穫作業等の臨時雇用を、無料職業紹介事業を活用したアルバイト制度により斡旋している。

産地を守るため3つの柱▶理念の作成と浸透



わたしたちが自信を持って、子供たちに、「みかん農家になってみたら？」と言える町。それは、わたしたちが、みかん作りに幸せを感じ、同時に誰かを幸せにしている実感があるからだと思う。「ひとつのみかん」が、「ふたつの笑顔」を生む。あなたの「おいしいね」の一言が、わたしたちの笑顔を、わたしたちの作る「ひとつのみかん」が、あなたの笑顔を。

「ひとつのみかん」が、わたしたちの笑顔と、あなたの笑顔を繋ぐ。わたしたちの食卓と、あなたの食卓を彩る。わたしたちの暮らしと、あなたの暮らしを豊かに。そんなみかんを、みなさまにお届けしたい。

“Well-Being” – 「幸せをおすそわける社会」
生産者が幸せに笑えるからこそ、消費者のみなさんを笑顔にできると信じています。
親から子へ、そして、未来のみかん農家へ。

「みかん、やったらええやん」

わたしたちが、これからも、御浜らしくあるために、これが私たちの理念です。

11

産地を守るため3つの柱▶的確な情報発信 ウェブサイト

みかん就農・みかん農家インタビューだけでなく、移住・観光なども1つのサイトで網羅。継続的な発信で、ウェブサイトの力を育成



産地を守るため3つの柱▶的確な情報発信 就農フェア

オンラインだけでなく、リアルな場も重視「農家さんと会えるフェア」に



18

産地を守るため3つの柱▶的確な情報発信 YouTube

「みかん農家インタビュー」をはじめ御浜の暮らしを伝える動画を多数公開「作って終わり」でなく継続的に作り続け、発信することがポイント



産地を守るため3つの柱▶人材育成 リーダー養成

これからの御浜町の農業を発展・導いてもらう高い志を持つ農業者の育成を、講師を迎えて実施



19

図1 取組の3つの柱

御浜町とは



紀伊半島、本州ほぼ最南端の太平洋沿いの町、三重県御浜町。
 海岸沿いには、約25kmに渡る七里御浜や、祈りの路、世界遺産「熊野古道伊勢路」。海の巡礼道・浜街道、山の巡礼道・風伝峠、横垣峠の三つの熊野古道など、人々の祈りの歴史の足跡があります。
 温暖多雨な気候と、みかん栽培に適した水はけの良い土壌が、一年を通して、様々な種類のおいしいみかんを育み、「年中みかんのとれるまち」として親しまれています。その気候と丸いみかんのおかげか、人も穏やかで温かい町です。

御浜町タウンプロモーションサイト

熊野の海の「青」と山の「青」が出会う町



<https://www.mihama-mie-townpromotion.jp/>

御浜町 YouTubeチャンネル「三重県御浜町 - Mihama Town」

みかん農家のインタビュー動画を始め、御浜町の魅力が詰まった映像を紹介しています。



https://www.youtube.com/channel/UJCrXlIn_bYwma-k0URUI_7MQ

図2 御浜町プロモーションサイト「青を編む」



写真1 国営パイロット等により開発した園地



写真2-1 新規就農者研修
 (就農サポートリーダー・法人オレンジアグリ)



写真2-2 新規就農者研修(就農サポートリーダー・個人農家)

オレンジアグリの経営理念

地域農業の担い手として、 産地の維持・発展を目指す！

三重南紀地域は、三重県の南部に位置し、世界遺産登録の「熊野古道」をはじめ、豊かな自然と温暖な気候に恵まれており、「年中みかんのとれる里」として、年間を通じてさまざまな種類のみかんが栽培されています。みかん栽培に適した環境の中で、生産者の努力による高い技術に支えられて高品質なみかんを栽培していますが、近年、生産者の高齢化や後継者不足等により耕作放棄地が増加し、栽培面積及び生産量については年々減少を続けています。

このような状況の中、JA三重南紀では、柑橘を中心とする地域農業の維持・振興を図ることを目的に、平成27年10月に一般農業法人「株式会社オレンジアグリ」を設立しました。今後、オレンジアグリは地域農業の担い手としての機能を発揮し、産地維持のための農産物の生産や農作業受託、新規就農者の育成、地域の新たな雇用創出の場としての役割を果たして参ります。

新規就農者研修受入れ

みかんづくりに興味があり、新規就農や法人就農を考えている方を対象に研修生の受け入れを行います。

募集条件 年齢が45歳未満で、柑橘での就農・就職を希望される方

研修期間 1年間

研修～就農までの流れ

- 1 農業体験**
実際に農作業を体験することにより、農業への適性を判断していただきます。
期間については、ご都合に応じて2日～1週間程度。
- 2 農業研修**
本格的な就農に向けて、1年間の研修を行います。農業に関する基礎的な知識と技能、年間の農作業について学びます。
研修期間中は、要件を満たせば、国の青年就農給付金 準備型(年間150万円)を活用します。
- 3 新規就農or法人就農**
研修終了後、園地を借り受け独立して新規就農、もしくは法人への就職を支援。

農作業受託

- 収穫や摘果作業などに作業員を派遣し、人手不足を解消します。
- 省力化を目的とした園地整備を実施します。

農薬散布や収穫作業等の労力軽減を目的とした園内道の整備等。

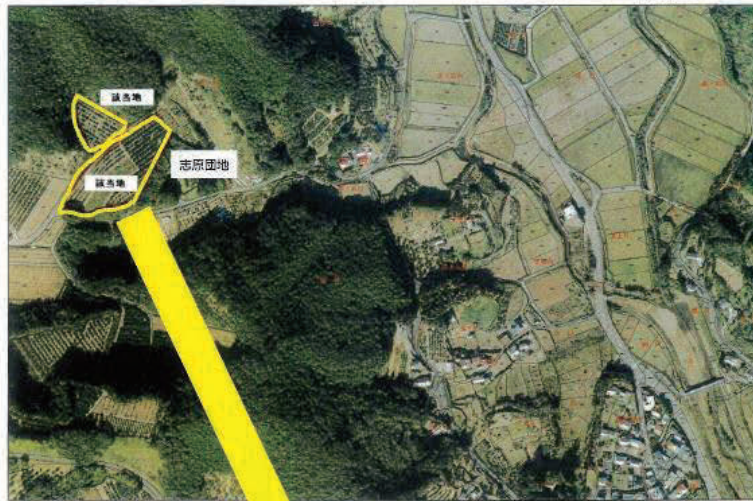
農産物の生産・加工・販売

高齢化や後継者がいないため園地管理が困難な園地を借り受け、農産物の生産・加工・販売を行います。

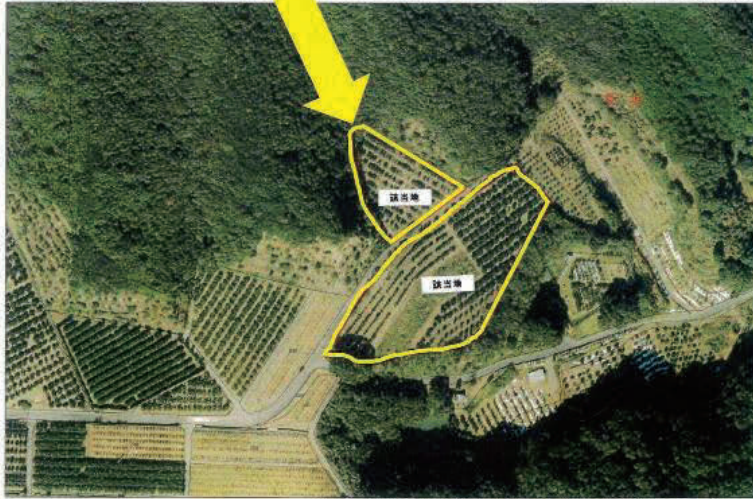
図3 株式会社オレンジアグリバンフレット(経営理念など)

番号	7-1
所在地	志原字西ノ谷2259
面積	2,501㎡

番号	7-2
所在地	志原字西ノ谷2382
面積	7,671㎡



7-1-7-2
この地図は各地の現状を縮小表示したものであり法的な効力はありませんが、権利関係は正確な図面に基づいて下さい。
三原合持地000号 3017 三原農林有アセスル地団 (空閑地団) 地上利用限度200cm 三原農林有アセスル地団



7-1-7-2
この地図は各地の現状を縮小表示したものであり法的な効力はありませんが、権利関係は正確な図面に基づいて下さい。
三原合持地000号 3017 三原農林有アセスル地団 (空閑地団) 地上利用限度200cm 三原農林有アセスル地団

図4 御浜町独自の農地バンク制度

4 新規就農者基盤強化事業補助金 (御浜町独自の支援です)

概要 技術の習得や所得の確保のため、農業資材や機械について支援します。

対象者

- サポートリーダー（先輩農業者）の下で1年間研修を受け、50歳以上54歳以下で就農する方
- 御浜町に住所を有する方
- 農業次世代人材投資資金の交付を受けたことがない方

補助対象 農業経営に必要な機械および資材の経費

交付額

- 経費の1/2以内（上限100万円）
- 最長2年間



みかん作りには
軽トラックと動力噴霧器が
必需品です。

← 動力噴霧器を使用して
農薬を散布しています。

図5 新規就農者基盤強化事業補助金(御浜町独自の支援)

(別添)

三重南紀元気なみかんの里創生プロジェクト協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、三重南紀元気なみかんの里創生プロジェクト協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、熊野市・御浜町・紀宝町（以下「紀南地域」という。）の基幹作物であるかんきつをはじめ、その他農産物の生産振興並びに農業資源等を活用した産業観光の推進により、活力に満ちた地域づくりを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) かんきつの新品種や新規農作物の導入に関すること。
- (2) 産地の生産基盤強化に関すること。
- (3) 新規就農支援等による担い手確保に関すること。
- (4) 紀南地域の人、資源を活かした産業観光の推進に関すること。
- (5) かんきつをはじめとした農作物のPR活動及び生産者への情報発信に関すること。
- (6) その他、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、次の機関で組織し、伊勢農業協同組合常務理事の職にある者が会長となり、三重県熊野農林事務所長の職にある者が監事となる。

- (1) 伊勢農業協同組合
- (2) 三重県熊野農林事務所
- (3) 熊野市
- (4) 御浜町
- (5) 紀宝町

(参与)

第5条 協議会に参与を置くことができる。
2 参与は、協議会の運営に関する助言を行う。

(プロジェクトチーム)

第6条 協議会の業務を円滑に行うため、プロジェクトチームを置く。
2 プロジェクトチームのリーダーは、伊勢農業協同組合三重南紀営農柑橘グループ長の職にある者をもって充てる。
3 プロジェクトチームのメンバーは、協議会及び参与の所属機関職員の中から、それぞれの管理者が委嘱する。

(協議会)

第7条 協議会の会議は、年一回以上開催するものとする。
2 協議会の招集は、会長が行い、議長となる。

3 協議会は、この規約に定めるもののほか、次の各号の事項を協議する。

- (1) 規約の制定、改正に関すること。
- (2) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (3) 事業実績及び収支決算に関すること。
- (4) その他、協議会の運営に関する重要な事項。

(プロジェクトチームミーティング)

第8条 プロジェクトチームミーティングは、必要に応じて開催するものとする。

2 プロジェクトチームミーティングの招集は、チームリーダーが行い、議長となる。

3 プロジェクトチームミーティングは、次の事項を協議する。

- (1) 協議会に付議すべき事項に関すること。
- (2) 規約第2条の目的、同第3条の事業に関すること。
- (3) その他、プロジェクトチームにおいて必要と認めた事項。

(事務局)

第9条 協議会の業務を適正に処理するため、伊勢農業協同組合三重南紀営農柑橘グループに事務局を置き、営農柑橘グループ長が事務局長となる。

(事業年度)

第10条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(運営資金)

第11条 協議会の運営資金は、次の各号に掲げるものをもって充てる。

- (1) 三重南紀みかん生産販売協議会からの負担金
- (2) 紀南地域市町からの負担金
- (3) 紀南農業協議会からの助成金
- (4) 伊勢農業協同組合からの助成金
- (5) 国、県等からの補助金
- (6) その他の収入

(会計)

第12条 協議会の資金の取扱方法は、会計処理規程で定める。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、協議会が別途協議の上、決定する。

附 則

(施行期日)

この規約は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

長野県松川町

住所: ながのけんしもいなぐんまつかわまちもとおおしま長野県下伊那郡松川町元大島

組織名: ながのけんまつかわまち長野県松川町

連絡先: 松川町農村交流センターみらい

1. 取組の要旨

- ・ 松川町果樹農業研修制度は地域おこし協力隊制度を活用した、果樹に特化した研修制度であり、3年間の研修の間に技術を習得し知識を得るだけでなく、地域に馴染むことも重視している。
- ・ サポート体制としては、地域の方々、相談できる同世代の仲間、研修先の法人や農家の方たち、そして、農業委員会、県、JA、町が一緒になって支援できるよう繋がりをもって対応できる体制を組んでいる。
- ・ 1期生2名は研修修了後独立就農をし、桃、梨、りんごで約160aの園地(各就農者約80a)を管理している。2期生1名はりんご、梨で約80aの園地を事業継承した。

2. 取組開始の経緯

- ・ 農林業センサスの推移を見ると、松川町の農業従事者がこの20年で半減し、経営農家数、経営面積も大幅に減少している。また、後継者については引き継がない、確保していないとの回答が95%もある。
- ・ 松川町は、親元就農者の割合が高く、40名弱のメンバーのグループが活発に活動しているが、自分の園地経営が手一杯で離農者園地を引き継ぐ余裕はなく、優良園地の遊休化を防ぎ維持するためには外部から新規就農者を入れて園地を継承することが必要である。
- ・ そこで、町と地域が一体となって新規就農者の受け入れ態勢を整備し、今まで行ってきた就農支援と地域おこし協力隊制度を組み合わせることにより、果樹農業に特化した研修制度を作ることにした。
- ・ 研修先となる農家の協力をお願いし、話し合いを重ね年間スケジュール、研修カリキュラムなどを検討、令和元年に研修希望者の募集を開始し、令和2年1月より第1期研修生を迎えてスタートした。

3. 募集方法等

- ・ 町ホームページ掲載、県の就農相談会等で周知、募集をしている。
- ・ 応募要件として地域おこし協力隊の地域要件対象地区(都市部地域等)からの応募を基本に3回の現地訪問(農業体験、農家訪問、先輩研修生訪問)をしていただき、一次審査(書類選考)、二次審査(面接)を経て受け入れを決定する。
- ・ 農業体験などの現地訪問の際には、町が移住体験住宅(千円/泊)を提供する。
- ・ 各年度2名を定員に募集している。

4. 研修期間、研修の運営方法

- ・ 研修期間は最長3年間で、1年目は協力法人でのりんごを中心とした基礎研修(剪定から収穫までの一連作業、防除、草刈り、選果、販売)と公的機関での技能講習、資格取得、座学(果樹の生理生態、トヨタカイゼン研修、簿記等)となっている(図1)。
- ・ 2年目は協力農家(元JA果樹技術員等)での研修で、希望品目の専門研修、JA指導会等

への参加、農家の生活体験となっている(図2)。

- ・ また、空き家、貸出可能農地、中古農機具などの情報を提供し、就農準備を支援している。
- ・ 3年目は借り受けた自圃場の栽培管理から販売までの経営管理を実践的に研修。
- ・ また、独立就農に向けた経営計画の策定、青年等就農計画、各資金申請を県の支援を受けて実施(図3)。
- ・ 研修修了時には活動発表会を行い、研修中指導をいただいた関係者出席のもと就農に向けた決意を発表する。

5. 研修生等の生活安定の方法

- ・ 年間200万円の報酬のほか、就農準備金(1・2年目:3万3,400円/月、3年目:6万6,700円/月)を支給(表参照)。
- ・ 住宅家賃、交通費、道具被服費、講習費用、資格取得費用等も支給。
- ・ 住宅は町で管理する研修住宅のほか空き家を借りている。
- ・ また、研修生同士や、地域の方々との交流を目的に交流棟も設置した(図4)。

6. 研修修了者への園地、施設、農業機械、住宅等の斡旋の状況

- ・ 園地は町の営農支援センターに農地相談員2名を中心に、研修農家、JA、農業委員からの情報をもとに、継承する園地をマッチングする。研修生1人当たり園地80a程度の借入れを目安としている。
- ・ 研修生の園地借入れに際しては、営農支援センターの職員が園地の作業性や園地間の距離など就農後の経営安定の観点から直接現地を確認するなどの相談に乗っている。
- ・ 住宅は町の空き家バンク、研修農家、農業委員からの情報を中心に紹介するが、若手農業者グループ加入、自治会加入などによって紹介される場合もある。

7. 園地の集積・集約、整備の状況

- ・ 令和5年10月に設立したグリーンみらい・まつかわ(町法人)による継承予定園地の管理を予定している。
- ・ また地域での人農地プラン(地域計画はこれから)策定により、遊休農地を活用した農地整備を行い、就農者の受け入れを予定している。

8. 研修と就農の実績、就農時の園地継承の実績

- ・ 令和2年1月から2名が研修開始。修了後、令和5年1月に独立就農(一方は桃の栽培が中心で経営面積約80a、もう一方はりんご、桃、梨を栽培し経営面積約80a)。
- ・ 令和3年4月から1名が自ら借り受けた園地(りんご約80a、梨0.7a)で研修中。令和6年2月に独立就農(予定)(経営面積約80a)。
- ・ 令和4年2月から2名が研修中(農家ほ場での研修)。
- ・ 令和5年2月から2名が研修中(法人農場での研修)。

9. 就農後の経営・栽培技術・販路確保等の支援体制と内容

- ・ JA組合員、生産部会加入支援、品目指導会参加、JA選果場出荷、直売所出荷。
- ・ 毎年1月に就農状況報告書の提出、年1回の面談(経営相談)、随時巡回指導。
- ・ 空き園地や、中古農機具などの情報提供。
- ・ グリーンみらい・まつかわ(町法人)の園地管理の労務依頼による収入確保の支援。
- ・ 新規就農者グループによる剪定情報の提供。

- ・ 資金については地域おこし協力隊起業支援金(100万円)を支給。

【1年目】

- ・りんごを中心とした基礎研修・・・なかひら農場
剪定から収穫までの一連作業、防除、草刈り
選果、販売 など
- ・技能講習、資格取得
農業大学校・・・スピードスプレー、乗用草刈り機
小型トラクター、刈払機操作研修
大型特殊(農耕者に限る)技能講習、資格取得
中部労働技能講習センター・・・フォークリフト、バックホー技能講習、資格取得
その他・・・食品衛生責任者養成講習、チェーンソー安全使用講習
- ・基礎知識・・・農業農村支援センター
スキルアップセミナー(農薬、土、施肥、簿記など)
座学(トヨタカイゼン研修、果樹の生理生態などの基本)



図1 研修内容(1年目)

【2年目】

- ・希望品目による専門研修・・・指定農家マッチング
- ・自圃場確保の場合、指定農家指導のもと実践研修
- ・JA等の指導会参加

【3年目】

- ・自圃場での実践研修
(管理作業～販売、経営計画策定)



図2 研修内容(2年目・3年目)

【各種申請支援】

- 経営計画策定(農業農村支援センター)
- 認定新規就農者 ・ 起業支援金
- 新規就農者育成対策(経営開始資金)



【経営支援】

- 農地確保(農地情報発信、契約支援)
- 農機具、資材情報発信
- 巡回、面談



【生活支援】

- 住宅確保(空き家情報収集+空き家バンク)
- 各種相談窓口

図3 研修3年目から就農後の支援



図4 研修住宅及び研修生交流棟

表 松川町果樹農業研修制度(地域おこし協力隊)の報酬・活動費

科目	1年目	2年目	3年目	科目	内容
報酬 (年額)	1,999,200円	1,999,200円	1,999,200円	【基礎研修】 研修費・交通費	長野県農業大学校 刈払機・小型機械操作研修 乗用型機械操作研修
就農準備金 (年額)	400,800円	400,800円	800,400円	【資格取得】 受講料・試験代 交通費・宿泊料	大型特殊(農耕車に限る) フォークリフト、バックホー チェーンソー、食品衛生責任者
燃料費 (年額)	50,400円	50,400円	50,400円	【外部研修・交流会】 交通費・参加費 講師謝金	先進農家視察研修 交流会
道具・被服費 (年額)	100,000円	50,000円	100,000円	【団体加入】 参加費・研修費	若武者加入 新・みらい塾受講料
住宅賃借料	家賃、任期中の転居費用(敷金、仲介手数料) 電気・ガス・水道等は自己負担			傷害保険	傷害共済
研修謝金	1人当たり40,000円/月 指定農家・法人の研修時間によって按分			管理費 修繕費	研修棟・交流棟

香川県農業協同組合高松・坂出地区果樹青壮年部

かがわけんたかまつしこうざいみなみまち
住所: 香川県高松市香西南町

かがわけんのうぎょうきょうどうくみあいたかまつ さかいで ち く かじ ゆせい そうねんぶ
組織名: 香川県農業協同組合高松・坂出地区果樹青壮年部

連絡先: 香川県農業協同組合 東讃営農センター園芸課 高松市西部かんきつ共撰場

1. 取組の要旨

- 生産者の高齢化や担い手不足が進行する中、若手生産者の栽培技術の研鑽や担い手の育成等を図るため、平成26年5月に高松・坂出地区の果樹産地の若手生産者17名が「香川県農業協同組合高松・坂出地区果樹青壮年部(以下「青壮年部」という。)」を設立した。
- 設立後、会員がJA香川県のインターンシップ生(JA香川県が就農希望者に必要な研修を行うため雇用している特別臨時職員)等の研修を積極的に受け入れ、技術習得支援等に取り組んだ結果、当産地に独立自営や雇用就農という形で県内外からの新規就農者が定着し、これまでに、会員数が14名増加している。
- こうした取組みに活用するため、平成28年度には、耕作放棄地となる見込みだった果樹園を温州みかんのモデル園(12a)として整備し、就農希望者等の栽培技術の習得や経営能力の向上に向けて、先輩会員等がトレーナーとなって研修を行っている。
- このモデル園が結果樹園となった令和5年には若手会員に園地を継承し、また新たなモデル園(約10a)を整備することで、引き続き研修の場として活用するとともに、育成後は若手会員に継承する予定となっており、耕作放棄地の発生防止につながっている。
- また、こうした取組みを行う会員に、園地の集積が進んでおり、個々の規模拡大を通じて、今後の果樹産地の維持が期待されている。

2. 取組開始の経緯

- 高松市の果樹は、かんきつ類を中心に、瀬戸内海に面した北西部の傾斜地を利用して栽培され、温州みかんの長期貯蔵技術の取組みや温室みかん発祥の地として一時代を築いてきた。また、隣接する坂出市でも、高松市にまたがる丘陵の五色台で、かんきつ類が盛んに栽培されており、この地域で発見された果皮の紅が濃い温州みかん「小原紅早生」の導入・普及が進められる等、両地区とも本県を代表する歴史ある果樹産地を形成してきた。
- しかし、温室みかんは、バブル経済の崩壊や重油価格の高騰による収益性の低下から不採算ハウスが撤退し、さらに、両地区ともに、生産者の高齢化や価格の低迷により、他地区同様(過去10年で県内では約65%に減少)に生産者数は減少し、遊休農地が拡大するなど産地基盤の脆弱化が進んでいた。
- このため、産地の将来に不安を抱えていた高松市の若手生産者4名が、産地の維持・発展に向けて、栽培技術の研鑽や担い手の育成を図るとともに、同世代の交流を促進するため、若手生産者の組織化をJAや産地の生産者に働きかけた。これにより、隣接する坂出市の若手生産者と一緒に、平成26年5月に青壮年部を設立することとなった。設立当時の会員は17名(平均年齢は36歳)で、うち約6割の11名が就農5年未満であった。
- また、活動の拠点とするため、平成28年度に果樹経営支援対策事業を活用して、会員の協力のもとで耕作放棄地となる果樹園12aを温州みかん「小原紅早生」に改植し、青壮年部が自主運営するモデル園として整備した。改植作業では、重機の運転資格を有する会員が抜根・整地作業を行い、他の会員も参加して優良品種への更新を行ったことで、自身の経営

における改植意欲の向上や会員相互の横の繋がりが強まり、さらに若手生産者の産地を守る取組みとして地域にも広く認知されていった。

3. 新規就農者の募集方法等

- ・ 新規就農希望者の募集は、青壮年部独自では行っていないが、関係機関と連携して、JA香川県のインターンシップ生や県農業大学校の研修生等を、積極的に受け入れている。

4. 研修期間、研修の運営方法

- ・ 就農希望者や経験の浅い若手会員の実践的な研修を行う場としてモデル園を活用しており、専門図書等を用いた座学では身に付けることができない基本管理技術の習得に向けた研修を行なっている。主な研修内容は、苗木の定植や接木、摘果、収穫・調整、剪定、防除で、基本管理技術の早期習得のため、先輩会員や外部のベテラン生産者が、一緒に作業を行いながら教える形で指導し、月1回程度の研修を実施している。さらに、モデル園以外での実地研修や座学での勉強会も年4回程度行っている。
- ・ モデル園の管理については、苗木の定植から結果樹園になるまでの育成経費、労働時間を明らかにし、果実販売で得た収益を実際に栽培管理に従事した会員の労働時間を基に報償費として分配している。これにより、会員の参加意欲を高めながら、経営感覚を習得できる研修の場として運営面で工夫しながら取り組んでいる。さらに、状況に応じて、就農希望者に基本管理を任せること、栽培管理上の自己解決能力を養う機会ともなっている。
- ・ また、モデル園における、新農薬の実証展示試験やドローン防除など最新技術・機器の実証のほか、県の普及・研究機関や農薬メーカーの技術者を講師とした勉強会の開催や県外産地、研究機関等への視察研修にも積極的に取り組み、技術向上に努めている。
- ・ さらに、青壮年部の設立を契機として、県西部の観音寺市・三豊市で、同様に西部果樹青壮年部が立ち上げられ、平成28年8月には両組織を構成員とする県域の組織も設立されて、県東西の若手生産者による園地視察といった新たな相互交流も生まれ、県域での横の繋がりができている。

5. 就農希望者等の生活安定の方法

- ・ 新たに会員となる就農希望者には、JA香川県の農業インターン制度や国の新規就農者育成総合対策の利用を促し、就農まで、安心して研修に専念できるよう関係機関と連携しながらサポートを行っている。

6. 就農希望者等への園地等の斡旋の状況

- ・ 非農家や県外からの新規参入者は、優良農地や水利権、農業機械の確保、栽培品目・品種の選定などの情報が得にくく、適切な判断が難しいことから、先輩会員が中心となって相談に乗りながら、地域との橋渡し役として、耕作放棄地となる見込みの結果樹園などの有力な情報を把握し新規就農者に繋ぐことで、就農後の未収益期間が短縮できるよう取り組んでいる。

7. 園地の集積・集約、整備の状況

- ・ 平成28年に果樹経営安定対策事業で整備した温州みかん「小原紅早生」のモデル園12aは、令和5年11月に若手会員へ継承した。令和5年度には新たなモデル園(約10a)を整備する計画としており、苗木の定植から結果樹になるまでを経験できる研修ほ場としての機能は継続されるとともに、結果樹園に育成された際は、若手会員へ継承する予定となっている。

8. 研修と就農の実績、就農時の園地継承の実績

- 令和5年11月現在、青壮年部の会員数は、14名増加して31名に拡大し、会員の平均年齢は42歳となっている。会員のうち、非農家出身者が10名(うち県外出身:5名)、雇用就農者が3名となっており、青壮年部内に非農家出身者や県外からの移住者、他産業からの参入者など多様な人材がいることで、様々な発想やアイデアが生まれ、今後の新たな活動の展開が期待されるなど、組織の強みとなっている。
- 青壮年部の活動を通じて地域に若手生産者の存在が広く認知されたことで、高齢化や労力不足により、耕作放棄地となる見込みの園地の貸借等の声が会員にかかりやすくなり、産地の果樹の平均栽培面積が0.55haであるのに対して、会員の平均栽培面積は1.9ha、さらにその内3名が5ha以上となっており、園地の継承および集積が進んでいる。

9. 就農後の経営・栽培技術・販路確保等の支援体制と内容

- 青壮年部では、モデル園を拠点として就農希望者だけでなく、就農後の若手生産者も含めた管理技術中心の研修を実施しており、年会費を払って青壮年部に加入することで、各種研修に自由に参加できる。
- 新規就農者に対しては、県農業改良普及センターや高松市・坂出市、JA香川県により、就農相談から定着までの一貫した支援体制が整備されていることから、こうした関係機関と連携しながら、サポートに努めている。
- さらに、JA香川県が、当組織の事務局を担っていることから、品種の選定を含めた販売面での相談、収穫等の人手が必要な場合は、JA香川県無料職業紹介所「アグリワーク」を活用した臨時雇用の確保などのサポートを受けやすい体制となっている。



写真1 平成28年度に活動拠点として整備したモデル園(青線の枠内)



写真2 モデル園の研修で説明する先輩会員
(中央)



写真3 モデル園での収穫作業の実地研修



写真4 外部のベテラン生産者によるモデル園以外での実地研修（接木）



写真5 定植後、結果樹園となったモデル園は若手会員に園地継承

2 活躍する担い手の部

株式会社 福士農園 代表取締役社長 福士 寛和 氏

住所: あおもりけん あおもりしなみおかおおあざごうさんまえ 青森県青森市浪岡大字郷山前

担い手名: かぶしがいいしや ふくしのうえん だいはつとりしまりやくしやちやう ふくし ひろかず 株式会社 福士農園 代表取締役社長 福士 寛和

1. 取組の要旨

- ・ (株)福士農園は、りんご超高密植栽培の省力樹形やドローン等のスマート農業の導入により、経営面積を約10haまで拡大させ、環境にやさしい農業などのSDGs経営を実践している。
- ・ また、自ら販路を開拓し、大手百貨店や高級フルーツ店、著名人などへ生果や自社加工品を直接販売しているほか、ふるさと納税返礼品にも取組み、販路の多様化により収益安定を実現している。
- ・ 地域の保育園の収穫体験受入や警察へのりんご寄付など地域活動をしており、経営状況と併せて、ホームページ等で情報発信している。
- ・ また、全国のりんご農家を集めた情報交換会などの開催に貢献し、地域外の小学生へ食育授業を行うほか、取引先の援農ボランティアの受入も行い、地域の果樹農業の活性化や認知度の向上に貢献している。

2. 果樹の生産・販売・加工等を取り入れた経営の概要

① 省力樹形や農業機械(スマート器機を含む)等の導入による経営面積の拡大

- ・ (株)福士農園は、青森市浪岡地区において代々90年以上続くりんご農家が、令和2年4月1日に法人化したりんごの生産・加工・販売を行う会社である。役員が2名、常用雇用が8名、短期アルバイトが4名で、代表及び常用雇用のうち3名は、若手農業者である。
- ・ りんご経営面積は、現時点で、作業請負分(約1.5ha)を含め、約10ha(普通栽培約8ha、わい化栽培約60a、超高密植栽培約1.8ha)となっている(写真1、2)。
- ・ 平成30年春から省力樹形である超高密植栽培に取り組み、年々その面積を拡大させている。また、ドローンを活用し、全園地に国産花粉(純花粉は自家製)による受粉を行っているほか、ラジコンヘリコプターを活用し、わい化及び超高密植栽培園地に炭を撒いて融雪を行い、経営面積の拡大を図っている(写真3)。

② 省エネルギー・生産資材の低投入の栽培等SDGs経営の実践

- ・ 普通栽培から超高密植栽培に転換したところ、スピードスプレーヤの作業効率が上がり、農薬の量を3分の1に減らせたほか、超高密植栽培以外は除草剤を使わず、全園地において国産有機肥料を100%活用し、環境にやさしい農業を実施している。
- ・ また、青森銀行と連携し、SDGsの取組を実践している。(別紙「SDGs宣言書」参照)

③ 消費者や実需者等との直接取引等により販路の多様化、収益安定の実現

- ・ 販路については、先代が行っていたJAや産地市場への出荷は行わず、自ら開拓した大手百貨店(三越、松坂屋)、高級フルーツ店(仙台のいたがき本店、フルーツ岐阜羽島、関西のキムラフルーツ、さくら野百貨店内の九州屋)、大手スーパー(関東のカスミ、マエダストア)、星野リゾートなどの法人へ生果や加工品(りんごジュース、ドライフルーツ)を契約販売している。
- ・ また、ふるさと納税の返礼品として販売しているほか、著名人への直接販売も行っている。(写真4)

- ・このほか、スマートフレッシュ*による鮮度保持(早生ふじ、サンジョナゴールド、シナノゴールド、シナノスイート)にも取り組み、長期出荷を実現し、今年は年商1億円を達成予定である。

*低分子の炭化水素化合物である 1-メチルシクロプロペン(1-MCP)を特許技術により製品化したもので、果実の過熟の原因となるエチレンから果物を守る、安全な鮮度保持システム。収穫した果実を貯蔵する際に使用し、エチレン受容体に作用して呼吸作用と成熟を抑える。りんごの場合、時間が経っても果肉硬度、酸度が維持され、貯蔵中に発生する障害の軽減効果がある。

- ・また、青森県りんご協会が主催する青森県りんご品評会において受賞し、対外的な評価をいただくことにより、販路の拡大を図っている。

<受賞履歴>

- 令和3年度 全県第一席 農林水産省生産局長賞
- 令和元年度から令和2年度 金賞
- 令和元年度から令和3年度 青森市長賞

④ 自ら生産した果実の加工・販売等6次産業化による経営

- ・りんごジュースやドライフルーツを委託により製造し、販売している。
- ・現在、大手航空会社(JAL)からの要望でジュレの製作も検討中である。

⑤ 果実の輸出等

- ・輸出に関しては、様々なリスク要因が高いことと、国内の消費者を大事にしていきたいという思いから、会社として輸出を行う予定はない。
- ・某著名人が当農園のりんご樹100本以上をオーナー制度で購入し、SNS等を活用し国内外へ販売する予定としている。

3. 地域の果樹農業の活性化、認知度の向上等への貢献の概要

① 地域の農業者の集まりでの紹介等による生産者の意識啓発

- ・りんご協会青年部の執行部役員として活動し、全国のりんご生産者が意見発表や情報交換を行うりんご全国大会の開催に貢献した。
- ・また、りんご食べ比べ会長となり、全国のりんご農家を集めてイベントを開催した。

② 研修生の受入れ

- ・新規就農者の研修受け入れ先として県民局の推薦を受けて、(公社)あおもり農業支援センターから認定されている。
- ・また、新規就農した若手農業者をパートとして雇用し、技術指導を行っている。

③ 経営や地域活動をホームページやSNSでの発信

- ・毎年、青森南警察署へ交通安全の字が記載されたりんごを200~300個寄付しているほか、地元保育園の収穫体験などの地域貢献を行っており、経営状況と併せてホームページやインスタグラムで発信している(写真5)。

④ 地域外の消費者・実需者・生産者等との連携活動に参加

- ・県主催の食育活動で、大阪や福岡などの小学校での食育授業の講師を引き受け、りんごの栽培方法などについての授業を行っている(写真6)。

⑤ 援農ボランティアの協力等の実現に協力

- ・取引先(スーパー、銀行等)の新入社員等の援農ボランティアを受け入れている。



写真1 りんご園地(わい化、超高密植栽培等)の状況



写真2 りんご高密植栽培園の状況



写真3 ドローンによる防除の状況



写真4 ふるさと納税品のりんご及びりんご加工品



写真5 地元保育園の収穫体験の状況






写真6 小学校での食育授業の状況

株式会社富士農園

SDGs 宣言書

当社は、経営理念である「お客様に喜んでもらえるよう、全てにおいてこだわり抜く林檎作り」を体現するため、SDGsの達成に向け、以下の取り組みを実施していくことを宣言します。

2023年 9月

テーマ	具体的な取組	関連するゴール
全てにおいて こだわり抜く 林檎作り	・美味しい林檎を作る従業員が健やかであり続けるために、労働安全衛生にかかる各種規定を順守し、安全で衛生的な環境の元で、安心して働ける労働環境を作り続けます。	
環境に優しい 林檎作り	・化学肥料を使用せず、純国産有機100%肥料で栽培することで、林檎の品質だけでなく環境にも優しい林檎作りを実現し、林檎産業を牽引する企業を目指します。	
もっと身近な 林檎作り	・まちづくりイベントへの協力や子供たちへの就業体験などを積極的に実施することで、林檎産業をより身近なものとし、地域社会の皆さまがいつでも安全/安心/健康でいられるように、社会貢献に努めます。	

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsとは

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、2015年9月に国連で採択された2030年までの国際目標。「地球上の誰一人取り残さない」をスローガンに、持続可能な社会の実現を目指しており、経済・社会・環境などの分野で17の目標と169のターゲットで構成されています。

米本 真之 氏

住所：ながのけんいなし長野県伊那市

担い手名：よねもと まさゆき米本 真之

1. 取組の要旨

- ・ 米本氏は、長野県の里親制度を利用しIターンで就農して8年目の若手りんご生産者である。就農当時から栽培困難園を借り受け栽培を開始し、同時に園地の集積を行いながらりんごの省力栽培である「高密度栽培」を取り入れ、面積拡大を図っている。
- ・ 令和5年現在で、耕作面積は196a。計画的に果樹経営支援対策事業や先導的取組支援事業などを利用し新植を行い、最終的には300aまで園地を拡大していく予定である。
- ・ 令和4年までに、就農から借り受けていた園地を他生産者へ引き継ぎ、集約した園地での栽培となり、全園地で高密度栽培のみの経営を開始した。
- ・ 単収は異常気象の影響はあるものの順調に伸びている。令和4年度は豊作という事もあったが、平均で約8トン/10a、品種によっては10トン/10aの高反収を実現し経営を安定させている。それにより、「JA出荷だけでは生活していけない」、「就労したらまず販売先を確保」といわれる中で「収穫のほとんどをJA出荷で生計をたてる」を実行し実現している。

2. 果樹の生産・販売・加工等を取り入れた経営の概要

- ・ 米本氏がりんご生産者として就農したのは平成27年である。東京の会社員の時にワーキングホリデーを利用してニュージーランド、オーストラリアで短期労働者として農作業に従事し、とりわけ、りんごの高密度栽培に1年余り携わったことが、りんご生産者を目指したきっかけである。
- ・ 平成25年から長野県の里親制度を利用して2年間、新規就農研修を受けた。里親は新しい化等の慣行栽培で米本氏が志向する高密度栽培ではなかったが、研修では農業に適した時間や身体の使い方に慣れること、地域の習慣や言葉に馴染むことができた。また、里親の了解を得て他のりんご農家にも出向き実践的にりんご栽培を学ぶことで、地域の様々な農家との面識や信頼関係を構築することができた。
- ・ こうした地元農家との信頼関係の構築により、新規就農時に100aの園地を借り受けることができ、就農1年目で50aを高密度栽培に改植した。その後、少しずつ借地を広げつつ改植/新植を行い、高密度栽培の比重を高めつつ経営開始時に借りていたわい化栽培等の園地を他の生産者に継承した。
- ・ これにより、令和4年までにはすべてのりんご園を高密度栽培に移行しており、現在の経営面積196aに至っている(写真1及び2)。また、新植/改植に当たっては、早生から晩生まで多様な品種(夏あかり、シナリップ、つがる、シナノゴールド、ぐんま名月、ムーンルージュ、ふじ等)を植栽し、収穫作業等の平準化を図っている。
- ・ 今後とも計画的に果樹経営支援対策事業や先導的取組み支援事業などを利用して、連担の園地に新植を行い、近い将来には300aの園地全てを高密度栽培にして経営面積を広げる予定としている。
- ・ また、高密度栽培による高反収化だけではなく、長野県農業経営士の資格を取得し経営分析する中で、人件費を減らすため、摘花剤(エコルーキー、石灰硫黄合剤)・摘果剤(ミクロデナポン)の複数回使用による省力化・人件費の削減、早期摘花による品質の安定化、収

穫作業を2回程度と極限まで減らし人件費の削減を図っている。

- ・ りんごの収穫量については、高密植栽培園地割合と新植園地の成園化により伸びており、令和2年80トン(4.5トン/10a)、令和3年は凍霜害による減収のため60トンに落ち込んだものの、令和4年は110トン(成木園の平均単収約8トン/10a、品種(写真3)によって約10トン/10a)となっている。
- ・ 米本氏の理念として、りんごの消費を減らさないために、若い消費者が購入しやすい価格も必要と考え、高く販売して経営を成り立たせるのではなく、収量を増やしコストを減らすことで経営を成り立たせることであり、その理念の実現のため、集約した園地での高密植栽培を導入し、省力化・人件費削減のための栽培・管理技術を取り入れている。
- ・ 収穫作業等の農繁期の短期的な雇用の確保は、「daywork*」を利用している。
 - * 1日農業バイトデイクワークとも呼ばれ、1日単位から農業で働きたい人と生産者をつなぐスマートフォンアプリケーション。
- ・ 収穫したりんごの販路は、9割がJA出荷で、1割が宅配による消費者への直接販売である。ほとんどをJA出荷とすることで、生産規模の拡大に集中でき、選果等のための作業倉庫も必要ないというメリットがある。また、家族構成や現在のライフサイクルに適していると考えている。

3. 地域の果樹農業の活性化、認知度の向上等への貢献の概要

- ・ 研修生の受入れについては、米本氏は令和3年に里親に登録したが、自身の経営拡大、安定などのため研修生の受入れは行っていなかった。しかしながら、りんご栽培で就農したい雇用者の支援(栽培技術の習得、栽培園地の確保)を行っており、令和6年度から研修生として正式に受入れを行う。
- ・ 高密植栽培では、県内でもモデル的な生産者であり、県内外からの視察申し込みが多いが快く受け入れて頂いている。
- ・ また、上伊那管内の高密植栽培の先進的な生産者として、生産者交流も積極的に行い管内の高密植栽培拡大に大きく寄与している。それにより、上伊那では、高密植栽培が平成29年以降増えており、りんご面積も187haまで減少した面積が204haまで回復している。
- ・ 10年後の果樹産地としての上伊那を展望、構想する意欲のある経営者の集まりとして新規就農研修経験者の多くが参加する「上伊那果樹の未来を創る会」(平成30年に設立)のメンバーとして活動し産地の発展に貢献している。未来会の中では、M9台木確保のプロジェクトに参加し、苗木不足に対応できるよう高密植に必要な台木の生産を行っている。



写真1 米本氏の園地(高密植栽培)

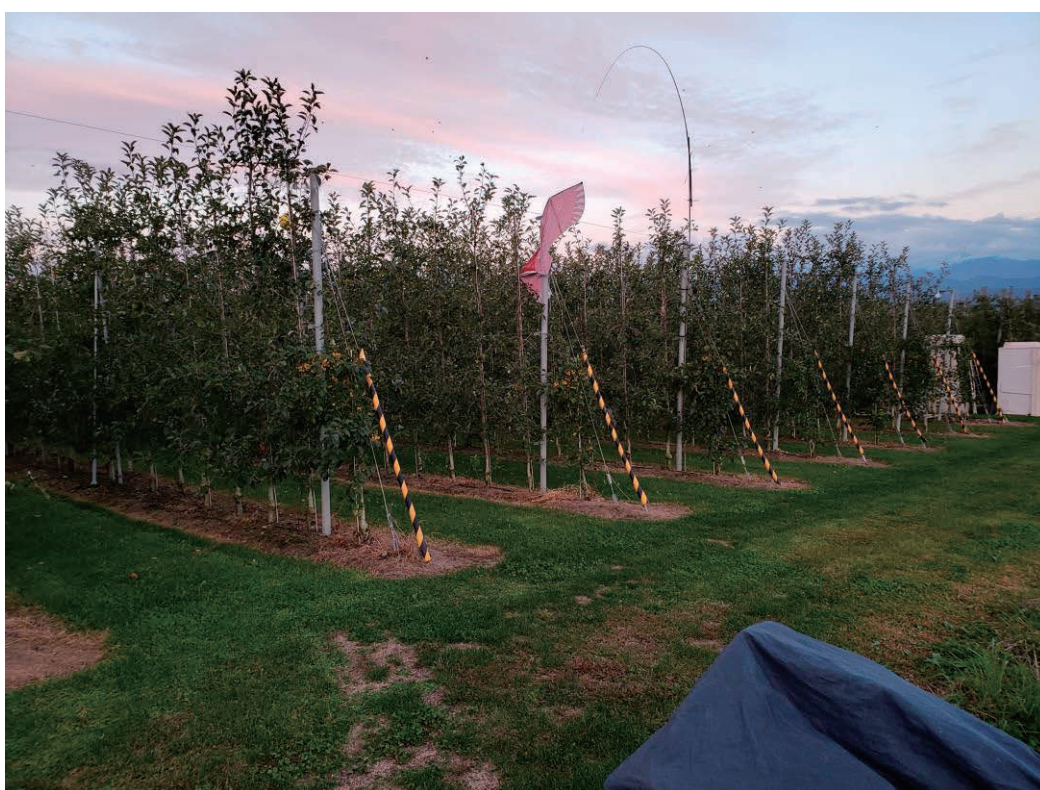


写真2 米本氏の園地(高密植栽培)



写真3 10トン/10aの収穫ができたりんご園(シナノゴールド)

岡本 和也 氏

住所: おおいたけんきつきしもりえ 大分県杵築市守江

担い手名: おかもと かずや 岡本 和也

1. 取組の要旨

- 平成30年11月より「杵築市ファーマーズスクール(2期生)」に入校し、ハウスみかん栽培を2年間学び、経営継承により令和2年11月にハウス(3棟32.5a)を取得し、新規営農を開始した。
- その後、家族(弟、弟の妻、母)との共同栽培により、面積を拡大(令和3年9月に2棟、令和4年3月に1棟を継承し、およそ60aのハウスみかん栽培(中晩柑19a含む)を経営)し、順調に収益を伸ばしている。
- 新就農開始時より経営状況は好調で、ハウスみかんの単収は4.4~5.3トン、粗収益では約2,000万円と、若手生産者の模範となる経営を行っている。
- 現在、幼木を46a、露地みかん(未成園)60aも経営しており、更なる経営拡大と法人化を目指している。

2. 果樹の生産・販売・加工等を取り入れた経営の概要

- 岡本氏は、非農家出身で、平成30年11月より「杵築市ファーマーズスクール^{※1}」(2期生)に入校し、ハウスみかん栽培を2年間学び、令和2年11月に杵築市内の農家からハウス(3棟32.5a)を借り受けて、新規営農を開始した。

※1 杵築市が運営する新規就農研修で、就農コーチのもとで、就農に必要な技術や知識を身につけるもの。研修期間は2年で、1年目は就農コーチのほ場で指導を受けながらの実地栽培研修、栽培・病虫害防除講習など。2年目は研修生による模擬経営研修、就農準備などを実施。

- 同氏が農業外(前職:製造業)から就農したきっかけは、出身地である杵築市の就農相談の現地見学等でハウスみかん栽培の魅力に気づき、また、高齢等により離農する農家からハウスみかん施設の資産継承が行われていることを知り、ハウスみかんでの就農を志したものである。
- その後、家族(弟、弟の妻、母)との共同栽培により、新たに園地を借り受け、栽培面積を拡大。令和3年9月に2棟、令和4年3月に1棟を継承し、およそ60aのハウスみかん栽培(中晩柑19a含む)を経営し、順調に収益を伸ばしている。



杵築市ハウスみかんの若き担い手
岡本兄弟(右:和也氏)



経営移譲を受けたハウス

- ・ 成木園のハウスを経営継承したため、新就農開始時より経営状況は好調で、ハウスみかんの単収は4.4～5.3トン、粗収益では約2,000万円と、若手生産者の模範となる経営を行っている。
- ・ 燃料高騰対策として、令和5年度にヒートポンプ6台を導入し、加温機の重油使用を抑え、省力化を図っている。
- ・ 新たな品種の導入についても、栽培情報を熱心に調査研究しており、労働時間の分散が可能な品種「美娘^{※2}」や「はるみ」を導入することで安定した所得を上げることを計画中である。

※2 一般的には「天草」と呼ばれ、栽培が難しいため全国でも生産量が少なく、貴重な品種。ハウス栽培された天草の中から、味や外観などの基準を満たしたものが「美娘」として出荷される。名前は公募され、杵築の方言で女の子を「びこ」と呼ぶことから「美娘(みこ)」と命名された。

- ・ これまでの農業外での就業経験(製造業)を生かし、自ら販路を開拓、工夫を凝らしながら収益を上げている。
- ・ 今後、国庫事業を活用したハウス増設拡大を計画しており、当面の経営目標として、生産量30トン、所得1,000万円越えと経営の法人化を目指している。

表：農業機械施設、大農機具（注：農業用車両を含む）

種類	台数	性能	見積額	銘柄	購入先
軽トラック	1台	積載量 350kg	55万円	スズキキャブオーバ	(有)テンポイント
←	1台	積載量 350kg	85万円	ホンダキャブオーバ	←
ハイエースバン	1台	積載量 1,000kg	240万円	トヨタバン	←
トップカー	1台	積載量 250 kg	←	←	知人より譲受け
動力噴霧器	1台	-	18.7万円	キョウリツ	JA
ヒートポンプ	6台	AC200V, 50/60 Hz	1,135万円	グリーンパッケージ	三井リース

3. 地域の果樹農業の活性化、認知度の向上等への貢献の概要

- ・ 杵築地域柑橘研究会青年部に属し、若手生産者と切磋琢磨し栽培技術を高め、新規就農者としての模範となる姿が地域農業に与える波及効果が高い。



- ・ 研究会では青年部員の絆が深く、収穫時期等の繁忙期には互いの園地作業を補完し、栽培方法についてアドバイスするなど、岡本氏は部会を牽引する存在になっている。
- ・ 「ハウスみかん担い手発掘プロジェクト(KAN-KID'S)」活動の中心メンバーでもあり、市内子ども食堂の児童に試食会や収穫体験の計画、PR用オリジナル包装資材の制作にも取り組んでいる。



「ハウスみかん担い手発掘プロジェクト(KAN-KID'S)」メンバーと段ボールイラスト(案)
ファーマーズスクール1,2期生(右から2人目:和也氏)

第三章

令和5年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰 審査の概要と審査会講評

1. 審査会の設置と審査会の開催等

(1) 審査会の設置

令和5年12月8日に(公財)中央果実協会理事長が、令和5年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰実施要領第7に従って審査会委員の委嘱を行い、審査会を設置。

令和5年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰審査会委員名簿

氏名	所属	備考
小松 宏光	高島農園 (農林水産技術会議委員、前長野県果樹試験場場長)	委員長
村上 ゆり子	東京都農林総合研究センター所長	
根角 博久	(国研)農業・食品産業技術総合研究機構果樹茶業研究部門 研究推進部長	
宮井 浩志	国立大学法人 山口大学経済学部経営学科 教授	
今井 良伸	公益財団法人 中央果実協会 常務理事	

(2) 審査会の開催

第1回審査会 (オンライン会議)

開催日時: 令和6年1月12日10:00~11:00

議 題: 審査会の了解事項について

応募者の概要について

第2回審査会 (オンライン会議)

開催日時: 令和6年1月30日13:00~14:00

議 題: 審査会委員による書面審査の集計結果

表彰の種類ごとの被表彰出品財の選定について

審査結果の中央果実協会理事長への報告について

2. 審査の結果と講評

審査会委員長から(公財)中央果実協会理事長に審査の結果と講評の報告を行った。報告については別紙参照。

(別紙)

令和5年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰の審査結果について

1. 審査の実施

- 令和5年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰の審査は、(公財)中央果実協会理事長から委嘱を受けた5名の委員による2回のオンライン会議(令和6年1月12日及び30日開催)及び応募書類の書面審査によって行われた。
- 具体的には、事務局による予備審査を経て、審査会による本審査の応募組織・者を決定し、各委員による書面審査を行った。さらに、各委員の審査結果を集計し、審査会が集計結果に基づいて、表彰者を決定した。
- 審査に当たっては、「令和5年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰審査会運営要領」の「審査基準」及び「審査にあたって考慮すべき視点」に基づき行った。
- とりわけ、担い手の育成・確保の部については、①組織によるトレーニングファームの運営、②生産者園地を活用した研修、③園地の集約・整備を契機とした取組み及び④移住促進・災害復興の政策組合せの4類型(別添)ごとに基準及び考慮事項が示されており、本表彰が果樹産地の担い手育成の取組みを促進することを目的としている点に照らすと、応募組織について類型間で単純に優劣を比較することは、表彰の趣旨に合わないことから、それぞれの特徴を考慮して総合的に審査した。
- また、開始から取組み期間の短い組織であっても、特に担い手の育成に関し組織として積極的に取り組んでいる状況についても汲み取って審査をした。
- 一方、活躍する担い手の部については、省力樹形、スマート農業技術の導入、省エネ。省資源等SDGs経営、6次産業化や販路の多様化などの取組状況とその取組みの積極的な発信による地域への波及や果樹農業の魅力発信の程度を総合的に審査した。
- また、本表彰が果樹農業への新規参入等を奨励することを目的としている点を考慮し、特に果樹経営の可能性に挑戦している点も汲み取って審査した。

2. 審査結果

- ◆ 審査結果は、担い手の育成・確保の部について農林水産省農産局長賞を1点、中央果実協会理事長賞を5点選出し、また、活躍する担い手の部について農林水産省農産局長賞を1点、中央果実協会理事長賞を2点選定した。それぞれの賞の組織名及び氏名は別紙のとおりである。
- ◆ 審査会として、各賞に選出された組織又は個人の取組みはいずれも優秀であり、全国の後継者・担い手育成の取組みを促進し、果樹農業の魅力の発信につながるものであること、その中で当表彰における被表彰者の代表としてふさわしい実績をあげているものが農林水産省農産局長賞に選出されたことを報告する。

3. 審査講評

【担い手の育成・確保の部】

- ☆ 今回の応募組織は、4類型のうち、①組織によるトレーニングファームの運営又は②生産者園地を活用した研修のいずれかに類型化される取組みと考えられるが、その取組みの詳細をみると、園地の集約・整備や移住促進・災害復興の要素が取組みの中に含まれており、そうした中で各応募組織の取組みを比較審査するという難しいものであった。

- ◇ 農林水産省農産局長賞に選出された J A 紀の里 あら川の桃部会の取組みは、生産者園地を活用した研修の類型に分類され、アンケートを通じて新規参入者の必要性を部会員全員で共有し部会の農家による研修を行っているものであり、台風による産地の甚大な被害を乗り越えて、生産部会として新規参入者の研修と園地継承を継続している点が総合的に評価されたものとする。
- ◇ 中央果実協会理事長賞に選出された取組みもいずれも特色あるものであり、
 - 広島県果実農業協同組合連合会広島県果樹農業振興対策センターはトレーニングファームの運営の類型に分類され、地元 J A と協力したトレーニングファームでの研修と園地継承や新たなレモン園の開設・拡張を実施、
 - 豊田市農ライフ創生センターは生産者園地を活用した研修の類型に分類され、市・J A の協力による新規参入者の研修（農業者大学校での受講など座学研修を含む）、研修者の独立自営に向けたきめ細かな支援措置と広い面積の園地継承を実施、
 - 三重南紀元気なみかんの里創生プロジェクト協議会は生産者園地を活用した研修の類型に分類され、プロモーションサイトによる対外発信力と大幅に増加した新規参入者への研修・支援体制を強化、
 - 長野県松川町は生産者園地を活用した研修の類型に分類され、地域おこし協力隊制度を活用して果樹に特化した新規就農研修とハード・ソフト面の充実した支援体制による着実な独立就農者を確保、
 - 香川県農業協同組合高松・坂出地区果樹青壮年部はトレーニングファームの運営の類型に分類され、若手柑橘生産者による耕作放棄地を用いたみかんモデル園の開設と実践的研修、モデル園の若手への継承を実施、
 については、いろいろな場面において積極的に紹介し、全国の後継者・担い手育成の取組みの促進に活用すべきである。
- ◇ なお、今回は、予備審査において応募組織の取組みを類型化して審査会に示され会議で検討した上で本審査を行った。今後は、募集の段階から取組みの類型化の趣旨や考え方を示し、応募者が自分たちの担い手の育成・確保の取組みの類型を考慮しつつ応募書類を作成した方がよりその長が明確に記述されるのではないかと考える。来年度以降に実施する場合に一層の改善を期待する。

【活躍する担い手の部】

- ◇ 今回の応募者は 3 名であるが、農業外からの新規参入により果樹農業経営を行っている者に加え、代々のりんご農家から法人経営に発展させている者と多様な経歴の応募者であった。
- ◇ 農林水産省農産局長賞に選出された株式会社福士農園 代表取締役 福士 寛和 氏は、りんごの高密度植栽培の省力樹形やドローン等のスマート農業技術の導入に取り組むとともに、環境にやさしい農業などの S D G s 経営を実践し、6 次産業化や販路の拡大も含めたモデル的な経営を行い、さらに小学生への食育活動や園児のりんご収穫体験の実施など、果樹農業の魅力を十分に発信している。
- ◇ 中央果実協会理事長賞に選出された 2 名は、いずれも農業外からの新規参入であり、
 - 米本 真之 氏は、りんごの超高密度植栽培を就農 1 年目から行い、順次改植により就農 8 年で高密度植栽培約 2 h a 、平均単収 8 トン/1 0 a を実現、今後新規就農者の研修を受入れ、
 - 岡本 和也 氏は、令和 2 年にハウスみかん施設約 3 0 a を継承して就農し、令和 4 年度にはハウスみかん 6 0 a にまで経営拡大、粗収益 2 千万円を実現し、更なる

規模拡大と法人化を目指す、
というように、それぞれ果樹農業の可能性に挑戦し、今後就農を目指す者にとって、共感、感動を感じさせる取組みを行っている。

- ◇ なお、今回は、応募期間が2カ月間であったが、全国には果樹農業の可能性に挑戦し、果樹農業の魅力を発信するような生産者の取組みがもっとあると思われる。本表彰の趣旨が果樹関係者に伝わり応募が増えるような対策を期待する。
- ◇ その際、本審査会では、福本氏のような審査基準のほぼ全てを満たす取組みのみでなく、米本氏や岡本氏のような新規就農して果樹農業の可能性に挑戦している取組みについてもいろいろな場面で積極的に紹介すべきと評価している。

令和6年1月30日

公益財団法人中央果実協会
理事長 村上 秀徳 殿

令和5年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰審査会
委員長 小松 宏光

令和5年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰 受賞者

1. 担い手の育成・確保の部

○ 農林水産省農産局長賞

J A 紀の里 あら川の桃部会

○ 中央果実協会理事長賞

広島県果実農業協同組合連合会広島県果樹農業振興対策センター

豊田市農ライフ創生センター

三重南紀元気なみかんの里創生プロジェクト協議会

長野県松川町

香川県農業協同組合高松・坂出地区果樹青壮年部

2. 活躍する担い手の部

○ 農林水産省農産局長賞

株式会社福士農園 代表取締役 福士 寛和 氏

○ 中央果実協会理事長賞

米本 真之 氏

岡本 和也 氏

別添

「令和5年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰審査会運営要領」の「審査基準」及び「審査にあたって考慮すべき視点」においては、組織の取組みの特徴によって類型化しており、その考え方は以下のとおり。

この類型化の趣旨は、本表彰において、単に新規就農研修者数、独立就農者数、園地継承面積等の数値の大小のみで評価し審査するのではなく、地域の置かれている状況の中で果樹農業の担い手の育成・確保の取組みが地域の活性化や発展に寄与している点を十分に汲み取って審査を行い、表彰により果樹産地の担い手育成の取組みを促進する目的を果たせるようにするものである。

- ①類型：組織によるトレーニングファーム運営型（組織が遊休園地等を活用してトレーニングファームを設置して新規就農研修を実施。トレーニングファームが生産中止生産者等の園地を借入れ、維持管理機能を担う。組織によって、研修修了後に一部の研修園地の利用権を切り替えて独立就農を支援。）
- ②類型：生産者園地での研修型（産地、自治体等が新規就農者育成の仕組みを構築し、生産者の園地における指導により研修を実施。県の農業者大学校等と連携して座学や資格取得の研修も組み込む。研修指導する生産者が中心となって新規就農者への園地等の継承や地域への溶け込みを支援。）
- ③類型：園地の集約・整備主導型（遊休園地の集約・整備、干拓地・水田での果樹園造成等を行い、入植者、新規就農者、他作物栽培生産者等を募って造成園地での果樹経営を振興。新たな果樹産地の形成につながる例もあり。）
- ④類型：移住促進・災害復興と果樹振興の政策組合せ型（自治体とJA等が連携して、移住促進策や災害復興の実施に際して果樹振興策を組み合わせることで推進し、果樹振興を当該地域の維持・発展の核として実施。新規就農者の育成と連動させるため、JA、市町村、県普及組織が一体となって対象となる地域に集中的に担い手対策を実施。）

第IV章

令和5年度果樹農業における担い手の育成
及び活躍表彰 意見交換会資料

令和5年度果樹農業における 担い手の育成及び活躍表彰 審査結果の報告及び 受賞者の紹介

令和6年3月1日

公益財団法人中央果実協会

表彰の概要・目的

- 令和5年度から開始
- 果樹生産現場において、担い手の育成・確保に取り組んでいる組織や、果樹経営において積極的に挑戦している生産者等を表彰
- 各産地でのより効果的な担い手育成・確保の取り組みへの波及や、果樹農業の魅力の発信が目的
- 表彰対象
 - 担い手を育成する組織(担い手の育成・確保の部)
 - 果樹生産者(活躍する担い手の部)
- 募集期間； 令和5年10月18日～12月17日

審査の経過

- 審査会(令和6年1月12日及び30日)
- 担い手育成・確保の部 6組織(農産局長賞1点、中央果実協会理事長賞5点)選出
- 活躍する担い手の部 3生産者(農産局長賞1点、中央果実協会理事長賞2点)選出
- 審査の全体講評;
 - ✓ 各賞に選出された組織又は個人の取組みはいずれも優秀
 - ✓ 農産局長賞は被表彰者の代表としての実績
 - ✓ 全国の担い手育成の取組みの促進と果樹農業の魅力の発信につながるもの

第1部 担い手の育成確保の部

① 審査結果の報告

● 審査講評

- 組織によるトレーニングファームの運営又は生産者園地を活用した研修のいずれかに類型
- 取組みの詳細をみると、園地の集約・整備や移住促進・災害復興の要素が含まれる
- 異なる類型の取組みを比較審査するという難しい審査
- 募集の段階から取組みの類型化の趣旨や考え方を示し、取組みの特長を明確に捉えて応募を一層促進

第1部 担い手の育成確保の部

② 受賞者の紹介

- 農林水産省農産局長賞

JA紀の里 あら川の桃部会

- 中央果実協会理事長賞

広島県果実農業協同組合連合会広島県果樹農業振興
対策センター

豊田市農ライフ創生センター

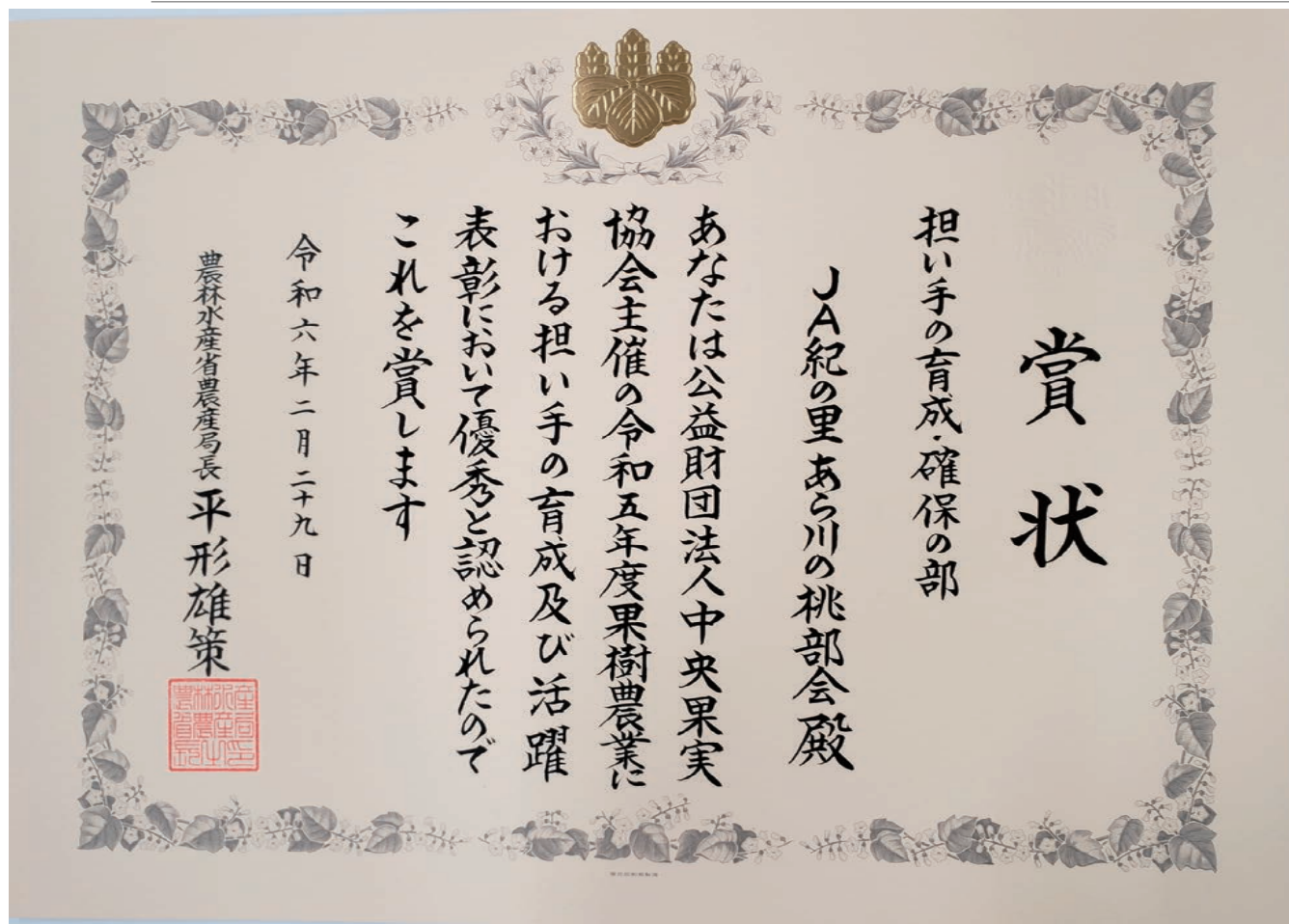
三重南紀元気なみかんの里創生プロジェクト協議会

長野県松川町

香川県農業協同組合高松・坂出地区果樹青壮年部

第1部 担い手の育成確保の部

JA紀の里 あら川の桃部会



- JA紀の里は、桃、柿、柑橘類等果樹栽培が盛ん。
- 商標権やGIを取得したブランド「あら川の桃」の産地。
- 河川敷の園地は「桃源郷」とも呼ばれる。

第1部 担い手の育成確保の部

JA紀の里 あら川の桃部会

- ◆平成27年にJA紀の里あら川桃部会が中心となり、生産者から研修サポーターを選任し、トレーニングファームサポーター会を設置。
- ◆研修者1名に複数サポーターをあて、桃生産の経営・栽培技術等の研修と地域への溶け込み等を支援。
- ◆生産部会員に営農継続意向アンケートを行い、新規就農者受入れの意識醸成と継承可能な園地の把握。
- ◆台風による産地の甚大な被害を乗り越えて、生産部会として新規参入者の研修と園地継承を継続。

第1部 担い手の育成確保の部

JA紀の里 あら川の桃部会



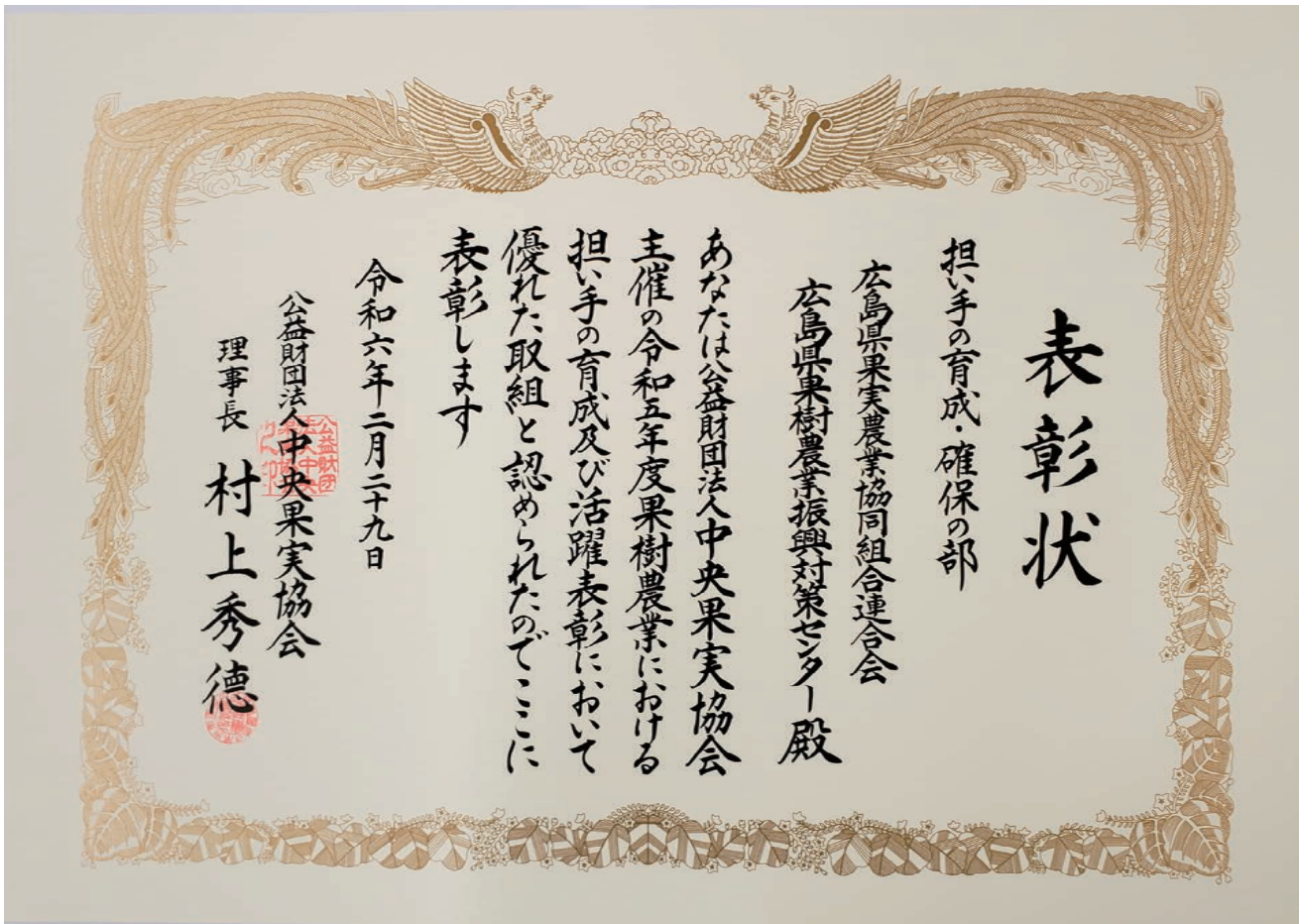
桃源郷の風景



研修サポーターによる指導の様子
(左:サポーター、右:研修生)

第1部 担い手の育成確保の部

広島県果実農業協同組合連合会 広島県果樹農業振興対策センター



- 広島果実連は、平成24年に果樹の担い手育成を目的とした広島県果樹農業振興対策センターを設置。
- 県内に複数の研修農園と瀬戸内離島での実施

第1部 担い手の育成確保の部

広島県果実農業協同組合連合会 広島県果樹農業振興対策センター

- ◆平成24年に呉市のカンキツ研修園で新規就農研修を開始し、平成27年に福山市沼隈のブドウ団地にブドウ研修園で新規就農研修を開始。
- ◆研修園地の地域で就農。修了後の地元JAが園地を斡旋し、市町が制度資金等を確保。
- ◆離島の荒廃園地を借り受け、平成30年度からレモンを新植して園地を整備中。
- ◆JA主体でトレーニングファームでの研修や、園地継承、新たなレモン園の開設・拡張を行うモデル的取り組みを実施。

第1部 担い手の育成確保の部

広島県果実農業協同組合連合会 広島県果樹農業振興対策センター



同センターの果樹園の所在場所



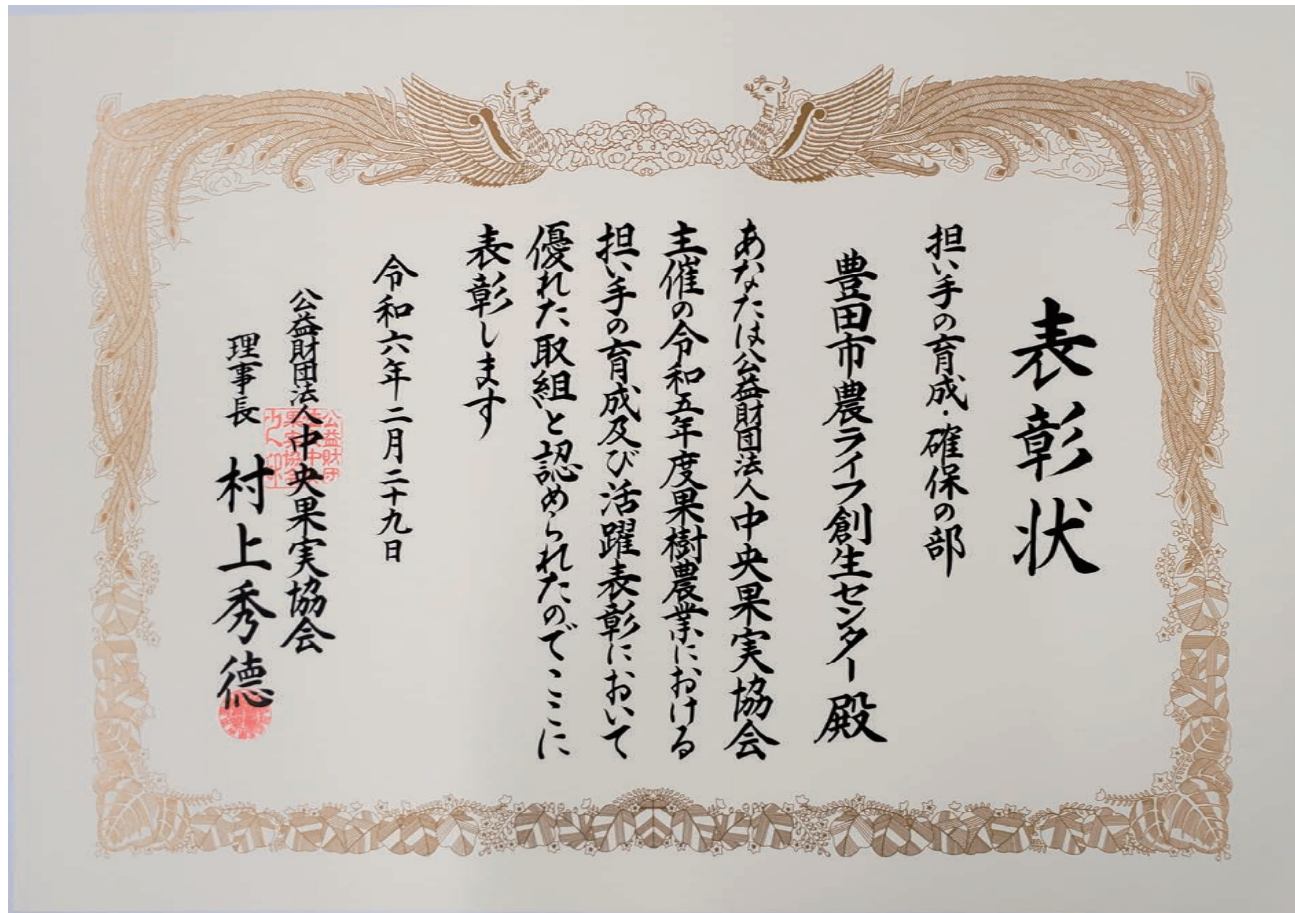
離島(佐木島)のレモン園(第1ほ場)



沼隈ブドウ園における
研修の状況

第1部 担い手の育成確保の部

豊田市農ライフ創生センター



◆ 豊田市とJAあいち豊田の共同運営施設

◆ 担い手育成による遊休農地の活用のほか、生きがい型農業や市民と農業の関係構築を目的に各種の研修を実施

第1部 担い手の育成確保の部

豊田市農ライフ創生センター

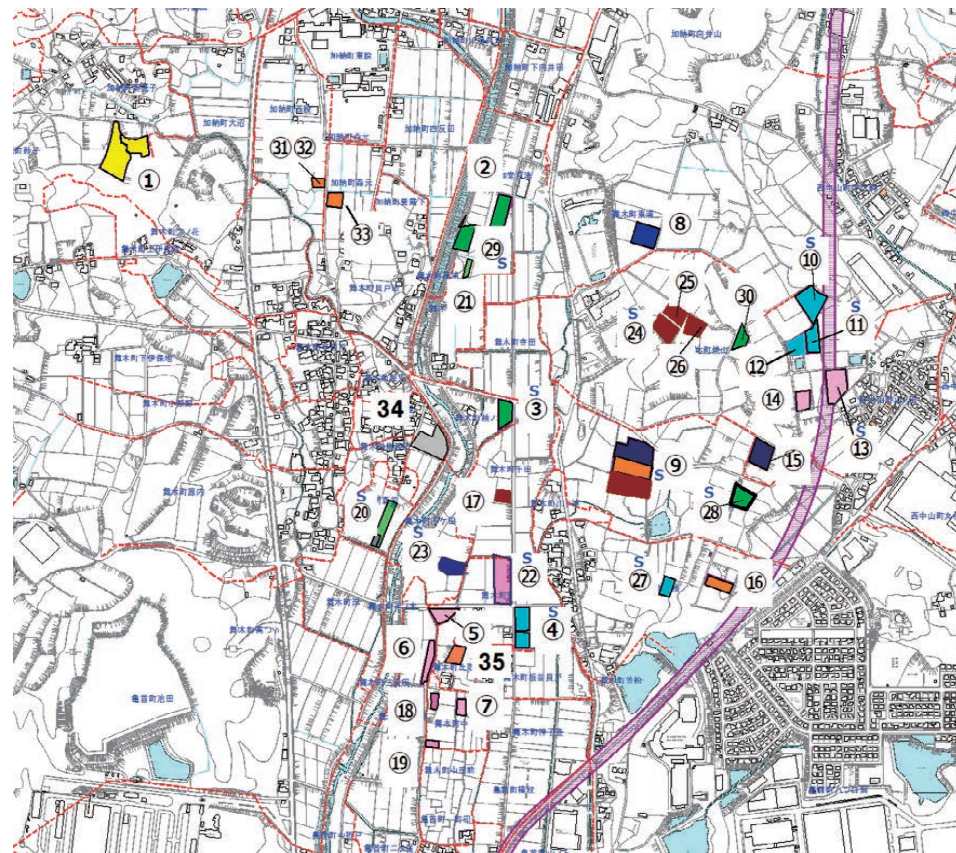
- ◆平成31年に市・JAあいち豊田が桃・梨栽培農家の協力を得て「桃・梨専門コース」を創設。
- ◆里親農家のほ場での実践的研修や、市が借り受けた園地（自己管理ほ場）における栽培・経営管理の指導を受けつつ独立営農に向け準備。
- ◆自己管理ほ場の利用権の切り替え等による園地継承。
- ◆各種制度資金の提供、農機具の貸し出し、農業経営アドバイザーによる伴走支援等きめ細かな支援措置と広い面積の園地継承を実施。

第1部 担い手の育成確保の部

豊田市農ライフ創生センター



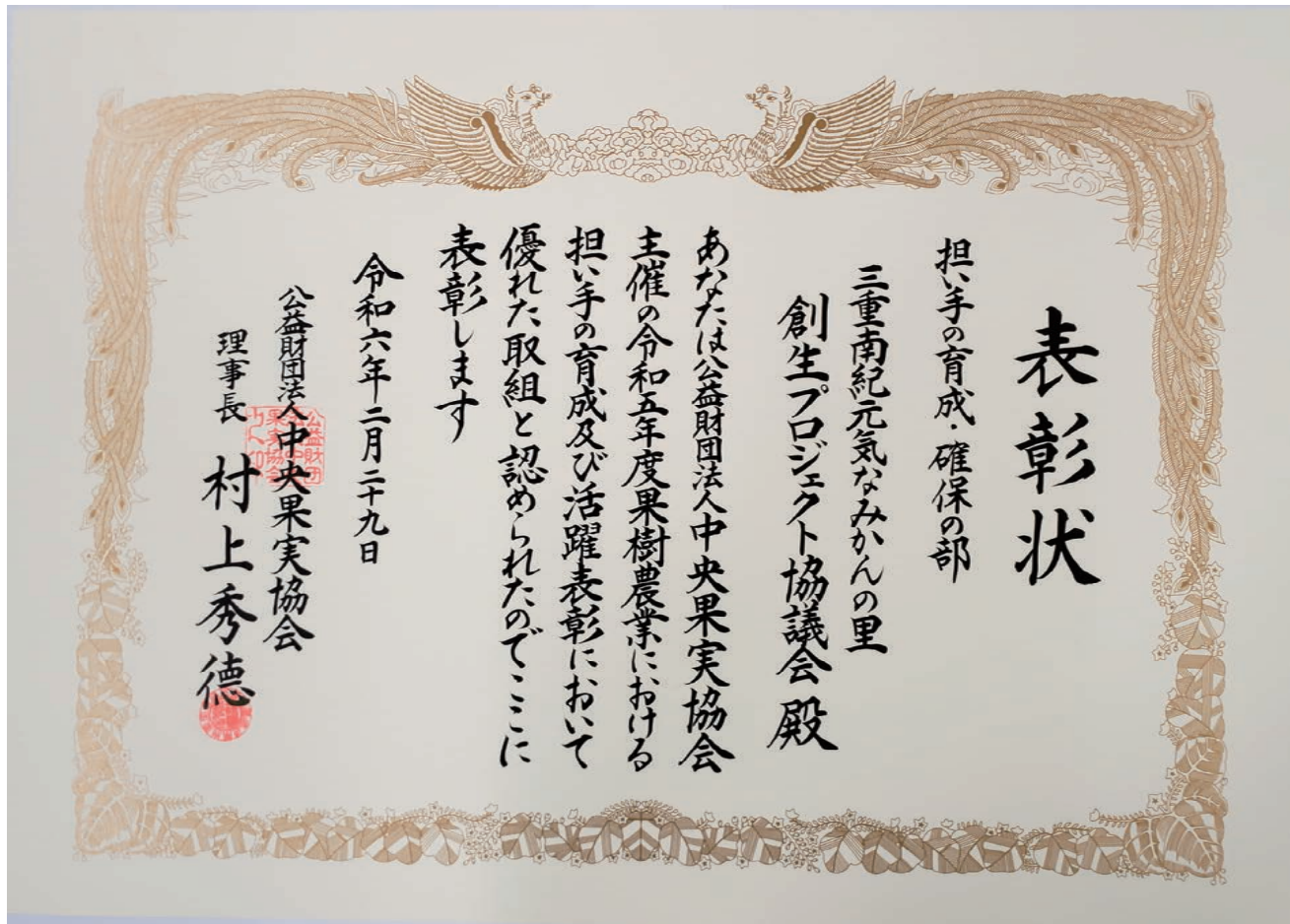
里親の果樹園での研修風景
(桃・梨専門コース)



豊田市舞木町地内の園地継承状況

第1部 担い手の育成確保の部

三重南紀元気なみかんの里創生プロジェクト協議会



◆国営事業による園地整備によりみかん生産は地域の基幹産業

◆JA、三重熊野地域の3市町と県事務所が協議会を構成。平成20年から新規就農育成に取り組む

第1部 担い手の育成確保の部

三重南紀元気なみかんの里創生プロジェクト協議会

- ◆新規就農希望者等に、「みかん、やったらええやん」のメッセージとともに、地域の魅力、柑橘農家の姿や一人でできる経営モデルなどを令和3年から発信。
- ◆応募者増に対応して、JA出資法人トレーニングファームと柑橘生産者園地で新規就農者研修を実施。
- ◆園地斡旋は、法人園地の一部の利用権の切り替えや、研修指導生産者による紹介などで対応。
- ◆みかん生産8割を占める御浜町では、プロモーションサイトによる対外発信力と大幅に増加した新規参入者への研修・支援体制を強化。

第1部 担い手の育成確保の部

三重南紀元気なみかんの里創生プロジェクト協議会

御浜町とは



紀伊半島、本州ほぼ最南端の太平洋沿いの町、三重県御浜町。海岸沿いには、約25kmに渡る七里御浜や、祈りの路、世界遺産「熊野古道伊勢路」。海の巡礼道・浜街道、山の巡礼道・風伝峠、横垣峠の三つの熊野古道など、人々の祈りの歴史の足跡があります。温暖多雨な気候と、みかん栽培に適した水はけの良い土壌が、一年を通して、様々な種類のおいしいみかんを育み、「年中みかんのとれるまち」として親しまれています。その気候と丸いみかんのおかげか、人も穏やかで温かい町です。

御浜町タウンプロモーションサイト

熊野の海の「青」と山の「青」が出会う町



<https://www.mihama-mie-townpromotion.jp/>

御浜町プロモーションサイト「青を編む」

御浜町 YouTubeチャンネル「三重県御浜町 - Mihama Town」

みかん農家のインタビュー動画を始め、御浜町の魅力が詰まった映像を紹介しています。



https://www.youtube.com/channel/UCrXlIn_bVwma-k0JBUI_7MQ



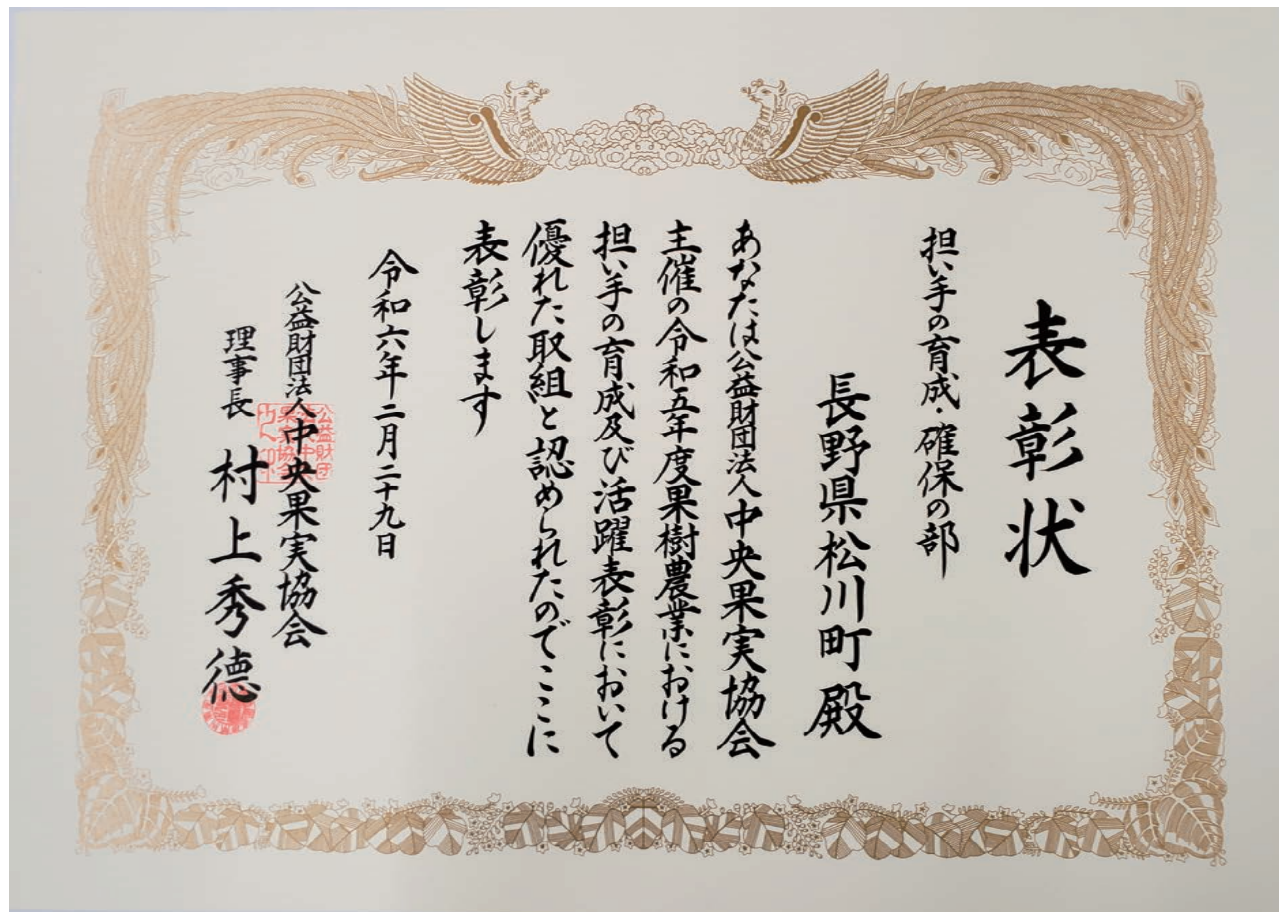
国営事業で整備した園地



新規就農者研修

第1部 担い手の育成確保の部

長野県松川町



- 長野県南部の松川町はくだもの里として、リンゴ、ナシ、モモ、サクランボ、プルーン、スモモ等を生産
- 名古屋圏から高速道路利用で果実直売所での販売

第1部 担い手の育成確保の部

長野県松川町

- ◆地域おこし協力隊制度を活用して、令和2年1月から果樹に特化した研修を開始。
- ◆3年間の研修(1年目法人、2年目指導農家、3年目には自ら借り受けたほ場での栽培管理)。
- ◆研修生への充実した報酬、就農準備金の積み立て、研修住宅等の提供等。
- ◆町の営農支援センターが中心に、研修受入農家、JA、農業委員等が協力して研修生に園地を斡旋。

第1部 担い手の育成確保の部

長野県松川町



【1年目】

- ・りんごを中心とした基礎研修・・・なかひら農場
剪定から収穫までの一連作業、防除、草刈り
選果、販売 など
- ・技能講習、資格取得
農業大学校・・・スピードスプレーヤー、乗用草刈り機
小型トラクター、刈払機操作研修
大型特殊(農耕者に限る)技能講習、資格取得
中部労働技能講習センター・・・フォークリフト、バックホー技能講習、資格取得

【2年目】

- ・希望品目による専門研修・・・指定農家マッチング
- ・自圃場確保の場合、指定農家指導のもと実践研修
- ・JA等の指導会参加



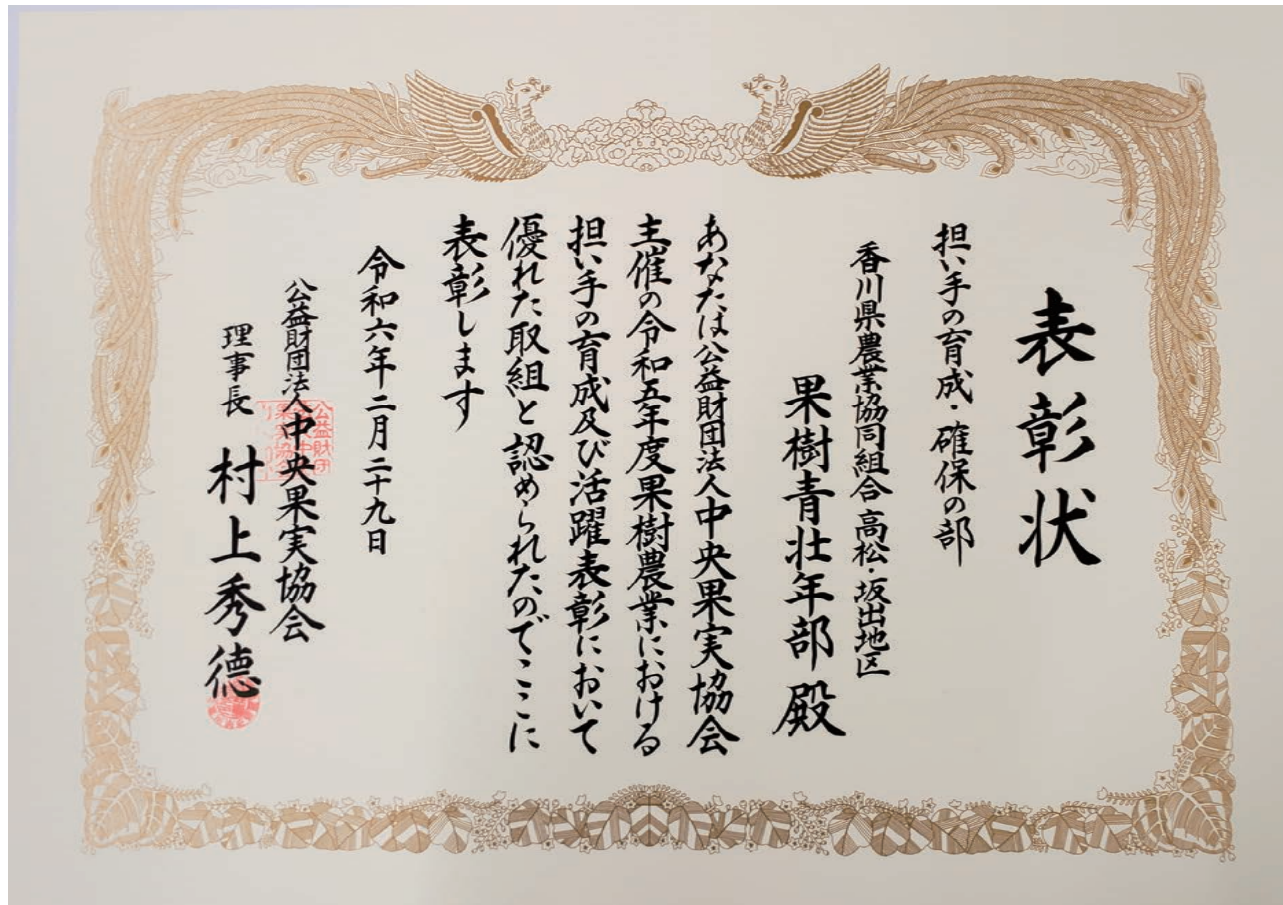
【3年目】

- ・自圃場での実践研修
(管理作業～販売、経営計画策定)



第1部 担い手の育成確保の部

香川県農業協同組合高松・坂出地区果樹 青壮年部



- 瀬戸内海に面する北西部の傾斜地を利用した柑橘栽培が盛ん
- 温州みかんの長期貯蔵技術の取組みや温室みかん栽培の発祥の地
- 同地で発見された果皮の紅が濃い「小原紅早生」が普及

第1部 担い手の育成確保の部

香川県農業協同組合高松・坂出地区果樹 青壮年部

- ◆平成26年に高松・坂出地区の若手生産者17名が青壮年部を設立。新規就農研修生を積極的に指導したことにより定着が進み会員数が14名増加。
- ◆耕作放棄見込みの園地で温州みかんモデル園を整備。先輩会員による新規就農希望者や経験の浅い会員への技術講習や、ドローン防除の実演会等に活用。
- ◆結果樹になったモデル園を若手会員に継承。新たにモデル園を整備し研修ほ場として活用し、成園後に若手会員に継承予定。

第1部 担い手の育成確保の部

香川県農業協同組合高松・坂出地区果樹 青壮年部



平成28年度に整備したモデル園



定植後に結果樹園となったモデル園

モデル園での収穫
作業の現地研修



第2部 活躍する担い手の部

① 審査結果の報告（講評）

- 活躍する担い手の部 3生産者（農産局長賞1点、中央果実協会賞2点）選出
- 幅広い多様な経歴の応募者
 - 農業外から新規参入して果樹経営している者
 - 代々続く果樹農家を継承し法人経営を発展させた者
- 省力樹形、スマート農業技術の導入、6次産業化、販路の多様化、食育などに積極的に挑戦
- 新規就農して果樹農業の可能性に挑戦している取り組みもいろいろな場面で積極的に紹介すべき

第2部 活躍する担い手の部

② 受賞者の紹介

- 農林水産省農産局長賞

株式会社福士農園 代表取締役 福士 寛和 氏

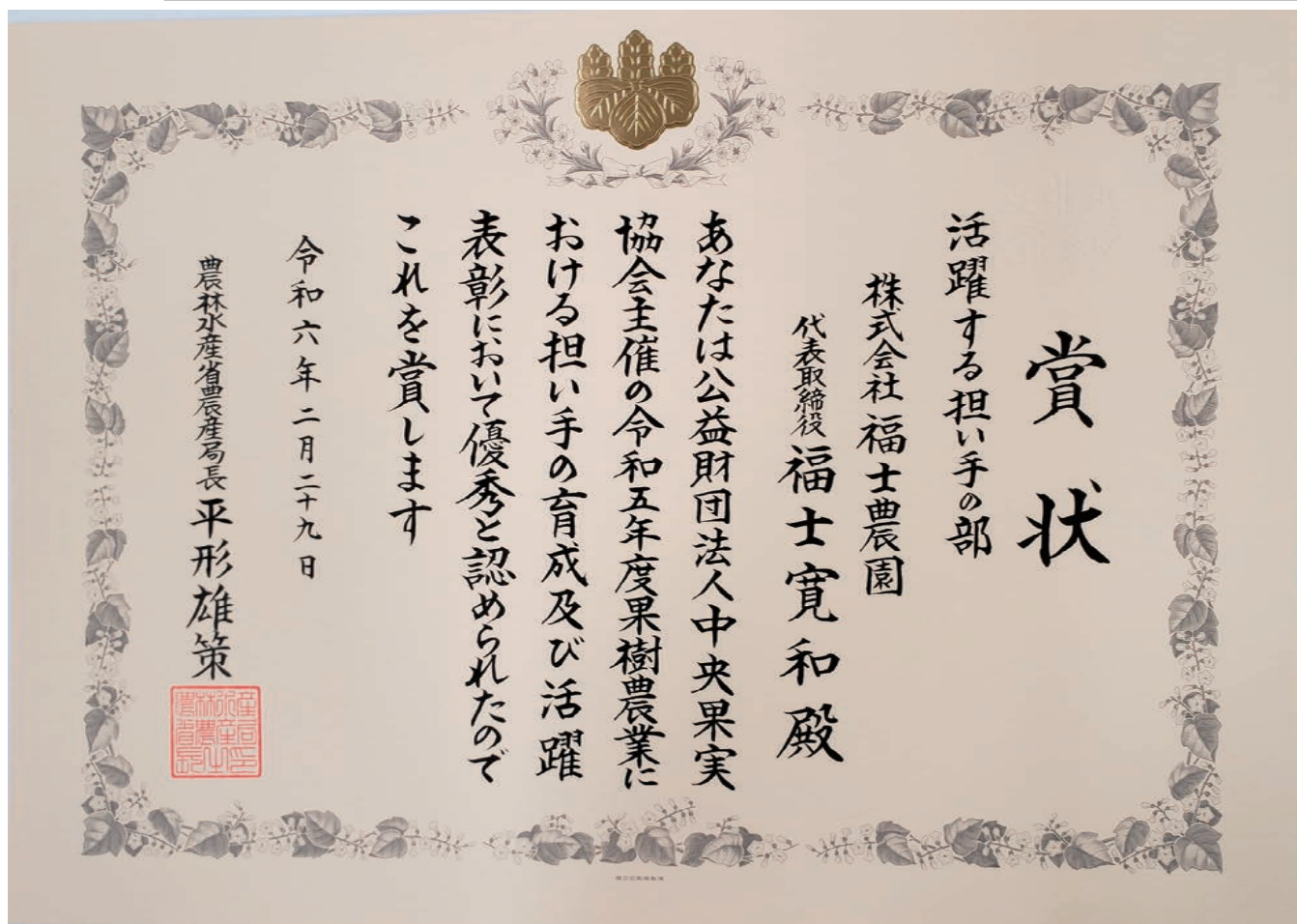
- 中央果実協会理事長賞

米本 真之 氏

岡本 和也 氏

第2部 活躍する担い手の部

株式会社福士農園 代表取締役 福士 寛和 氏



- 青森市浪岡地区において代々90年以上続くりんご農家
- 令和2年4月に法人化し、りんごの生産・加工・販売を行う
- 経営面積約10ha、常用雇用

第2部 活躍する担い手の部

株式会社福士農園 代表取締役 福士 寛和 氏

- ◆りんごの超高密植栽培やドローン等の導入により、経営面積を約10haまで拡大させ、環境にやさしい農業などのSDGs経営を実践。
- ◆自ら販路を開拓し、大手百貨店や高級フルーツ店、著名人などへ生果や自社加工品を直接販売、ふるさと納税返礼品に取り組み、販路を多様化。
- ◆地域の保育園の収穫体験受入や警察へのりんご寄付など地域活動、地域外の小学生へ食育授業を行うほか、取引先の援農ボランティアの受入れ。

第2部 活躍する担い手の部

株式会社福士農園 代表取締役 福士 寛和 氏



りんご園地(超高密植栽培等)の状況



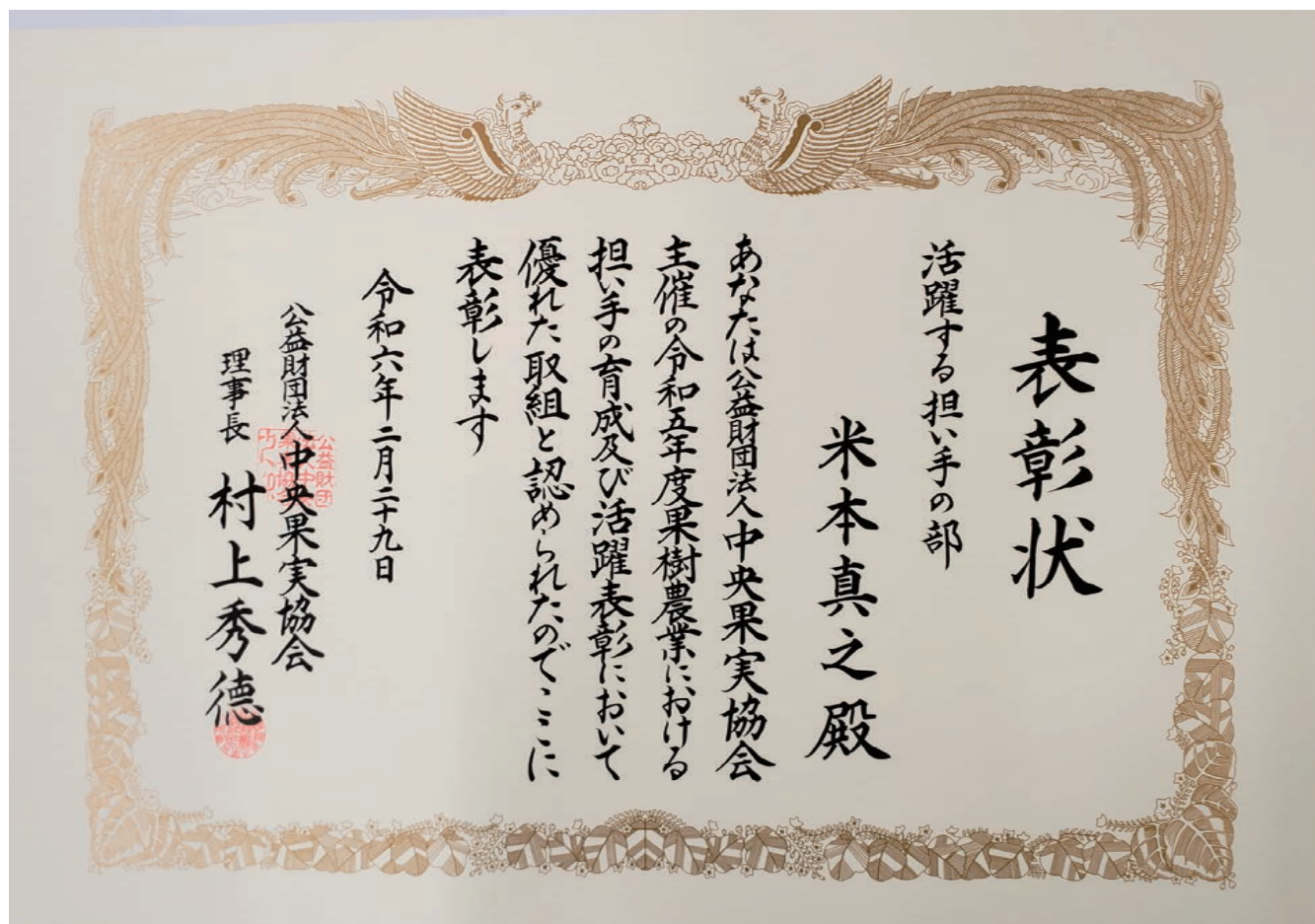
ドローンによる作業



小学校での食育授業

第2部 活躍する担い手の部

米本 真之 氏



- 長野県伊那市で農業外から就農して8年目の若手りんご生産者
- 全園地で高密植栽培を導入し経営面積を拡大(約2ha)

第2部 活躍する担い手の部

米本 真之 氏

- ◆長野県の里親研修を利用し農業外から就農。栽培困難園を借り受け栽培を開始。同時に園地の集積・集約を行い、順次、超高密植栽培を導入。
- ◆就農時に借り受けていた園地を他生産者へ引き継ぎ、令和4年から集約園地で高密植栽培のみの経営を開始。異常気象の影響はあるが単収は順調に伸び、令和4年度は平均単収約8トン/10aを実現。
- ◆新規就農研修経験者の多くが参加する会のメンバーとして、苗木不足に対応できるよう高密植に必要な台木を生産。

第2部 活躍する担い手の部

米本 真之 氏



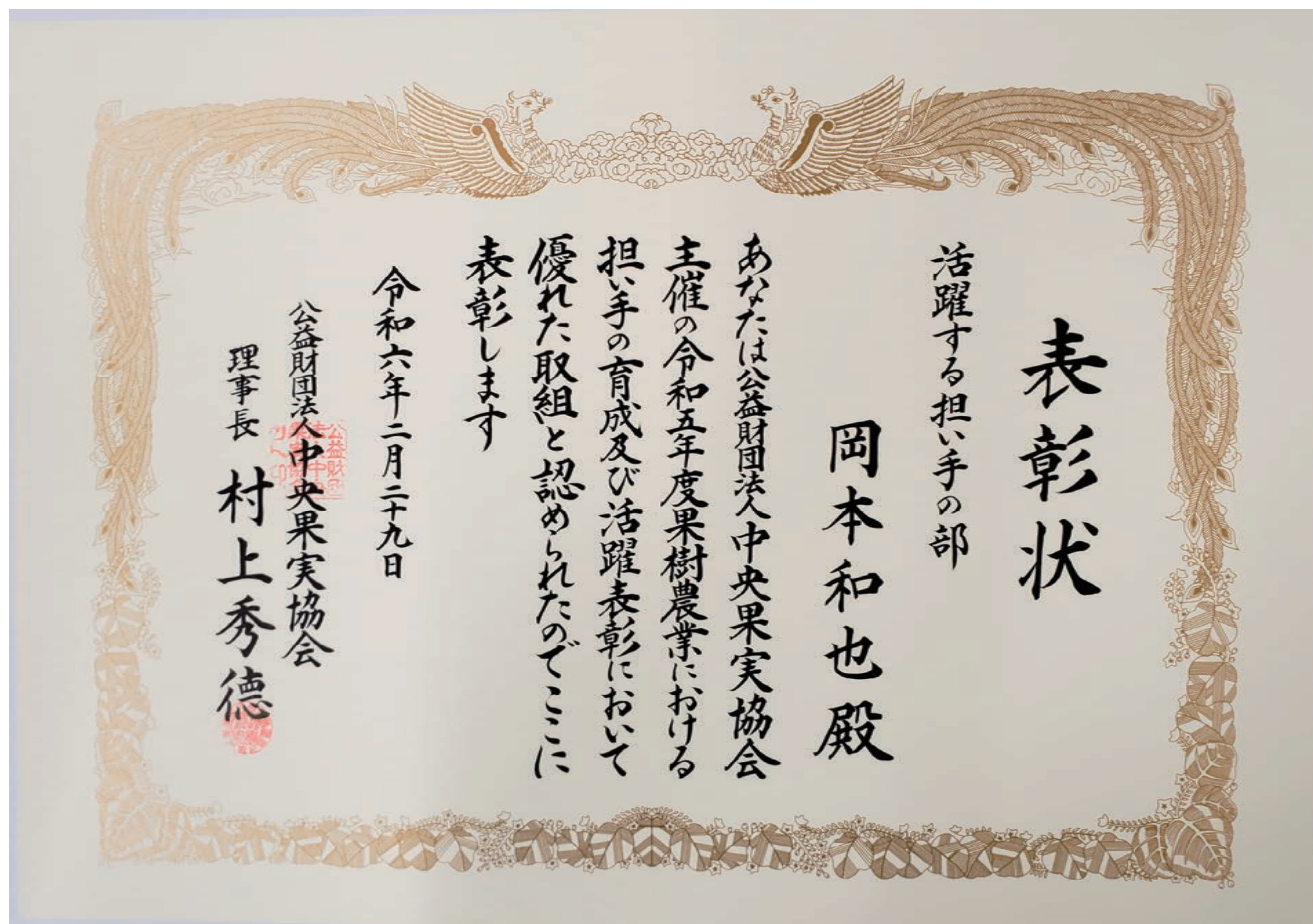
高密植栽培の園地



10トン/10a
の収穫がで
きたりんご園
(シナノゴー
ルド)

第2部 活躍する担い手の部

岡本 和也 氏



- 大分県杵築市で農業外から就農して4年目の若手ハウスみかん生産者
- 家族との共同経営により経営面積を拡大し収益を伸ばす

第2部 活躍する担い手の部

岡本 和也 氏

- ◆ 杵築市のファーマーズスクールで研修し農業外から就農。経営継承により令和2年11月にハウス(3棟32.5a)を取得し、新規営農を開始。
- ◆ 順次ハウスの継承を行い経営面積を拡大。ハウスみかんの単収4.4~5.3トン、粗収益約2千万円と、若手生産者の模範となる経営を実現。
- ◆ ハウスみかん担い手発掘活動の中心メンバーとして、市内子ども食堂の児童への試食会や収穫体験の計画、PR用オリジナル包装資材の制作にも取り組む。

第2部 活躍する担い手の部

岡本 和也 氏



経営移譲を受けたハウス



「ハウスみかん担い手発掘プロジェクト」メンバーと段ボールイラスト(案)ファーマーズスクール1・2期生(右から2人目:和也氏)

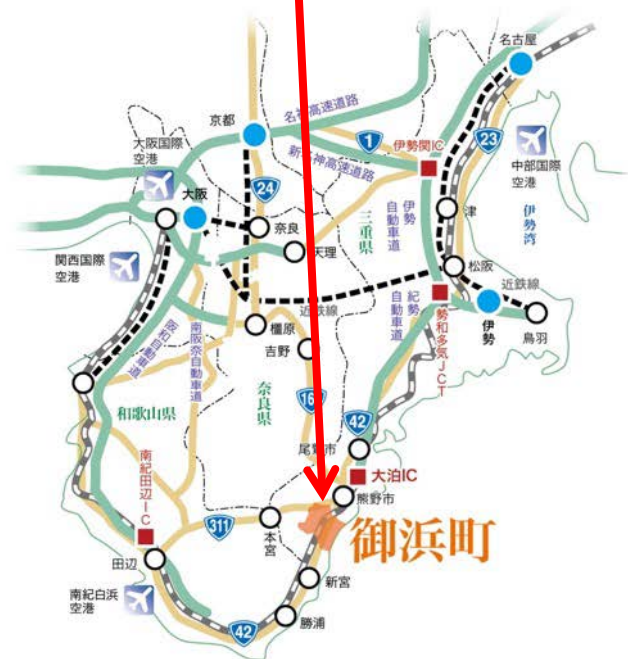
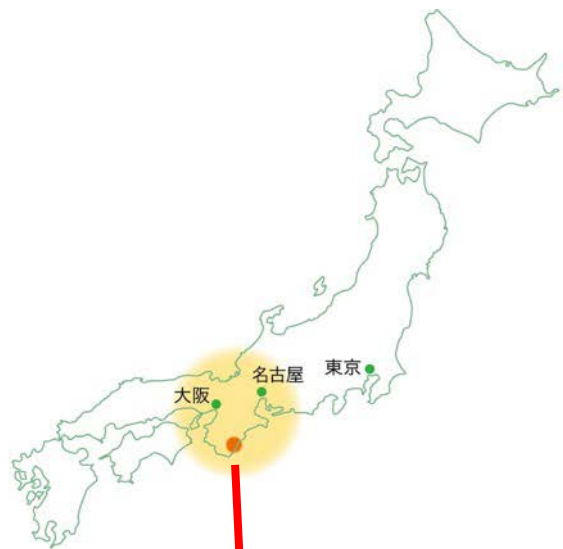


杵築市ハウスみかんの若き担い手 岡本兄弟(右:和也氏)

持続可能な産地を目指して 「みかん、やったらええやん」

三重南紀元気なみかんの里創生プロジェクト協議会
三重県御浜町役場農林水産課

まず、三重県御浜町とは？



産地を守るための取組 ▶ 何を実行したか

産地を守るための3つの柱

「理念」

の作成
と浸透

「発信」

的確な情報を
正しく伝え
正しく届ける

「育成」

高い志を持つ農
業者の育成

←一貫して「いいもの」を作る→

産地を守るための取組 ▶ どのように実行したか

差別化・競争力の高い内容、
御浜町を選んでもらう理由を打ち出す

産地の強み



豊富な日照量
年間平均気温17度
水捌けの良い土地
作業負担の少ない環境

商品の強み



9月中旬、本州で最も早い時期に出荷される
奇跡の青みかん(超極早生温州みかん、味一)

きちんとやれば、きちんと稼げる
農業は儲からないのイメージを変える

産地を守るため3つの柱▶理念の作成と浸透

三重県
御浜町

「みかん、 やったらええやん」

ある農家の言葉

年中みかんの
とれるまち、御浜町!

「みかん、やったらええやん」
ある農家の言葉

わたしたちが自信を持って、子供たちに、「みかん農家になってみたら？」と言える町。それは、わたしたちが、みかん作りに幸せを感じ、同時に誰かを幸せにしている実感があるからだと思う。「ひとつのみかん」が、「ふたつの笑顔」を生む。あなたの「おいしいね」の一言が、わたしたちの笑顔、わたしたちの作る「ひとつのみかん」が、あなたの笑顔。

「ひとつのみかん」が、わたしたちの笑顔と、あなたの笑顔を繋ぐ。わたしたちの食卓と、あなたの食卓を彩る。わたしたちの暮らしと、あなたの暮らしを豊かに。そんなみかんを、みなさまにお届けしたい。

“Well-Being” - 「幸せをおすそわけする社会」生産者が幸せに笑えるからこそ、消費者のみなさんを笑顔にできると信じています。親から子へ、そして、未来のみかん農家へ。「みかん、やったらええやん」わたしたちが、これからも、御浜らしくあるために、これが私たちの理念です。

御浜町のみかん / 御浜町への移住

わたしたちが自信を持って、子供たちに、「みかん農家になってみたら？」と言える町。それは、わたしたちが、みかん作りに幸せを感じ、同時に誰かを幸せにしている実感があるからだと思う。「ひとつのみかん」が、「ふたつの笑顔」を生む。あなたの「おいしいね」の一言が、わたしたちの笑顔、わたしたちの作る「ひとつのみかん」が、あなたの笑顔。

「ひとつのみかん」が、わたしたちの笑顔と、あなたの笑顔を繋ぐ。わたしたちの食卓と、あなたの食卓を彩る。わたしたちの暮らしと、あなたの暮らしを豊かに。そんなみかんを、みなさまにお届けしたい。

“Well-Being” - 「幸せをおすそわけする社会」生産者が幸せに笑えるからこそ、消費者のみなさんを笑顔にできると信じています。親から子へ、そして、未来のみかん農家へ。

「みかん、やったらええやん」

わたしたちが、これからも、御浜らしくあるために。これが私たちの理念です。

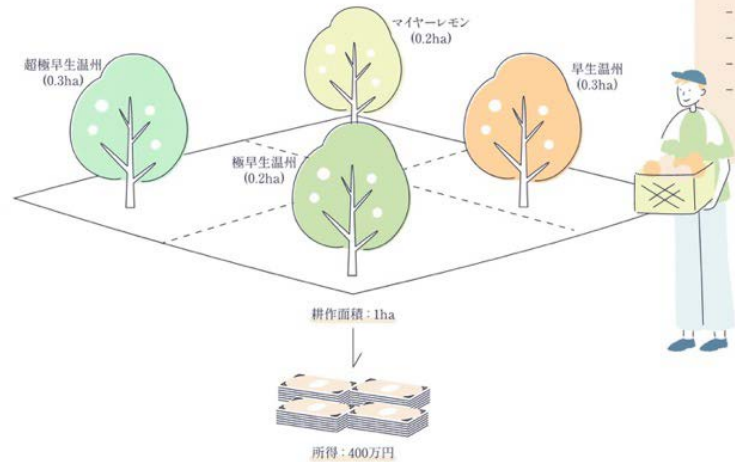
産地を守るため3つの柱▶的確な情報発信



農家インタビュー

— みかん農家モデルの一例

異なる品種のみかんを作ることで労力を分散することができ、繁忙期以外は、基本的に1人でも作業が可能です。
この他のモデルは下記の就職支援情報をご確認ください。



本人+季節労働力

- 男性 35歳
- 御浜町に夫婦で1ターン移住
- 農業は初めて
- 妻は介護士として働く
- 基本は一人で農作業をしているが、収穫の時期はアルバイトや妻にも手伝ってもらう



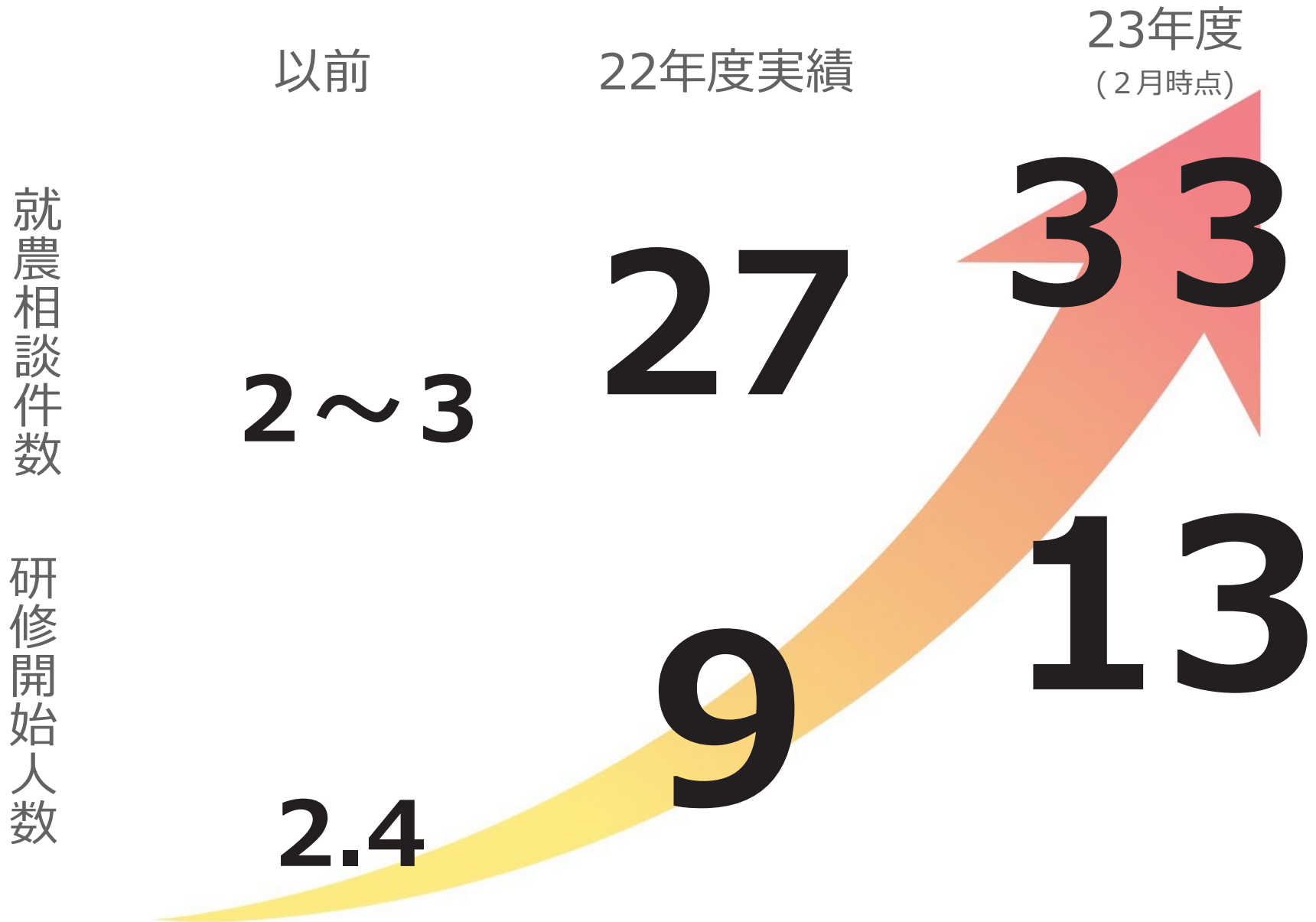
【みかん就農】三重県御浜町の就農物語 - 大阪府から1ターンでみかん就農した仲井照清...
8620 回視聴・1年前



【みかん就農】三重県御浜町の就農物語 - 愛知県から1ターンでみかん農家になった寺西...
8277 回視聴・1年前

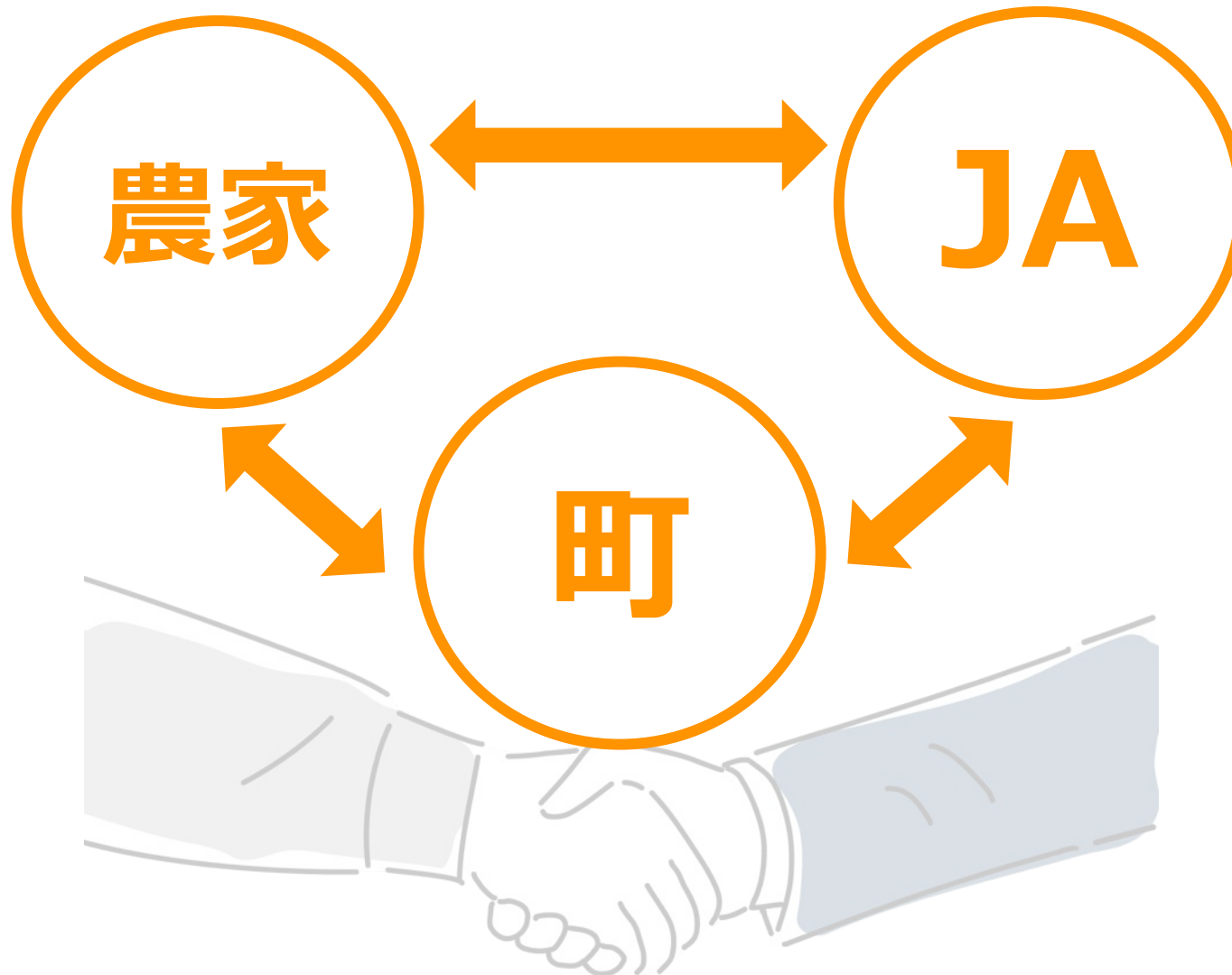


結果と経過



受け入れと持続のために、これが大切

何をやるにしても3者の協力と協業が大切！
徐々に、それぞれが当事者意識を持って変わってきた



付属資料

令和5年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰実施要領

令和5年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰実施要領

ポスター及びリーフレット

令和5年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰実施要領

1. 趣旨

我が国の高品質な果実は、国内外から高く評価されているが、全国の果樹産地では、生産者の減少や高齢化、後継者不足等により栽培面積や生産量が減少傾向にあり、担い手や労働力の不足等が課題となっている。

こうした中、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」（令和5年6月2日食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定）では、「果樹については、生産の増大に転じるため、担い手・労働力の育成・確保とともに省力化した生産体系への転換を推進する」としている。

果樹農業で担い手を育成・確保するためには、未収益期間の存在や園地の確保、せん定といった高度な技術の習得などの課題を解決するため、経営・技術の研修に加え、経営中止生産者等から樹体とセットで園地継承することや、遊休園地を整備（改植/新植等）し円滑に継承をすること等が重要となる。

一方、産地においては、省力技術等による規模拡大やSDGs、6次産業化、輸出等に積極的に挑戦する生産者等が活躍することで、産地の活性化につながっている事例もみられている。

そこで、果樹生産現場において、担い手の育成・確保のための取組を行い、効果的に就農者を定着させている組織及び果樹経営において積極的に挑戦している生産者等を表彰し、その取組を広く紹介することにより、各産地における、より効果的な担い手育成・確保の取組への波及、果樹農業の魅力の発信、ひいては我が国果樹農業の発展に資することとし、表彰事業を実施する。

2. 開催団体

主催 公益財団法人中央果実協会（以下「協会」という。）

3. 対象地域

全都道府県

4. 応募要件

(1) 担い手の育成・確保の部

果樹への新規参入希望者や後継者等に対し、果樹に関する経営・技術の研修を行うとともに、園地、作業施設、農業機械等の斡旋、就農後の各種支援、販路の確保・提供等を行っている組織（市町村、団体、法人、協議会、集団等）

(2) 活躍する担い手の部

省力樹形及びスマート農業技術等の省力技術の活用、販路の確保における工夫等により効率的・効果的な園地経営の拡大、SDGsに関連する取組、6次産業化、輸出等に積極的に挑戦している生産者（個人又はグループ）

5. 応募期間及び受付場所等

- (1) 応募期間 令和5年10月中旬（農林水産所省承認日）から令和5年12月16日（ただし、農林水産省の承認日が16日以降の場合は、農林水産省承認日から2カ月間とする。）
- (2) 受付場所 協会（メールアドレス：k_asakura@kudamono200.or.jp）
- (3) 応募書類 様式1（担い手の育成・確保の部）、様式2（活躍する担い手の部）

6. 推薦等

応募要件に合致する組織又は生産者が表彰に応募しようとする場合は、自薦又は他薦により応募する。他薦については、当該組織又は生産者の所在する市町村担い手担当部署、所轄の普及指導センター、農業公社営農相談部署、又は果樹産地協議会等の応募する組織又は生産者の取組について推薦可能な組織により行うことができる。

応募にあたっては、応募書類に推薦書を添えて受付場所（協会）に電子メール等により電子媒体の書類を提出する。

7. 審査

- (1) 審査基準
審査基準については、別途定めるものとする。
 - (2) 予備審査
協会は、応募期限までに提出された応募書類の予備審査を行い、本審査の対象となる出品財を選定する。
 - (3) 本審査
- (ア) 審査会
- ① 予備審査により選定された出品財の審査を行うため、協会に「果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰審査会（以下「審査会」という。）」を設ける。審査会は、果樹に関する学籍経験者及び主催者の役職員から構成され、委員長を置く。
 - ② 審査会の構成及び運営に関する事項は別に定める。
- (イ) 審査会による審査
- ① 審査会は、予備審査により選定された出品財について書類審査を行い、別に定める審査基準に基づいて表彰の種類ごとに被表彰出品財を選定する。
 - ② 委員長は、審査結果を協会理事長に報告する。

8. 表彰

(1) 表彰の種類

優れた取組と認められ、当表彰における被表彰者の代表としてふさわしい実績をあげた出品財に対して農林水産省農産局長賞を、優れた取組と認められた出品財に対して協会理事長賞を授与する。

(2) 被表彰出品財の名称等

(ア)被表彰出品財が組織の場合は、当該組織の名称により表彰する。ただし、協議会等複数のメンバーが連携して取組を行っている場合であって、協議会等の構成が協定書・覚書等書面により明確にされている場合には、組織の名称の次に（ ）で構成メンバー名を記述することができる。

(イ)被表彰出品財が生産者個人の場合、単一経営体であっても配偶者の貢献度が高いことが家族経営協定書や推薦書等で客観的に証明できる場合は夫婦連名で表彰することができる。

(ウ)被表彰出品財が生産者グループの場合、グループの名称により表彰する。ただし、グループの構成メンバーが3名程度でホームページ等により明確に示されている場合には、グループの名称の次に（ ）で構成メンバー名を記述することができる。

9. 開催日程（予定）

(1) 開催期日 自 令和5年10月中旬（農林水産省の承認日）
至 令和6年3月31日（予定）

(2) 応募締切 令和5年12月16日（土）（ただし、農林水産省の申請の承認日が10月16日より遅くなる場合は、承認日から2カ月間とする。）

(3) 予備審査 令和5年12月下旬（予定）

(4) 本審査 令和6年1月下旬（予定）

(5) 表彰式等 令和6年2月中下旬（表彰式は賞状の郵送をもってかえる。別途、表彰受賞者の取組紹介及び受賞者等による意見交換会を開催し、全国に広く紹介する。）

10. 個人情報の取扱い

応募者から提出された参加申込書等に記載された個人情報は、当該表彰及び果樹農業における担い手の育成及び活躍の推進に関する用途以外に使用しない。

令和5年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰審査会運営要領

1. 審査基準

令和5年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰実施要領（以下「実施要領」という。）7の（1）の審査基準は、次のとおりとする。

（1）担い手の育成・確保の部

- ①担い手育成研修のためのトレーニングファームを運営している場合は、独立就農のための研修を行う園地の面積・樹種、その他施設等及びトレーナー等指導者（法人にあっては指導に当たる従業員を含む）数が受け入れる研修生の数に比べて十分に備わっていること。
- ②生産者園地で研修を行う場合は、研修生を指導する経営・技術能力を有する生産者の数が受け入れる研修生の数に比べて十分に配置されており、かつ、指導する生産者間での情報・意見交換など担い手の育成に関する意識共有が図られていること。
- ③上記①及び/又は②の場合においては、研修修了後の園地継承の仕組みが有効に機能し、独立就農経営の観点から、就農者数に見合った面積の園地継承があること。
- ④園地の集約・整備を契機とした担い手育成の取組の場合は、園地整備の事業実施主体と他の関係組織とが連携して、経営・技術指導、新植/改植による未収益期間の支援等の体制を有効に機能させ、集約・整備した園地を継承する新規就農者（新たに果樹栽培に取り組んだ者を含む）数が当該園地で栽培する生産者数に占める割合が一定以上であること。
- ⑤移住と果樹振興の政策を組み合わせた取組の場合は、市町村とJA等生産者組織が密接に連携しており、市町村の空き家バンク等から就農に必要な住宅等の紹介・改装等の支援、果樹栽培の研修等技術指導と園地の斡旋等がワンストップ窓口的な運用で行われており、地域の果樹農業に貢献する新規就農者数があること。
- ⑥災害復興と果樹振興の政策を組み合わせた取組の場合は、災害復興事業の実施主体が、園内道の設置、傾斜度の改善、機械による省力化、省力樹形の導入等により作業性の改善につながる園地整備を主導し、かつ、整備した園地を新規就農者等に斡旋・継承させ、地域の中核的担い手として定着させるよう運営していること。
- ⑦新規就農者の技術向上・経営安定・地域への定着促進の観点から支援措置を行っていること（以下は、就農定着のための支援措置の例）。
 - ・技術講習会等の定期的な開催
 - ・就農してしばらくの間の巡回指導
 - ・農機具、倉庫等の貸与
 - ・収穫した果実の販路の紹介・提供
 - ・未収益期間の新規就農者への摘果・収穫作業等の臨時雇用の紹介・提供

(2) 活躍する担い手の部

①果樹の生産・販売・加工等の経営において、次のような挑戦的な取組を取り入れて経営を行っていること。

- ・ 省力樹形や農業機械（スマート器機を含む）等の導入による経営面積の拡大
- ・ 省エネルギー・生産資材の低投入の栽培等SDGs経営の実践
- ・ 消費者や実需者等との直接取引等により販路の多様化、収益安定の実現
- ・ 自ら生産した果実の加工・販売等6次産業化による経営
- ・ 果実の輸出の実施。

②地域の果樹農業の活性化、認知度の向上の観点から以下のような活動を行っていること。

- ・ 地域の農業者の集まりでの紹介等による生産者の意識啓発
- ・ 研修生の受入れ
- ・ 経営や地域活動をホームページやSNSでの発信
- ・ 地域外の消費者・実需者・生産者等との連携活動に参加
- ・ 援農ボランティアの協力等の実現に協力

2. 審査にあたって考慮すべき視点

(1) 担い手の育成・確保の部

新規就農者の定着に効果的と考えられる次の事項について考慮する。

① 組織によるトレーニングファーム運営

組織が遊休園地等を活用したトレーニングファームを設置して新規就農研修を実施し、経営中止生産者等の園地継承や、新規就農者に対する園地のマッチングを行うことで、農業経営を効果的に支援している。

② 生産者園地を活用した研修

産地、自治体等が新規就農者育成の仕組みを構築し、生産者の園地における指導により研修を実施し、県の農業者大学校等と連携した座学や資格取得の研修も組み込むとともに、新規就農者への園地等の継承及び地域への定着を支援している。

③ 園地の集約・整備を契機とした取組

遊休園地の集約・整備、干拓地・水田での果樹園造成等を行い、入植者、新規就農者、他作物栽培生産者等を募って整備した園地での果樹経営を振興し、担い手の確保や新たな果樹産地の形成に取り組んでいること。

④ 移住促進・災害復興と果樹振興の政策組合せ

自治体と農業協同組合等が連携して、移住促進策や災害復興の実施に際して果樹振興策を組み合わせることで推進し、果樹振興を当該地域の維持・発展の核として実施してお

り、新規就農者の育成と連動させるため、農業協同組合、市町村、県普及組織が一体となって対象となる地域に集中的に担い手対策を実施していること。

- ⑤ ①～④の取組が複数ある場合は、それぞれの取組が効果的に運用されるとともに、補完的又は相乗的であること。

(2) 活躍する担い手の部

積極的な挑戦が、自らの果樹経営の発展のみならず、地域への波及効果及び果樹農業の魅力の発信に寄与していると考えられる次の事項について考慮する。

- ① 地域の若手農業者等の関心を高め、地域の果樹生産力向上のきっかけとなっている。
- ② 産地の活性化や認知度向上のきっかけとなっている。
- ③ SNS等による発信により、地域外の消費者・実需者・生産者等との連携、直接販売、援農ボランティアの協力等の取組が広がっている

3. 表彰の種類ごとの審査の視点

表彰の種類ごとの審査の視点は、原則として次のとおりとする。

(1) 農林水産省農産局長賞

(ア) 担い手の育成・確保の部（1点）

1の(1)の審査基準の取組が優秀と認められ、当表彰における被表彰者の代表としてふさわしい実績をあげ、全国の後継者・担い手育成の取組を促進するものであること。

(イ) 活躍する担い手の部(1点)

1の(2)の審査基準の取組が優秀と認められ、当表彰における被表彰者の代表としてふさわしい実績をあげ、果樹農業の魅力の発信につながる取組であること。

(2) 公益財団法人中央果実協会理事長賞

(ア) 担い手の育成・確保の部（4～8点）

1の(1)の審査基準の取組が優秀と認められ、全国の後継者・担い手育成の取組を促進するものであること。

(イ) 活躍する担い手の部(1～3点)

1の(2)の審査基準の取組が優秀と認められ、果樹農業の魅力の発信につながる取組であること。

4. 表彰の名称

表彰実施要領8の(2)の(ア)～(ウ)の規定により応募のあった出品財について、被表彰出品財の組織又は生産者の名称を同規定に則った名称により表彰することができる。

5. 予備審査

公益財団法人中央果実協会（以下、「協会」という。）は、出品財の応募状況等を勘案して、必要に応じて、予備審査を行い、書類審査により本審査会の審査の対象となる出品財を選定する。

6. 事務局

本審査会の運営に関する事務は、協会において行う。

7. 審査会の委員

審査会の委員は、果樹の担い手育成の取組、果樹経営への省力技術・SDGs・6次産業化・輸出等に関する学識経験者及び協会役職員から選定する。

令和5年度果樹農業における担い手の育成
及び活躍表彰

あなたの挑戦を 次世代に

令和5年10月18日～12月17日 応募期間

果樹生産現場において、担い手の育成・確保に取り組んでいる組織や、
果樹経営において積極的に挑戦している生産者等を表彰します



担い手の育成・確保の部

応募資格：担い手の育成・確保に取り組んでいる
組織（市町村、団体、法人、協議会、集団等）

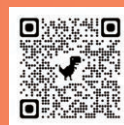
活躍する担い手の部

応募資格：園地経営の拡大、SDGs関連の取組、
6次産業化、輸出等に積極的に挑戦している生産者
（個人又はグループ）

賞 農林水産省 農産局長賞
中央果実協会 理事長賞

詳しくは中央果実協会ホームページにアクセス

<https://www.japanfruit.jp/>



主催 公益財団法人中央果実協会

〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-2-1
日土地内幸町ビル内
03-6910-2922



後援 農林水産省

令和5年度果樹農業における 担い手の育成及び活躍表彰

・表彰の概要・目的

- ▶ 果樹生産現場において、担い手の育成・確保に取り組んでいる組織や、果樹経営において積極的に挑戦している生産者等を表彰します。
- ▶ 各産地でのより効果的な担い手育成・確保の取組みへの波及や、果樹農業の魅力を発信します。

・応募資格

(1) 担い手の育成・確保の部

- ◆ 果樹への新規参入希望者や後継者等に対し、果樹に関する経営・技術の研修を行い、園地、作業施設、農業機械等の斡旋、就農後の各種支援、販路の確保・提供等を行っている組織(市町村、団体、法人、協議会、集団等)

(2) 活躍する担い手の部

- ◆ 省力樹形及びスマート農業技術等の省力技術の活用、販路の確保における工夫等により効率的・効果的な園地経営の拡大、SDGsに関連する取組、6次産業化、輸出等に積極的に挑戦している生産者(個人又はグループ)

・応募期間と受付場所・応募方法

- 期間: 令和5年10月18日～令和5年12月17日
- 受付場所: 中央果実協会(メール:k_asakura@kudamono200.or.jp)
- 応募方法: 実施要領の様式1又は様式2に記入し、電子ファイルを送付

・賞

□ 農林水産省農産局長賞	担い手育成・確保の部	1点
	活躍する担い手の部	1点
□ 中央果実協会理事長賞	担い手育成・確保の部	4～8点
	活躍する担い手の部	1～3点

・表彰日程

- 令和6年2月中下旬(表彰式に代えて、オンラインで受賞者の取組紹介及び受賞者等による意見交換会を行います。)

主催: 公益財団法人中央果実協会

後援: 農林水産省

・果樹農業の担い手の育成及び活躍の表彰を行う趣旨を教えてください。

✓果樹農業の担い手の育成・確保のためには、新規参集者への経営・技術の研修や、樹体とセットでの園地継承、遊休園地の整備(改植/新植等)・継承等が重要です。

✓また、省力技術等による規模拡大やSDGs、6次産業化、輸出等に積極的に挑戦する生産者等が活躍し、産地の活性化につながっている事例が見られます。

✓そこで、果樹生産現場において、担い手の育成・確保を効果的に行っている組織及び、果樹経営において積極的に挑戦している生産者等を表彰することとしました。

✓さらに、それらを広く紹介して、各産地における、より効果的な担い手育成・確保の取組みの促進や、果樹農業の魅力を発信します。

・どんな人が応募できますか。

✓果樹の新規参入者や後継者の育成を行っている組織(市町村、団体、法人、協議会、集団等)の関係者です(担い手育成の部)。

✓省力技術等による規模拡大やSDGs、6次産業化、輸出等に積極的に挑戦する生産者等(個人又はグループ)です(活躍する担い手の部)。

・応募するにはどうしたらよいですか。

✓応募様式(組織、生産者等)に必要事項を記載してください。

✓応募様式に記載する際には、審査会運営要領の審査基準や審査に当たって考慮すべき視点が参考になります。

✓自薦でも他薦でも応募できます。

✓他薦については、組織又は生産者の所在する市町村担い手担当部署、所轄の普及指導センター、農業公社営農相談部署、又は果樹産地協議会等により行うことができます。

